

# 会報

第89号

国立大学協会

昭和55年8月

(第30卷第3号 通卷第89号)

# 会報

第89号

8  
月  
号



国立大学協会事務局

◇目 次◇

●エッセー

師と学生の間・大学考 山梨大学長 古屋 直臣 7

シルクロードの旅 岡崎 敬 122  
《窓》 瞬目反射とウインク 渡辺 誠介 132

事業報告

●諸会議事要録(5月～6月)

理事会(5.21) 15

会務報告  
協議

昭和54年度国立大学協会歳入歳出決算について  
委員の交代について  
第66回総会の日程について  
第67回総会日時・場所等について  
各委員会委員長報告と協議

理事会(6.17) 27

「高等教育の計画的整備について」に対する意見について  
「学寮のあり方について」について  
特別委員会委員の委嘱について  
要望書の処理方法について

第66回総会〔第1日〕(6.17) 29

会務報告  
協議事項

昭和54年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について  
昭和54年度国立大学協会歳入歳出決算について  
昭和55年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について  
各委員会委員長報告と協議

第66回総会〔第2日〕(6.18) 44

各委員会委員長報告と協議  
次回(第67回)総会について

第33回事務連絡会議(6.20) 51

総会状況報告  
大学入試センター連絡事項  
文部省事務連絡事項

第1常置委員会 ( 6. 16)	55
「高等教育の計画的整備について」に対する意見について	
連合大学院について	
学部改組に伴う事務組織の問題について	
高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方について	
第1常置委員会 ( 6. 18)	62
「高等教育の計画的整備について」に対する要望書について	
第2常置委員会からの申し入れについて	
第2常置委員会 ( 5. 7)	63
昭和56年度共通第1次学力試験に関する検討事項について	
第2常置委員会 ( 6. 18)	68
共通第1次学力試験の経費について	
試験場の借用について	
ブロック会議設置に伴う運営経費について	
入試教科目改訂専門委員会委員の追加について	
高校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方の検討について	
ブロック会議の運営について	
入試改善会議との関係について	
入試教科目改訂専門委員会 ( 6. 26)	71
入試教科目の改訂について	
第3常置委員会 ( 6. 18)	79
課外活動施設・設備の整備充実について	
教官と学生のコミュニケーションについて	
留年問題について	
第4常置委員会 ( 6. 18)	81
学生の教育研究災害補償制度について	
大学保健管理施設の増設・充実について	
国立大学共同利用研修施設の設置・充実について	
奨学制度の拡充について	
学寮問題について	
福利厚生施設の基準面積の改定について	
第5常置委員会 ( 6. 18)	85
有志学長による中国訪問計画について	
外国学長招致計画について	



第6常置委員会 ( 5.15) ————— 87

昭和56年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案について

検討課題となっている諸問題について (光熱費の高騰に関する要望書について/教官研究旅費に関する要望について/定員削減に伴う行政事務の簡素化について/富山大学長からの要望事項について/在外研究員、科学研究費等に関する提案について/非常勤職員給与の頭打ちの問題について/国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について)

第6常置委員会 ( 6.18) ————— 91

要望書の処理方法について

本委員会担当の諸問題の過去の経緯と現状について (国立大学教官等の待遇改善について/予算に関する要望について/総定員法のあり方について/大学財政のあり方について/週休2日制について/教官の研究休暇制について/技術系職員の処遇改善について/助手問題について/非常勤職員問題について/学費問題について/教官研究旅費について/定員削減に伴う事務簡素化について)

助手、非常勤職員及び非常勤講師の諸問題について (助手問題について/非常勤職員問題について/非常勤講師問題について)

教養課程に関する特別委員会 ( 5.19) ————— 93

調査資料の取扱いについて

委員の補充について

大学格差問題特別委員会 ( 6.16) ————— 97

格差是正の問題について

図書館特別委員会 ( 6.16) ————— 99

「今後における学術情報システムの在り方について」に対する見解のまとめについて

昭和56年度の図書館予算に関する概算要求について

教員養成制度特別委員会 ( 6.16) ————— 104

アンケート調査結果のまとめについて

特別会計制度協議会 ( 5.16) ————— 109

昭和56年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案について

創立30周年記念行事準備委員会 ( 6.14) ————— 111

記念行事の実施計画について

予算について

第66回総会国立大学協会事業報告	113
------------------	-----

諸 会 合	121
-------	-----

### 要 望 書 等

「高等教育の計画的整備について」に対する要望書	123
「高等教育の計画的整備について」に対する見解	123
厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書	126
課外活動施設・設備の整備に関する要望書	126
国立大学共同利用研修施設設置・充実に関する要望書	127
大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書	128
学生部関係職員の待遇改善に関する要望書	129
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	129

### 資 料

学寮のあり方について	133
共通第1次学力試験に関する申し合わせ	134
入試責任者の臨時交代措置に関する申し合わせ	134
大学入試センターよりの要望事項についての総会了承	135
大学及び高等専門学校卒業予定者の採用選考開始期日等の厳守に関する決議（55.6.5 中央雇用対策協議会）	135
大学設置審議会（大学設置分科会）委員について	136

### そ の 他

学長等の異動	137
寄贈図書	138

## 師と学生の間・大学考

山梨大学長 古屋直臣

\*

十年ほど前のある朝、それまで一面識もなかった加瀬柵造氏（現住友海上火災取締役第一営業部長）から、私の家に電話があった。早川富正氏をご存知かとの問いかけである。早川先生は私の恩師で、片時も忘れることのない方であった。

電話の内容は、西ドイツ・ミュンヘンから日本駐在員として来日されている取引先のドイツ人からの依頼で、先生の消息を知りたいとのことであった。昭和の初め先生が文部省からドイツ留学を命ぜられ、ミュンヘンに2ケ年滞在されていたとき、その止宿先で先生のお世話をしたという八十歳を越えた老婦人が、当時若い学者であられた先生の現在の消息をぜひ調べてほしいとの要望から、同氏が先生の所在を探しているとのことであったのである。

加瀬氏が言われるのに、文部省を訪ねて留学生課をはじめ、関係がありそうな課で尋ねたが、半世紀も前のことで手がかりがつかめなかった。

先生が電気工学の学者とわかってからは、電気学会を訪ねて、古い資料を調べてもらったが、消息は皆目つかめなかった。

また、神田の書店を軒なみ回って、先生の著書を探してみたが、これまた徒労に終わった。

万策尽きた思いである日、銀座を歩いていたとき、偶然に出会った人と話しているうちに、先生が昭和の初め山梨大学工学部の前身、山梨高工の教授であったことがわかってきた。その人物から、私に聞けば先生の消息がわかるはずだということで、私への電話となったのであった。

大正14年2月以来、先生は山梨高工電気工学科の主任教授として、創設期の施設の整備と学生への講義、さらにご専門の高電圧のご研究などに尽されること10

年、その後、文部省の督学官を務められて、現茨城大学工学部の前身、多賀工専の初代校長として赴任され、戦時下の厳しい状況のもとで、学校創設というむずかしい任務につかれたのでした。

先生は謹厳・誠実なご性格の持主で、公私を峻別された高潔な方でした。しかし、学生には厳格なうちにも深い温情をもって接しられ、学生から敬慕されておられました。

その先生は、太平洋戦争が深刻な情勢になった昭和20年5月、非常警報を受けて校長官舎から登校されるため玄関に出られたとき、アメリカ第七機動艦隊による艦砲射撃の直撃弾を受け、すでに嫁しておられたご長女を残して、一瞬のうちにご一家全員、散華されたのでした。この悲報を受けたときほど、私は戦争の悲哀を身にしみて感じたことはありませんでした。

私から、こうした先生のご最期を聞かれた加瀬氏も亦、私と同じ思いにかられたことでしょう。またこのことが、駐日ドイツ人から伝えられたミュンヘン在住の老婦人からの言葉に、「あの誠実なヘルン・ハヤカワはお気の毒なことだ」と言われて絶句されたとか。そして、「戦争という罪悪は許せない」とも申されたとか承わったのでした。

先に述べたように、文部省督学官になられた先生のお住まいは、東京の阿佐ヶ谷駅近くの杉林に囲まれた静かなところでした。昭和11年9月、山梨高工へ助教授としての就任を求められた私は、あれこれ考えたすえ、自分自身の考えを固めるために先生のお宅をお訪ねした。一通り私の言うことを聞かれた先生は、おもむろに口を開かれて、“君!! 学校の先生というのはね、学生に専門のことを教えるなかで、自分の考え、人生観なり世界観を伝えるとか、また自分の研究への取り組みを通して、以心伝心その精神が汲みとられるものだよ。つまり教師の人間像が次代を担う若い学生に伝えられる。少し大げさにいえば、自分の信念とか言動が永久に続くという職業、聖職というものだよ”。と言われた。この先生のお言葉で、私の考えは決まった。人生の岐路であったのである。

爾来44年、微力ではあるが、私は先生の教えに沿うように努力を続けてきた。



終戦直後、茨城大工学部を訪れたとき、先生が砲弾で散らされた校長官舎跡には、遺徳を偲んだ碑が建てられてあった。今もなお聖域として保存されていることであろう。

山梨大工学部の前身校に、創立当時から昭和20年4月まで、外国人講師としてドイツ人ルイス・フーゴー・フランク博士が小樽高商から赴任されてこられた。学校の近くの官舎におられ、高給を得てお務めだった。博士は学生の訪問を喜ばれよくご馳走してくださ

った。奥さんはイギリス人、お子さんは男女一人ずつで、すでに結婚されていた。息子さんのご夫人はソビエト人、娘さんのご主人はアメリカ人でした。そして博士は私たちに、わが家は国際家族だといって喜んでおられた。

体格のよいユーモラスな方で、電気化学とドイツ語を担当された。前々から日本におられるのに日本語を覚えようとされず、たまに出る言葉にスキーと霧ヶ峰スキー場をもちって、スキリが峰などというのであった。電気化学の講義用にご自分で英文タイプを打たれ、粗末な紙の両面をぎっしり使うという節約ぶりでした。ドイツ流のアクセントのある英語での講義はわかり易かった。メモ用には印刷された紙の裏を使い、鉛筆は2~3糎の長さになるまで使うといった徹底ぶりでした。ドイツ人の物を大切に作る心には学ぶべきことが多かった。卒業式の日、先生は私を呼んでゲーテ著の小冊子、「Das Märchen」を記念に贈ってくださった。この内表紙には、Geschenk des Deutschen Botschafters an N. Furuya für gute Leistungen in der deutschen Sprache. Tokio, 1932. Deutsche Botschaft in Tokio と記されてあった。

そのフランク先生は、戦況が不利になった昭和20年初め、ユダヤ系の血を引い



ているという理由とかで、学校から追放されて横浜へ移住されてしまった。それ以来杳として行方がわからない。教えられることの多かった先生だったのに、残念でならない。

京大卒業後、長野県東北部を地域として送配電事業を行っていた東信電気の社員として、高瀬川の電源開発に従事しておられた岡本昌一先生は、精神力の強い方であった。早川先生が留学先のドイツから帰国されるのと入れ替わってドイツに留学された。2年の留学を終えて帰国された先生は、送配電の講義を担当された。それから十年以上過ぎたある土曜日の午後、私は先生と組んでテニスの試合に参加した。先生が前衛を守られ、スマッシングするため腕をふりあげた途端に、痛さに耐えかねたような恰好をされて、そこにうずくまってしまった。右腕の関節が赤く膨れあがっていた。間もなく東京六本木の病院へ入院されて、右腕を切断するという大手術を受けられた。関節部に肉腫ができていたとのことであった。ご退院後は左手で黒板に字を書かれ、以前と同じように力強く講義を続けられた。二度目の手術では肩のところで、腕のつけ根から切除されてしまった。その決断力にはただただ感服させられた。

外国留学から帰国された先生に初めておめにかかったとき、赤ら顔で皮膚のつやがよくお若そうなのに頭髮が真白なので、内心驚いたのでした。教師の末席をけがすようになってから、先生が語られたなかに、大分以前、日赤本社病院で眼球の手術を受けたとき、その直後医師から、天井にあった一つの節穴を一週間見続けるように言われたということがあった。手術後眼玉が正しく固定するまで動かさないように、というのであろう。大変な辛抱である。

いつだったか、先生の白髪の原因はいろんな薬を飲まれたためだったと聞かされた。最近の薬害というものであろう。それほど病気に耐え抜いてこられたのである。

その後もお元気で、戦時下も主任教授として職責を果たされた。学生の就職についての割り当てなども、軍民両者の間で困難な仕事の一つのようでした。戦後の物資不足を乗り越えて、戦災を受けた学校の再建に尽された。こうして一見全

快されたようにお見かけしたのですが、今度は足の指先に再発され、歩行が困難となられたために、学校への往復にはお嬢さんと自転車に相乗りされ、教室では車椅子で講義をされた。このような先生の手力の強靱さに、学生は感銘を深くし、教師像を見る思いのようでした。その年の夏は猛暑が続き、長い間耐え抜いてこられた先生は遂に身罷れたのでした。

九大を出られて直ぐ着任された森光三先生は、純粹無垢の学者的教師と申すべき立派な先生でした。学生時代の先生は、電気工学を専攻されるなかで、数学の講義を熱心に聴講されたと伺っている。とくに私にとっては、研究者としての手ほどきをしていただいた有難い方でした。部屋がご一緒だったので、日夜直々のご指導を受けることができました。先生が講義される時、“それはこうですかね”と学生に問いかけるようにして進められた。つまり学生とともに学ぶといった態度で講義された。このやり方は、学生に自信を持たせ、自らやる気を起こさせる、という学問をする者の本来の姿勢を育てることになったのである。先生はこうした大事な理念を貫ぬかれた方でした。

私は学生の時代と教師の道についてからも、このような師のもとで、教えられ導かれてきた。そして、自分なりに学び学生と接する生活から、自分なりの考えとして固め得たものといえば、大学という場は、教師と学生とが深く信頼し合うこと。これが原点として存在するものでなければならぬと信じている。次に教師は学生にとって、その将来を切り拓く先達であると考えている。したがって、大学に席をおく教師のすべてに課せられた任務は、自らの日常の行動がそれにふさわしいものでなければならぬし、学生は教師の警咳に接し自ら学びとり、自分自身を人間的にも学問的にも、進歩の基盤を創り出すものでなければならぬと考えている。

古くは、中世ヨーロッパに大学が開かれてから、時代々々に対応しているいろいろの過程をへて今日に至っている。しかしいずれの時代においても、大学は先見的立場から社会をリードするという使命が貫ぬかれてきた。

このように、時代を先取りして社会の進展に寄与するという使命を持った学者

集団である教師と、次の世代を担うべき学生が自らの進歩の基礎づくりをする。この両者の組合せからなる大学において、それぞれ立場の相違を認識したうえで両者が一体化して、目的達成のために最大の努力をする。これが大学の本来像だと考えている。

山梨大学には、専門学校の間からマイスター制度があった。オックスフォードやケンブリッジのチューター制のようなもので、新生が教師の誰かを選びその承認をえて登録する。教師を核としてグループを作り、学生は教師を囲んで平素何でも自由に語り合う。またハイキングとかスポーツなどを実施して、人間的ふれ合いを深める。また自分ひとりで解決できない悩みごとについては、それを打ち明けて相談にのってもらう。この制度は戦後の混乱期の学生にとって、大きな寄りどころとなった。中途退学に追いこまれた学生も、無事に卒業できて社会で立派に活躍している。

昭和41年4月から2ヶ年学生部長を併任した期間は大変だった。第一回羽田事件からはじまって、学生運動が全国に広がった。肉体的にも精神的にも大きな負担がのしかかった。多数の若い学生集団を相手にした交渉は、身心ともに疲労が多く労苦の一語につける思いではあったが、大学として守るべき線は崩さなかった。そうした一貫した態度がむしろ学生に信頼されることにもなった。当時はげしくやり合った学生が、社会の実態を体験し再び訪ねてきての言葉に、反省している内面をのぞかせるとき、かつての労苦も楽しくさえ感じられるのであった。

学園紛争が全国的規模に拡大した昭和43年の暮、学生自治会委員長選挙がきっかけとなって、学生部の建物が一部の学生によって占拠された。この事件は全学教職員の団結と良識のある学生によって、一ヶ月余りで封鎖がとかれ、他大学にくらべて短期間で解決したのであった。東大安田講堂の攻防紛争はその後に起こった事件であった。

学生部封鎖解除当日の場面を紹介する。

木造二階建の建物に立て籠った学生の排除について、あらゆる角度から検討が行われ、当日は早朝、多数の教職員が周りを囲み、一方だけは空けておいた。一

勢に大声をあげて建物からの退去を呼びかけた。二十名前後の占拠学生はこの勧告に応ずるであろうとの読みであった。数台の消火ポンプ、梯子、投石よけの楯などが用意された。こうした呼びかけに、占拠学生からは二階の窓から散発的に石が飛んできた。退去の呼びかけと投石の応酬が続いた。ところが、それまで背後に控えていた学生が前面に飛び出て、建物の窓をめがけて石を投げだしてしまった。予想外のハプニングだった。これをきっかけにして、学生同士の投石合戦が激しくなった。投石停止の呼びかけも通じない始末である。そのうちに二階の窓をめがけてポンプ車から放水がはじまり、梯子があちこちにかけて、建物へ突入する状況に進んでしまった。

窓ガラスが割れ、放水がしばらく続くうちに、占拠学生からの投石はまばらになった。

そのうちに先生たちに抱きかかえられてずぶ濡れになった学生が屋外へ連れ出されてきた。疲労しきった姿で無言のままたずんでいる。中には負傷者がおり手当てを受けている。

戦いは終わった。しかし、この情景を見て空虚なそして殺伐とした気持におそわれた。ほっとした思いと、これでよいのかといった悔悟に似たものであったのである。占拠学生もうちの学生である。教師と学生の信頼は大学の根本であるのに、これが無惨にも崩れ去った姿である。自己嫌悪感がこみあげてきた。この心情はすべての教師の心に焼きついて、その気持がおさまるまでにはかなりの時間を要したことであろう。

またこれを契機に、多くの学生から礼儀正しく挨拶されるようにもなった。先生もやるときにはやるものだ、といった信頼感であろうか。大学運営のむずかしさと、これを確立して大学本来の目的を達成することの大切さを、身にしみて感じたのであった。昨今、学生は落ちついて学業に励んでいる。混迷する国際社会の現状から、将来の展望は立てにくい時代である。だからこそ、暗夜には光明という観点から、大学は教師と学生との先見指向型共同体の場として、真価を発揮して、世の指標となるべきであると考える今日この頃である。

# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 理事會

日時 昭和55年5月21日(水)10:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 向坊会長

香月, 沢田各副会長

今村, 大池, 畑, 須甲, 斎藤, 猪, 丸山 (代: 渡辺図書館長), 石塚, 山村, 綾部, 竹山, 山岡,

神田, 岳中, 井上各理事

小坂第1常置委員長

福田, 吉田各監事

(大学入試センター) 加藤所長, 中村管理部長

向坊会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように述べられた。

本日は、本協会の決算関係事項および来る6月総会の日程その他についてご審議いただくためお集まりいただいた。

なお、このたび官島監事(筑波大学長)に代り福田筑波大学長が新たに監事に就任されたのでご紹介する。

次に、本日の議事運営に関することであるが、議題5の「各委員会委員長報告と協議」のうち、第2常置委員会関係の共通入試問題については種々論議もあると思うので、これを最後に回して午後から始めることにし、その他の議事は午前中に終るように取り運びたいのでご了承願いたい。なお、共通入試問題について協議の際、大学入試センターより加藤所長、中村管理部長が出席されるので、ご了承いただきたい。

次に、竹下事務局次長より配付資料の説明があったのち、議事に入った。

### I 会務報告

会長より以下のことについて報告があった。

#### (1) 要望書の提出について

前回理事会の際、第6常置委員長より提案があった文部大臣宛の「光熱費の高騰に関する要望書」については、去る4月7日開催の特別会計制度協議会の席上、井内事務次官以下各関係官にこれを呈示し、趣旨説明のうえ善処方を要望した。

#### (2) 共通第1次試験に関する記者会見について

昭和55年度の共通第1次試験が終了した段階で、去る5月7日、第2常置委員会ではその結果を基に問題点の検討を行い、来年度の共通入試の実施方針について協議した。当日は大学入試センター所長も出席され、隔意のない意見の交換が行われたが、そのあと文部省記者クラブからの申し入れに応じ記者会見を行い、斎藤委員長が委員会の審議経過について報告された。

当日の状況の詳細は後刻委員長より報告があると思うが、取敢えず以上のことを報告する。



(3) 大学・高専卒業予定者のための就職事務  
に関する申合せについて

昭和55年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する国公立大学・高専団体の申合せについては、3月中旬以来大学団体側あるいは大学側と企業側との懇談を開いて検討してきたが、過去数年の実情や企業側の採用計画策定期等を勘案し、55年度(56年3月卒業者)においても昨年度と同様に10月—11月の線〔求人(求職)のための企業と学生との接触(いわゆる会社訪問等)は卒業前年の10月1日以降、選考開始は11月1日以降〕で実施することになった。

なお、このことについては、去る4月17日付会長名文書をもって各国立大学長宛ご連絡し、趣旨の徹底方について配慮をお願いした。

(4) 特別会計制度協議会について

去る4月7日、第42回特別会計制度協議会を開催し、文部省側から「昭和55年度国立学校特別会計予算」の内容について説明をうけ、これについて隔意のない意見交換を行った。

なお、当日配付された資料の一部をご参考までに本日配付した。また、去る5月16日には第43回協議会を開催し、文部省側から「昭和56年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案」について説明をきき、意見交換を行った。これはその後、事務局長会議で示達されたが、その内容は昨年度と余り変りはない。しかし、今年の方が一層厳しくなっており、一般会計予算は伸び率ゼロになる見通しとのことである。

(5) 大学設置審議会(大学設置分科会)委員  
候補者の推薦について

当協会から推薦した大学設置審議会(大学設置分科会)委員のうち、4月末日をもって任期満了となる2名の委員(宮島筑波大学長、岡本埼玉大学長)の補充について、文部省から4月15

日までに候補者(複数)を推薦されたい旨依頼があったので、両副会長とも協議し、次の3学長を推薦することにしたので、ご了承を得たい。

榊豊橋技術科学大学学長

須田神戸大学学長

幡香川大学学長

(6) 日教組からの申し入れについて

去る3月27日、日教組大学部飯山執行委員等13名が当協会を訪れ、会長宛に「国立学校教職員の定員問題——特に定員外職員の待遇改善に関する申し入れ書」を提出した。また、4月9日には山川大学部副部長等3名が来訪し、当協会ならびに公立大学協会、大学入試センター宛の「共通入試の改善に関する申し入れ書」を提出した。

石塚事務局長がこれらの申し入れ書を受理し、この旨を第6常置委員長ならびに第2常置委員長にそれぞれ連絡した。

(7) 国大協宛要望書について

前回理事会に報告した以後に当協会宛提出された要望書は「資料13」のとおりであり、関係委員会に回付したのでご報告する。

---

## II 協 議

---

1. 昭和54年度国立大学協会歳入歳出決算について

会長から、昭和54年度国立大学協会歳入歳出決算についてご審議願いたいと述べられ、これについて事務局より資料を基に説明があり、ついで吉田監事より、会計監査の結果適正に処理されている旨の報告があり、異議なく承認されたので、これを6月総会の際付議して追認を得ることとした。

なお、関連して石塚事務局長より次のような

補足説明があった。

会計監査の際「国立大学協会が規定している会計に関する諸規程において、現在の実情に適合しない条項もあり改正する要あり」との指摘があったので、これらの点については事務局においてこれを検討し、11月総会までに改正案を作成して提出したい。

## 2. 委員の交代について

会長から、常置委員会教員委員の定年退官に伴う補充ならびに学長の交代による特別委員会委員の選任について「資料8」のとおりお諮りすると述べられ、ついで、竹下事務局次長より資料について説明があり、異議なく原案どおり承認された。

## 3. 第66回総会の日程について

会長から、来る6月17、18日開催の第66回総会を「資料6」の日程によって運営してよろしかお諮りすると述べられ、ついで、竹下事務局次長より資料について説明があり、異議なく原案どおり承認された。

## 4. 第67回総会日時・場所等について

会長から、本年秋に開催する第67回総会の日時・場所等については、創立30周年記念行事との関係もあって、既に前々回理事会(54.11.1)の際お諮りして了承を得ているが、ここに改めて「資料7」のとおりご報告すると述べられ、ついで、竹下事務局次長より資料について説明があり、了承された。

## 5. 各委員会委員長報告と協議

各委員長から、それぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

### (1) 第1常置委員会(小坂委員長)

#### ① 学部改組に伴う事務組織の問題について

近年各大学で学部改組が進んでいるが、昭和52年5月以降に学部改組が行われた大学(11大学)においては、1学部が2~3学部に分離改組されても事務組織の方は元のまま一つとされている。従来は1学部1事務部という形であったところに、このような異なった組織が同一学内に置かれることについて若干問題もあり、また複数学部の事務を1事務部で処理することによって支障を来す面が生ずるのではないかの懸念もあるので、組織上の問題としてこれを取り上げて検討することにした。それで、まずその実態を把握する必要があるということで、関係大学に対し、その組織形態やこれに伴う問題点等についてアンケート調査を行うことにした。目下調査中なので、その結果は総会の際に報告したいと考えている。なお、この問題は目下第6常置委員会で取り上げている事務簡素化の問題とも関わる点がある。

#### ② 高等学校の学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方について

このことについては前回にもご報告したが、第2常置委員長よりの申し入れを受けて検討を始めることになった。これは、今度の高校の学習指導要領の改訂によって、大学入試のあり方の見直しが必要となったが、それは単に入試のあり方のみでなく入学後の教育のあり方にまで関係するところがあるので、この際、大学教育の組織機構、特に最初の受皿となる教養課程のあり方について検討しようというものである。これについては、入試の問題との関わりもあり、また教養課程の問題が重点となることから、関係の第2常置委員会および「教養課程に関する特別委員会」とも連携をとって検討を進

めることとし、両委員長とも相談して3者の合同小委員会を設けることにした。そして、そこでの検討結果を踏まえてこの問題に対処したいと考えている。

③ 「高等教育の計画的整備について」に対する意見について

昨年12月14日に大学設置審議会大学設置計画分科会から出された「高等教育の計画的整備について」（後期計画）の内容について検討し、これに対する意見を文部省に提出したいと思い、専門委員にその文案の取りまとめをお願いしているが、その草案の作成が本日は間に合わなかった。それで、総会前日に委員会を開催し、そこで原案を検討したうえ理事会に諮り、総会に提出したいと考えている。これの概略の内容は前回理事会にご報告したとおりであるが、案文についてご審議いただくため、できれば総会第1日の昼休み時間に理事会を開いていただくことをお願いしたい。（了承）

④ 外国人の国公立大学教員任用の問題について

この問題については、現在いろいろの資料も集まっているので、これらの資料を基に今後慎重に検討してその結論を出したいと考えている。

(2) 第3常置委員会

(広根委員長欠席のため竹下事務局次長説明)

① 経費負担区分を中心とした学寮問題について

この問題は、第3・第4常置委員会合同の審議事項であり、後刻第4常置委員長よりこれについての報告があるので省略する。

② 課外活動施設の整備拡充の問題について

この問題は、この委員会で2年間来討議されてきた問題である。その間、昨年6月総会の際に第4常置と共同で「厚生補導に関する施設の

基準面積の改正についての要望書」を提案し、その承認を得てこれを文部省へ提出したが、引きつづき更にこれを具体化した要望書を作成しようということで、約1年に亘る検討を経て、課外活動施設の整備ということを重点とした別紙のような要望書を取りまとめた。この要望書（案）は、去る4月22日の第3常置委員会で承認されているので、理事会でご審議のうえ、これを6月総会に提出することのご承認を得たい。

以上の提案について審議の結果、異議なく承認された。

③ 昭和55年度の大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

この問題については、先ほど会務報告のなかで会長から概略が述べられたので、それによってご了承を得たい。

(3) 第4常置委員会（山岡委員長）

① 経費負担区分を中心とした学寮問題について

この問題に関する第3・第4常置合同会議の経緯はお手許に配付してある前回議事録（18～19ページ）のとおりであるが、なお引きつづき学寮問題小委員会においてこの問題を検討してきた結果、先の第61回総会へ提出した「今後の学寮のあり方」（参考資料）を若干手直した別紙「資料10」のような案がまとまった。ついては、これを国大協の統一見解として認めて貰うことを来る6月総会に提案したいので、ご審議のうえご承認を得たい。

ついで、同案の朗読および修正箇所についての説明があったのち、次のような意見の交換が行われた。

○ 「資料10」の4ページに、この案で提示し

たような学寮づくりがむずかしい場合には、「大学の管理から外し」た別な形態の学生宿舍も考えられると述べられているが、そうするとそれは最早学寮とはいえないものになるのではないか。

- 同じく4ページに「今後外国人留学生の増加が予想されることを考えて、当該大学の学生が留学生と起居を共にするような学寮も考慮されて然るべきであろう」とあるが、このような学寮のあり方は今後は積極的に進めるべきであろうと思う。
- 先程も意見があった「大学の管理から外し」た別の形態の学生宿舍も考えられるとある点であるが、これは管理上困難な学寮は大学の管理から外すということであるのか、それとも学寮全体を大学の管理下には置かないということであろうか。
- 学寮を教育の場とするという考えの時代は、もう過ぎ去ったのではなかろうかということから、学寮を単なる福利厚生施設と見做して大学の管理下から外すということもあり得るのではなかろうかということである。
- 新しい学寮の建設が進められている状況の下で、国大協として、大学が学寮を持つことを諦めるようにも受取れる意見を述べる必要はないのではないか。
- これには、前提として「もし、こうした新しい見地にもとづく学寮づくりが、依然として管理・運営の壁によって阻まれる場合には」という前提がある。このようなことがあってはならないということが建前であるが、極端な場合にはそういう方法も考えられるということである。
- この案の「1. 学寮イメージの轉換の必要性」の項で、昭和37年の学徒厚生審議会の答

申を引用し、「教育的機能をより有効ならしめるためには、施設の整備や奨学制度の拡充などにより、物的環境の改善と学生の経済条件の向上に努める必要がある」と学寮の教育的機能を肯定しながら、「2. 学寮の改善と充実」のところでは「学寮を福利厚生施設とみる傾向が強くなっているが……」と述べているのは、学寮に対する考えに矛盾があるのではないか。また、学寮の入寮選考に当たって、学生の経済状態に配慮しているという現状を無視してはならないと思う。

- その配慮は必要だが、学寮に対する考え方が、いつまでも当初のような生活援護的性格のままであってはならないということをしているのである。

概ね以上のような意見の交換があったのち、この「見解」については以上の意見を踏まえたうえで字句や表現について若干修正することを前提として、これを総会に提出することを承認した。

#### ② 要望書の提出について

例年提出している学生の厚生問題に関する次の諸要望書については、昨年と同文の内容で今総会に提出したいのでご承認をお願いしたい。

- 1) 国立大学共同利用研修施設設置・充実に関する要望書
- 2) 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書
- 3) 学生部関係職員の待遇改善に関する要望書

これについて協議した結果、これらの要望書の総会提出を承認した。

なお、関連して、このたび行われた「学生教育研究災害傷害保険」の改善措置について、石塚事務局長から「資料15」を基に、その経過と

内容の要点について説明があった。

#### (4) 第5常置委員会(石塚委員長)

##### ① 外国学長招致計画について

例年行っている外国学長の招待については、今年度はブラジル国を第1候補として、その招致方の折衝を文部省に依頼した。ところで、招致学長の人数であるが、これまでは3名ということで続けてきたが、ブラジル国は遠方であるため旅費が高むので、文部省では予算の関係で今回は2名にしたいという意向である。

##### ② 有志学長の中国視察計画について

これは当委員会の公式のテーマではないが、種々の経緯から当委員会での取りまとめを引受けることになった。これの参加希望者は最初19名であったが、文部省との折衝の結果、たとえ自費による出張であっても、これだけの人数の学長が一遍に外国に出かけることには若干問題があるということや、その視察の目的を明確にする要があることなどの意見があって、仲々順調に進まない状況にある。そのような事情もあり、またこれらの折衝過程で多少条件の変化も生じてきたので、現状の問題点を指摘して参加希望学長に対して改めて意向を問うことにした。これを去る3月24日付で照会を行ったところ、9名の学長が辞退され、10名の学長が希望するという結果となった。この10名という人数なら一班編成で行くことも可能と考え、もう一度文部省と訪中ルートの問題について相談したいと考えている。中国側もこの人数なら問題はないのではないかと考えている。

##### ③ 中国の留学生問題について

中国の留学生について、先般(55.1.25)の委員会で文部省留学生課から説明があったが、昨年度受入れ分の425名の進修生・研究生の中

の一部を「訪問学者」(共同研究者)として扱うようになったとのことである。このように、中国側の要請によってその内容が変えられ、文部省はその都度受入れ大学に直接交渉して、中国側の希望に応じた処置を行っているようである。これでは、中国留学生の全体の状況について国大協は知り得ないわけであるので、これらの状況について具体的な資料を添えて文部省側より説明して貰うよう要請したいと考えている。

以上のような報告があったのち、有志学長の訪中問題について若干意見の交換があり、この問題については石塚委員長が文部省と更に折衝することとした。

#### (5) 第6常置委員会(今村委員長)

まず、前回の理事会で報告した事項のその後の経過について報告する。

##### ① 光熱費の高騰対策について

この問題については、先程の会長からの報告にもあったように、4月7日の特別会計制度協議会の席上で文部省の各関係官に要望書を呈示し、必要経費の確保のため特段の配慮をされたい旨要請した。これについては文部省としてできるだけ要望の趣旨に添って努力したいということである。

##### ② 教官研究旅費の問題について

この問題については、その後若干の大学について実態調査を行った。その結果によると、殆どの大学が基準旅費の20~30パーセントの減額支給をしているという状況である。そこでこれの処置については、追って提出を予定している「予算に関する要望書」の一項として、これの増額を要求したいと考えている。

##### ③ 定員削減に伴う事務簡素化について



この問題については、現在専門委員に調査資料の作成を依頼しているが、この問題は今すぐ持ち出さなくてもよいとも思われるので、もう少し詰めてから報告したいと考えている。

④ 「大学教官の給与改善について」の要望書の扱いについて

この問題は、配付の議事録（22ページ）にまとめられているとおりでである。

⑤ 科学研究費の配賦時期について

この問題については、4月7日の特別会計制度協議会の際に文部省の方から、今年度は8月上旬に支給するように配慮したという報告があった。

⑥ 在外研究員の旅費について

在外研究員の旅費は従来12カ月分支給されていたが、予算の都合でこれが10カ月分に削減されるようになった。このことはやむを得ないとしても、10カ月を過ぎた後、私費滞留した場合には帰国旅費は支給されないということである。この点は必ずしも適当とは思えないので、去る4月7日の特別会計制度協議会でこれの善処方を要望した。これについて文部省は、自費で滞在費を払う場合には研修ということになるので延長を認めるのはむずかしいが、公的機関がこれを負担するなら延長を認める方針であるとのことであったので、次の5月16日の協議会の際にも再度この点を質し、このことを大学側に周知するよう求めた。

以上は前回の報告事項のその後の経過説明であるが、そのほかの審議事項について報告する。

⑦ 昭和56年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針について

去る5月15日開催の委員会において、文部省

より来年度の概算要求編成方針について説明を受けた。これは、各大学の要求に係るものをどう扱うかという文部省の方針を示したもので、まず本委員会で審議したのち特別会計制度協議会にこれを諮り、然るのちに各国立大学事務局長会議でこれを示達する慣例となっているものである。

これについて第6常置で検討した問題点について、去る5月16日の特別会計制度協議会で次の点について問題提起をした。

1) 非常勤講師に関する問題について

その一つは非常勤講師の旅費が不足しているという問題である。非常勤講師の手当の方は比較的楽なようだが旅費の方は苦しい状況にある。これについては、本年度予算では、一般職員旅費は前年度比10%減、教官研究旅費は5%減となっているが非常勤講師の旅費については前年度並の措置をしているとのことで、なお検討はするが全般に旅費が窮屈なのでむずかしい点があるとのことであった。

いま一つは官公庁からの非常勤講師の協力の問題である。最近特に官公庁から非常勤講師をよぶことが困難になり、各大学ではこの対策に苦慮している事情にある。これについては官公庁の職員、特に管理職の者が非常勤講師をしてはいけないということはないが、本務の関わりからむずかしい点があるようである。

2) 非常勤職員の給与の改善について

非常勤職員の給与は、従来7等級4号俸で頭打ちとなっていたが、このたび文部省ではこれを緩和する方針を決め、各大学にこれを通知した。これは昭和55年4月1日以前に採用された者を対象とするほかその他の条件があるが、非常勤職員に対する待遇改善措置といえる。しかし、これに要する経費は大学負担ということで

大学側も苦しいが、待遇改善の一環としてこれを受入れなければならないであろう。

⑧ 国立大学教官の待遇改善に関する要望書について

これは例年人事院の給与勧告前に提出する例になっているので、今回も「資料12」のとおりその案をまとめた。本日審議のうえご承認があれば総会に提出したいのでお諮りする。この要望書は昨年のもを若干手直した程度のものでその内容は殆ど変りはない。なお、これを作成する際に事務職員の待遇改善にも触れるべきかどうか論議されたが、大学職員が一般の事務職員と異なる特殊性を規定するのがむずかしいため、この問題はペンディングになった。また、助手の待遇改善についてはなお検討中の問題であるが、この要望書では従来の表現のままとした。なお、ここに取り上げている研究技術専門官の問題については、既に提出した要望書を承けて関係機関において調査が進められているようである。それから、目下問題となっている国家公務員の停年制に関し、国立大学教官については現行制度が維持できるよう要請した。

以上の報告に関し次のような意見が交された。

- 先程の説明で、国立大学の事務職員の待遇改善について、特に強調できる特殊性というものが見当たらないので取り上げるのがむずかしいということであったが、先に定員削減に関連して出された報告書「第4次定員削減と国立大学の実態」のなかでは、大学の教育研究というものは、大学の事務職員の協力なくしてはできないということとその特殊性が強調されていたように思う。
- 定員削減の場合には、学生も教官も増加し

ているのに事務職員だけが、定員削減の対象になるというのはおかしいではないかという理由から述べているものである。ところが、待遇の問題となると、国立大学の職員も他省庁の職員と同じ扱いを受けているので、これを特別扱いにしてくれというのはむずかしい。

- しかし、教官の待遇改善だけを取り上げるのもすっきりしない。
- 事務職員についても、技術系のものについては研究技術専門官制度新設による待遇改善を考えている。その他の事務系職員についても考慮したいが適当な理屈が見出せない。
- 国大協としても非常勤職員給与頭打ちの問題等を取り上げているので、この事務職員の待遇改善問題を取り上げるべきではないか。
- 大学の事務職員は研究教育面に関わりを持っており、いろいろな心労がある。
- この要望書の第3項に「部局長（学生部長を含む）のすべてについて指定職の適用を図ること」とあるが、ここに事務局長も含めることにしてはどうか。

以上のような意見交換があったのち、この要望書の総会提出を承認した。なお、今村委員長より、例年9月頃に提出している「予算に関する要望書」および「図書館の予算に関する要望書」については、その案文作成、提出時期等は会長、委員長に一任願いたいと述べられ、了承された。

(6) 教養課程に関する特別委員会

(岳中委員長)

① 教養課程のあり方の問題について

この問題については、配付の前回議事録25ページ

ージにもあるとおり、一般教育の評価に関する各大学の資料の提供を受け、これを基に小委員会でこれの分析、集計を進めている。これによって教養課程の実態が大体把握できると思うので、本委員会として改めて各大学にアンケートを行うことをせず、この集計結果を報告書としてまとめ、来る11月総会に提出したいと考えている。なお、この報告書をまとめるに際し、引用例として関係大学名を現わす場合もあるかもしれないが、その場合にはあらかじめ各大学の了承を得るつもりである。

#### ② 高校の学習指導要領改訂に伴う問題について

この問題については、先ほど第1常置委員長から説明のあったとおり、第1・第2常置両委員会と共に合同の小委員会を設けることになったので、そこでの論議を踏まえて検討することにした。

#### (7) 教員養成制度特別委員会

(須田委員長欠席のため竹下事務局次長説明)

本特別委員会では、一昨年の12月下旬に実施したアンケート調査を基に、以後1年余に亘り「一般大学・学部における教員養成の問題」、「教育系大学・学部における大学院の問題」の二つのテーマについての取りまとめの作業を進めてきた。その間、更に補完的なアンケート調査を実施し、これを含めて最終的な報告書の取りまとめに精力的に取り組んでいる。当初、この報告書は本年6月総会に提出の予定であったが、上述の補完アンケートの関係もあって、本年秋の総会まで延期されることになった。

#### (8) 創立30周年記念行事準備委員会

(香月委員長)

創立30周年記念行事の準備については、現在

順調に進行している。

#### (9) 第2常置委員会(斎藤委員長)

共通第1次学力試験に関する問題について、配付資料「昭和56年度共通第1次学力試験の実施等について」を基に、次のように説明があった。

##### 1) 昭和56年度共通第1次学力試験の実施について

これについては後程入試センター所長より補足をお願いするが、概略ご説明する。なお、先程会長より「共通第1次試験に関する記者会見」についてご報告があったが、そのとき話したことは、これから説明することと大差ないのである。

① 出題教科目、実施時期等基本的事項は従前のおおりのとおりとしたいのでご了承願いたい。

② 実施日程：本試験の期日は1月10日(土)及び1月11日(日)(追試験は1月17日及び1月18日)とする。

③ 追試験の試験場：追試験については徐々に廃止する方向とし、本年度はその試験場を次の4地区に縮小する。(現在7地区)  
第1地区(北海道地域)  
第2地区(東北、関東、甲信越地域)  
第3地区(中部、近畿地域)  
第4地区(四国、中国、九州地域)

なお、追試験受験申請受付期日は従前どおり試験日前日の1月9日(金)午後5時までとする。

④ 身体障害者の事前協議：従前どおりとする。

⑤ 正解公表の時期：正解の公表は、各試験日ごと(第1日目の正解は翌日以降に報道することを条件とする)に行うこととする。

る。

2) 共通第1次学力試験に関する今後の検討課題について、

① 社会の「倫理・社会」及び「政治・経済」の取扱い：この2科目を同時に選択できないものとし、早くとも昭和57年1月からの実施を考える。これは「倫理・社会」「政治・経済」は各2単位であり、他の「歴史」および「地理」は各3単位（実質4単位）であるということなどの理由からである。

② 試験場の増設等：地理的な関係、受験生の人数の関係、試験場調達の関係、県内の国公立大学数の関係等から、都道府県の区域を超えた受験方式や試験場の増設等についての要望が大学、高校、地元等から出されているので、この試験場設定の矛盾の大きな事例等についてブロックごとの国立大学の会議で検討を行うことにしたい。このブロックの区分については、現在の国大協の地域区分のうち北海道・東北地区は2地区に分離して7ブロックとする。なお、この受験の「地域割り」の問題については都道府県教育委員会との関係もあるので、連携を取って検討する必要がある。それと、この新たな「地域割り」の検討は、当該大学の負担が過重な場合を重点的に取り上げることにしたい。

なお、共通第1次学力試験の試験場として予備校を使用することは、やむを得ない場合に限ることとする。

3) 上越教育大学及び群馬県立女子大学が昭和56年度共通第1次学力試験からこれに加わる。

4) 大阪医科大学の共通第1次学力試験参加

問題については、当面テストケースとして、昭和57年度共通第1次学力試験から公立大学と同じ方式で参加することを認めることで検討する。

なお、以上のうち試験場の問題と大阪医科大学の参加の問題については、加藤入試センター所長の説明のあとご協議をお願いしたい。

ついで、加藤入試センター所長より次のとおり補足説明があった。

共通第1次学力試験の実施期日については、規定的には1月中旬ということで1月10日～19日の間の土曜、日曜に行うということになっている。これによると明年は、10日（土）、11日（日）と17日（土）、18日（日）の二つの場合があるが、入試センターとしては業務上の関係から10日（土）、11日（日）をお願いしたいということで、第2常置委員会の了承を得た。従って追試験はその1週間後の17日（土）、18日（日）ということになる。

なお、第2次試験の受付は2月9日～15日という規定であるが、明年は15日が日曜に当たるので、明年に限り9日～16日ということにしたい。

次に追試験の試験場を明年は4カ所に縮小することにしたが、これは受験者の減少とも関係があるが、将来はこれを廃止したい含みもある。この点については高校側も余り異存はないようである。

それから、身障者の事前協議のことであるが、共通第1次学力試験の出願に当たって志望大学との協議を必要とするのは、重度の身体障害の者に限ることとなっているが、その他の身体障害者についても、共通第1次試験の受験に

当たっては、障害の種類、程度に応じて特別の措置を配慮する必要がある。この両者の区別がこれまで余り明瞭でなかったので、今回はこの点を受験案内に明示することにした。

次に共通第1次学力試験の出題問題の「正解公表の時期」についてであるが、昨年は初日終了後と2日目終了後にそれぞれ公表した。ところが、初日の深夜のテレビでこれが放映されたため、これを見ていた受験生に疲労感を与え、2日目の受験に悪影響を与えることなどがあった。それで本年は1日目、2日目を一括して公表することにしたが、これに対して文部省記者クラブより抗議が出された。それは、試験問題の掲載と正解の掲載を同時に行いたいという趣旨からである。それで、来年度については、初日の深夜放映はしないという条件で、昨年と同じ形で各日毎に公表することを記者クラブと協議している。その話がつけば新聞協会と文書交換する考えである。

以上が来年度の共通第1次学力試験の実施に関しご承認いただきたい点である。(承認)

次は「共通第1次学力試験に関する今後の検討課題」の中の「社会の「倫理・社会」と「政治・経済」の取扱い」の問題であるが、この二つの科目は「社会」の他の科目より単位数が少なく、また両科目の内容に関連が深い点を考慮し、この2科目を同時に選択できないものとし、早くとも57年1月からの実施を考えたい。これは入学試験の科目変更ということになるので、決定公表後1年の期間をおく要があるので、早くとも再来年から実施ということになる。もし、それでよいというなら今回の国大協6月総会で方針決定をお願いしたい。

それから、試験場の増設や受験の地域割りの見直し等について大学側、高校側等から種々要

望が出されており、これに関し国大協ではブロック毎の国立大学の会議で検討するということであるので、入試センターとしては必要なら具体的データの提示を行いたいと考えている。

ついで、斎藤委員長より更に次のように報告があった。

ただいまの試験場の問題に関係することであるが、当面の問題として神奈川地区の横浜国立大学の負担過重に対する処置の問題がある。神奈川地区では受験生の数に対して大学側の監督要員が少なく、また試験場の確保にも難渋しているので、何らかの対策を講ずる必要がある。これについては、神奈川地区の一部地域の受験生を東京地区に繰り入れる方法もあるが、これは行政面の関わりがあり教育委員会等との折衝も必要なので簡単には運ばない。それで、今年度は東京地区の大学から監督要員を派遣して応援する方法をとった。来年もこの方法によらざるを得ないと思うが、その具体策については東京地区国立大学の代表世話校の間で協議したいと考えている。なお、この受験の地域割りの問題の検討の進め方については後程ご協議を願いたい。

次に高等学校学習指導要領改訂に伴う共通入試の対応の問題であるが、これについては本委員会の下に「入試教科目改訂専門委員会」を設け、入試センター内に設けられた「試験教科目等調査研究委員会」とタイアップして検討作業を進めている。なお、国大協側の専門委員会の約半数の委員が入試センター側の研究委員会に参加しているが、この研究委員会では主として技術的、具体的問題について分析検討し、その資料を基に専門委員会で基本的、制度的な問題を検討することになっている。その開催回数の割



合は研究委員会2回に対し専門委員会1回というペースで進めている。来る11月総会には基本方針についての叩き台を提出する目標で作業を進めているが、今日の段階では内容的な報告をするまでには至っていない。

最後に一昨年夏以来の大阪医科大学の共通第1次学力試験参加の問題である。この私立大学の共通第1次学力試験の参加については、法令上は可能であるが、運営上種々問題があるので慎重に対処しなければならない。しかし、現在参加を希望しているのは1校だけであるので、次の3つの条件を充たすことを前提に、当面テストケースとして昭和57年度から公立大学と同じ方式で参加することを認めることを検討したいと考えている。

- ① 当該大学の志望者が過去において90パーセント以上共通第1次学力試験を受験しているという実績があること。
- ② 入学定員数を厳守すること。
- ③ 入学試験の合格者発表を3月20日までに必ず行うこと。

以上の報告に関して、次のような質疑応答があった。

- 身体障害者についてであるが、重度の身体障害者というのはどの程度の者の意味であるのか。
- これは学校教育法施行令第22条の2の規定から精神薄弱者の項は除き、視力のところは矯正視力と補正して、これらに該当する者ということである。
- 色覚異常の者についてはどのようになるのであろうか。
- 現在各大学の2次試験の募集要項に色覚に触れて書かれている大学がある。このような

大学では事前協議も必要であると思う。

- 共通第1次学力試験を受ける際に、身障者が志望大学と事前協議を行うのは、その大学が身障者を受け入れるかどうかを確かめるためのものであるが、大学に提出する内申書に身体障害について正確に示されていない場合があり、大学側には不都合である。これは第1次試験受験の際に事前協議を済ませたと思っているためからではなからうか。
- この身体障害者の障害程度については、入試センターの方にはその詳しい資料が提出されているので、当該大学にその資料を提供することにしたい。
- 内申書には身体障害者の障害程度について詳しく正確に記載するように、しかるべき機関を通じて高等学校側に注意しておくべきであらう。

このあと、大阪医科大学の共通第1次学力試験参加の問題について協議が行われ、この問題については、今総会でこれに対する意見をきいたうえ、会長、香月副会長、第2常置委員長、入試センター所長、文部省の5者間で詰めを行って、来る11月総会にこれを諮ることとした。

ついで、共通第1次試験受験の「地域割り」の問題について協議され、これについては全国7ブロックに国立大学長等の会議を設け、世話大学を中心に当該地区の地域割りの問題を検討するとともに、高校の学習指導要領改訂に伴う共通入試のあり方の問題についての検討状況に関しても情報交換を行うこととした。

以上をもって本日の議事を終了した。

日 時 昭和55年6月17日(火)12:30~14:00

場 所 国立教育会館中会議室

出席者 向坊会長

香月, 沢田各副会長

今村, 大池, 前田, 畑, 須甲, 斎藤, 猪, 丸山,

石塚, 井沢, 山村, 須田, 綾部, 竹山, 山岡,

神田, 岳中, 井上各理事

小坂(第1), 広根(第3)各常置委員長

福田, 吉田各監事

## 理 事 会

向坊会長主宰のもとに開会。

初めに会長から開会の挨拶が述べられたのち、直ちに議事に入った。

### 【議 事】

#### 1. 「高等教育の計画的整備について」に対する意見について

このことに関し、小坂第1常置委員長より次のように説明があった。

本日午前の総会の際に報告したように、本委員会では、このたび大学設置審議会大学設置計画分科会がまとめた「高等教育の計画的整備について」に対する見解を出したいと思い、その原案を用意したので、これについてご審議をお願いしたい。この問題については、先にこの中間報告が出された際に、かなり詳しい見解をまとめて提出したので、今回はそれとの重複を避け、問題点を絞って意見を提出することにした。この原案は昨日の本委員会で審議して取りまとめたものであるが、本日理事会にお諮りして了承が得られればこれを総会に提案し、承認が得られたら文部省に提出することにした。なお、これの提出に当たっては、以前取りまとめたこれに係る諸資料を添付することにしたと考えている。

ついで配付資料<「高等教育の計画的整備に

ついて」に対する見解>の朗読があったのち、これに関して次のような意見の交換があった。

○ この「見解」文中に「理念の欠如」ということがしばしば述べられているが、先方を批判する前に「高等教育の理念」ということについて、国大協として一定の見解を持っておく必要があるのではないかと。

○ その点については昨日の委員会の際にも論議があった。高等教育の理念については一応常識的なものはあるが、国大協としては昭和44年頃から集中的にこの問題を論議したことがある。ただし、これは学園紛争を契機とするものであった。ここで言っている「理念」というのは、個々の末梢的現象に捉われず大本に立脚して考えるべきであるという意味合いである。しかし、高等教育の理念とは何かと問われた場合の用意はしておく必要がある。

○ ところで、これは国大協としての「見解」を述べるというものであるのか、それとも「要望」として提出するものであるのか。その点をまずはっきりすべきである。単に問題点を指摘するのみでなく、こちらからの提案を示し、これの実現を要望するという形にすべきではないかと。

○ これは一応「見解」ということでまとめたものであるが、前文の最後には「下記のとおり

り問題があると思われる諸点を指摘し、それらが高等教育の整備の実施の上に反映されることを期待する」とは述べている。

- この「見解」の目的はどのようなところにあるのか。
- 既に大学設置計画分科会から最終報告が提出されており、これを拠所にして文部省は整備計画を推進していくことになるので、この時期に国大協として見解をまとめて文部省に提出し、実施の上に反映させたいという考えである。
- 国大協からの意見を出すのであれば要望書の方がはっきりするのではなからうか。
- 要望書として出すなら、文中の表現を多少修正した方がよいのではないか。

このあと、これの文章の表現ならびにこの文書の取扱いについて種々論議が交されたのち、この「見解」の要点を基にした要望書を作成し、これにこの「見解」を添付するという形で処置すると結論となり、これを明日の総会に諮ることとした。

## 2. 「学寮のあり方について」について

この問題について広根第3常置委員長から次のように説明があった。

前回（5月21日）の理事会においてこの「学寮のあり方について」に関しご審議願ひ、これを国大協の見解として公表することのご了承を得たが、その際、若干修正すべき箇所の指摘があったため、そのところを本日配付の資料のとおり修正したので、よろしくご審議をお願いし

たい。なお、この「学寮のあり方について」は、各大学の学寮の管理運営に資するための国大協としての統一見解という趣旨のものであるのでご了承いただきたい。

以上のように述べられたのち、修正部分の説明があり、この「見解」を総会に提案することが了承された。

## 3. 特別委員会委員の委嘱について

このことについて竹下事務局次長より次のように説明があり、異議なく承認された。

図書館特別委員会の協議により、同委員会の委員に松田智雄図書館情報大学長を加えることが決議されたので、理事会のご承認を得たい。

## 4. 要望書の処理方法について

この問題について会長より次のように説明があった。

当協会から関係方面に要望書を提出するに際し、総会において決議された要望書については、総会終了直後に会長、副会長、関係委員長が同道して関係機関の責任者に面会してこれを提出する慣例となっているが、これは時間的制約等もあって必ずしも適切な方法ではないため、この際、実質的な効果を考え、別紙資料に記されているような要領で執り行うことにしたいのでお諮りする。

ついで、配付資料「要望書の処理方法について」の朗読があり、異議なく承認された。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第66回総会（第1日）

日時 昭和55年6月17日(火)10:00~17:00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

向坊会長から開会の挨拶があったのち、岡本副会長の後任については、去る3月6日の理事会で互選の結果、沢田京都大学長が選任された旨の報告があった。

### (1) 代理出席者について

帯広畜産大学長に代り西村正一教授が、高知医科大学長に代わり沢田副学長が代理出席された。

### (2) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

### (3) 今回総会の日程について

会長から、今回総会の日程については、去る5月21日開催の理事会において協議した結果、別紙（資料3）により運営することになった旨の説明があり、了承された。

## I 会務報告

会長から、以下の諸事項について、それぞれ次のとおり報告があった。

### 1. 前回総会以後における学長の交代について

会長から、前回総会以後交代された学長について次のとおり紹介があった。

(大学名)	(前学長)	(新学長)
小樽商科大学	伊藤森右衛門	長谷部亮一
岩手大学	加藤 久弥	原田 三郎
筑波大学	宮島 竜興	福田 信之
宇都宮大学	鈴木 一夫 (事務取扱)	世良晃志郎

埼玉大学	岡本 舜三	須甲 鉄也
東京芸術大学	福井 直俊	山本 正男
東京水産大学	佐々木忠義	天野 慶之
三重大学	三上 美樹	井沢 道
京都大学	岡本 道雄	沢田 敏男
福岡教育大学	大賀 一夫	沢田 竜吉
佐賀大学	池田 数好	山川 寛

### 2. 委員長の交代について

ついで委員長の交代について次のとおり報告があった。

#### 第5常置委員会委員長

(前任) 佐々木忠義 (東京水産大)

(新任) 石塚 直隆 (名古屋大)

#### 大学格差問題特別委員会委員長

(前任) 岡本 舜三 (埼玉大)

(新任) 丸山 健 (静岡大)

### 3. 前回総会以後の主な事項の報告と追認について

#### (1) 要望書の提出等について

##### ① 授業料改訂に関する要望書について

昭和55年度の国立大学授業料改訂の問題については、昨年10月15日「昭和55年度予算に関する要望書」を大蔵省に提出した際、これに関連して長岡事務次官に対し授業料の増額を行わないよう申し入れをしたが、その後の情勢の推移に鑑み、第6常置委員会でこれの対応について協議した。その結果、関係方面に要望書を提出することとなったので、12月18日に香月副会長、畑学費問題小委員会委員長と共に大蔵省を

訪れ、禰河主計局次長に会見して要望書を提出し、教育の機会均等の見地より国立大学授業料の増額改訂については慎重な配慮をされたい旨強く要請した。また、文部省に対しても同要望書を提出し、これの善処方について更に努力されたい旨要望した。

しかしその後、12月22日に内示された大蔵省の「昭和55年度予算第1次査定」において、国立大学の授業料を現行の年額144,000円より同180,000円(36,000円増, 1.25倍)とする案が示されたので、同日直ちに、これに対する遺憾の意と、政府に対し再考を求める趣旨の会長声明を公表して世論に訴えた。

#### ② 共通第1次学力試験の所要経費についての要望書について

去る11月総会の際、第2常置委員長より「昭和54年度共通第1次学力試験所要経費に関するアンケート」の結果について報告があり、これに基づき共通第1次試験の所要経費についての要望書を提出することが了承されたので、総会直後の11月19日に第2常置委員長名をもって大学入試センター所長あてこれを提出した。

#### ③ 光熱費の高騰に関する要望書について

本年4月1日より電気・ガス料金の大幅値上げが行われることになったが、これの大学の研究・教育に及ぼす影響が深く憂慮されたので、これの対応について第6常置委員会ならびに理事会において協議した。その結果、光熱関係の所要経費の確保について文部当局に善処方を要望することとなったので、去る4月7日開催の特別会計制度協議会の席上、井内事務次官以下各関係官に要望書を呈示し、趣旨説明のうえ適切な措置を講ぜられるよう要望した。

#### (2) 共通入試関係事項について

##### ① 共通第1次試験に関する記者会見について

第2回目を迎えた共通第1次学力試験は、去る1月12、13の両日実施され無事終了したが、この段階で第2常置委員会では去る5月7日、その結果を基に問題点の検討を行い、来年度(56年度)の共通入試の実施方針について協議した。そのあと、文部省記者クラブからの申し入れに応じ記者会見を行い、斎藤委員長から委員会の審議経過について報告された。

##### ② 高等学校学習指導要領改訂に伴う共通入試の対応について

この問題を専門に検討する委員会(入試教科目改訂専門委員会)が第2常置委員会の下に設置され、昨年暮から検討作業が開始された。この問題の調査研究は共通入試の根幹に関わる重要性をもち、かつ57年11月総会までにその結論を出さなければならないという時間的制約もあるので、全国立大学の協力の下に検討作業が順調に進められるよう切望する。

なお、今回の高等学校学習指導要領の改訂は、単に大学入試のあり方に関わるのみでなく、入学後の大学教育——特に教養課程の教育のあり方にも密接な関わりがあるので、これらの大学の制度的な問題については第1常置委員会ならびに「教養課程に関する特別委員会」において、第2常置委員会での入試問題の審議と併行して検討を始めることになった。

##### (3) 大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

昭和55年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する国公立大学・高専11団体の申合せについては、3月中旬以来大学団体側あるいは大学側と企業側との懇談会を開いて検討してきたが、過去数年の実情や企業側の採用計画策定期等を勘案し、55年度(56年3月卒業者)においても昨年度と同様に10月—11月の線

〔求人（求職）のための企業と学生との接触（会社訪問等）は10月1日以降、選考開始は11月1日以降〕で実施することになった。

なお、このことについては、過般（4月17日付）会長名をもって各国立大学長あて通知し、趣旨の徹底方について配慮方を依頼した。

#### (4) 特別会計制度協議会について

昨年12月22日第41回特別会計制度協議会を開催し、同日午後内示が予定されていた「昭和55年度予算についての大蔵省原案」について文部省側より説明を受け、これについて意見の交換を行った。

その後、本年に入ってから定例会議が2回開かれ、去る4月7日の第42回協議会では「昭和55年度国立学校特別会計予算」の内容について文部省側から説明を受け、また去る5月16日の第43回協議会では「昭和56年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案」について文部省側から説明をきき、種々意見交換を行った。

#### (5) 諸団体との会見について

##### ① 大学関係7団体との会見について

大学関係7団体（日教組大学部、全院協、全学連、全寮連、全国大学生協連、その他）より、対政府統一要求に当たり当協会に対し要望したいとの申し入れがあり、昨年12月1日、今村第6常置委員長と岡本第3常置委員の両学長が同団体の関係者7名と会見し、主として大学予算、学生の厚生問題等について懇談した。

なお、同団体からは去る5月28日にも同趣旨（大学の教育・研究の充実・発展をめざし教職員、大学院生、学生の生活を守る7団体統一要求実現への協力）の要望書の提出があり、石塚事務局長がこれを受理し、各要望事項に関しそれぞれ関係委員長に連絡した。

##### ② 日教組大学部との会見について

日教組大学部からの申し入れにより、去る2月29日須田教員養成制度特別委員会委員長が副島大学部副部長ほか2名と会見し、新設教育大学（教員大学院大学）の問題について意見交換を行った。

なお、日教組大学部からはその後2回に亘り当協会への申し入れがあった。その一つは「国立学校教職員の定員問題——特に定員外職員の待遇改善に関する申し入れ」であり、去る3月27日、日教組大学部飯山執行委員等13名が来訪し、これに関する会長あて文書を提出した。ついで去る4月9日には、山川大学部副部長等3名が来訪し、「共通入試の改善に関する申し入れ書」（当協会ならびに公立大学協会、大学入試センターあてのもの）を提出した。

以上の二つの「申し入れ書」については石塚事務局長がこれを受理し、この旨を関係の第6常置委員長ならびに第2常置委員長にそれぞれ連絡した。

##### ③ 「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」よりの質問書について

予て当協会に対し「在日韓国・朝鮮人の国立大学教員への就職差別撤廃等」を要望していた「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」の代表幹事徐竜達氏（桃山学院大学教授）から、去る1月5日付文書をもって、この問題についての本協会の具体的取り組み及び今後の検討スケジュール等について文書回答されたい旨の申し入れがあったので、去る1月28日、会長名をもって、概略の経過と今後更に検討を進めることにしている旨を認めた返書を送付した。

なお、以上のほか、その他の事項については資料23「国立大学協会事業報告書」をご参照願いたい。

## II 協議事項

### 1. 昭和54年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

事務局から、「昭和54年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)」(資料6)について説明があったのち、会長から、本案は理事会には事前に諮り承認を得ているが、総会には、従来の慣行により事後承認をお願いすることに理事会でも了承されているので追認願いたい旨述べられ、異議なく追認された。

### 2. 昭和54年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局から、「昭和54年度国立大学協会歳入歳出決算」(資料7)について説明があったのち、吉田監事から、監査の結果適正に処理されている旨の報告があり、異議なく承認された。

### 3. 昭和55年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局から、「昭和55年度国立大学協会歳入歳出予算(案)」(資料8)について説明があったのち、会長から、本案についても理事会には事前に諮り承認を得ているが、総会には、従来の慣行により6月総会の際お諮りすることに理事会でも了承されているのでご承認願いたい旨の説明があり、異議なく追認された。

また関連して、事務局から、「創立30周年記念事業費歳入歳出予算(案)」(資料9)について説明があり、異議なく承認された。

### 4. 各委員会委員長報告と協議

前総会以後の各委員会の審議状況について、

各委員会委員長から大略次のとおり報告があった。

#### (1) 第1常置委員会(小坂委員長)

前総会以後、委員会を数回開催し、次のような問題について協議した。

##### ① 高等教育の計画的整備について

この「高等教育の計画的整備」の問題については、去る51年3月15日に高等教育懇談会から前期計画(51年度～55年度)に関する報告が出されたが、このたびこれの後期計画(56年度～61年度)に関する報告が大学設置審議会大学設置計画分科会から出された(54. 12. 14)。この問題については、昨年6月18日付で同分科会の高等教育計画専門委員会から「中間報告」が出され、これに対する意見を求められたので、その内容について審議して問題点をとりまとめ、これを第1常置委員会委員長名をもって、昨年9月10日に、『高等教育の計画的整備について』(中間報告)に対する見解(回答)として同専門委員会の天城主査宛に提出した。

その後、この意見がどのように反映されるか関心を持って待っていたところ、昨年12月14日に大学設置計画分科会からの最終「報告」が出された。それで早速、1月22日に委員会を開催してその内容について検討したが、この最終「報告」には「見解(回答)」において要望した事項の一部が取り上げられているものの、なお多くの問題点が残されているので、再度これに対する意見を取りまとめ、これを文部当局宛に提出することとし、昨日の委員会の審議を経て「資料10」のような「見解」案を作成した。この案はまだ理事会に諮っていないので、本日昼休み時間に開かれる理事会に提案したのち、後刻改めてご報告することにしたい。

## ② 高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方について

昭和57年度から、高等学校の学習指導要領が改訂されることになり、これに伴って共通1次試験のあり方について検討する必要が生じてきた。それで、第2常置委員会でこれの検討を始めたが、その審議の過程で、この改訂は単に入学試験のあり方に関わるのみでなく、大学における教育——特に教養課程の教育のあり方とも関わりを生じてくるので、この点を第1常置委員会において検討して貰う要があるとの意見が出され、このことについて過般第2常置委員長から第1常置委員長宛に検討依頼の申し入れがあった。それで当委員会では、去る1月22日の委員会でこの問題について検討し、更に昨日の委員会で検討をしたが、これは高等教育、特に大学教育の理念の問題と関わりがあり、ただ単に一般教育の内容や組織の問題の検討だけでなく今後は第2常置委員会、教養課程に関する特別委員会と合同で小委員会のような検討機関を設け、ここで相互の意見を出し合ってこの問題に取り組んでいきたいと考えている。

## ③ 学部改組に伴う事務組織の問題について

昭和52年以後に1学部から2、3学部へ改組した大学は11大学（12例）あるが、これらの大学においては、1学部が複数学部に分離独立しても事務部の方は一本のままとなっており、事務運営上に問題点があるとの声もある。これは大学の事務組織、機構のあり方に関わる問題であるということから本委員会でこれを取り上げることにしたが、これを検討するについては正確な情報・データを把握する必要があるということで、該当大学に対し過般アンケート調査を行い、現在の事務機構の形態、事務運営上の問題点、その対策等について意見を伺った。当委

員会では、同アンケートの結果を基に今後慎重な検討を行い、この問題をどのように処置するかを決めたいと考えているが、この事務組織の問題については第6常置委員会でも別な観点（定員削減に伴う事務の簡素化）から検討されているようなので、場合によっては第6常置委員会等とも相談して進めていきたいと考えている。

## ④ 連合大学院の問題について

この問題については、昨年9月10日の第1常置委員会でも検討されたが、その後本年3月5日に農水産系連合大学院創設準備室長の川村教授（東京農工大）と愛媛大学の船田教授から現在の連合大学院の構想、当委員会への要望等について説明を受けた。それでこの件については昨日開催の委員会で協議したが、現段階ではその構想に余り進展がみられていないので、今後農水産系連合大学院協議会、工学系連合大学院設置準備委員会等から、より具体的な構想が提出された時点で、更に検討を進めたいと考えている。

## ⑤ 外国人の国公立大学教員の任用問題について

この問題について、第1常置委員会では、昨年6月18日の委員会で相当論議され、その後本年1月22日の委員会でも論議されたが（会報第88号36ページ参照）、今後更に慎重に検討を進めていくつもりである。

以上の報告に対して、昨年11月総会時の文部省との懇談会で、今回の高等学校学習指導要領の改訂について初中局側と大学局側との意思疎通が十分でなかった点のその後の調整について、またこの改訂は入試問題との関連とは別に大学の教育制度自体に関わる問題として検討すべきではないか、などについて質疑応答が行われた。



(2) 第2常置委員会(齋藤委員長)

報告に先立ち、第1常置委員会に「高等学校学習指導要領改訂に伴う大学における一般教育の充実について」の検討を申し入れた経緯、今回の高等学校学習指導要領改訂の趣旨、大学としてのこれに対する対応の要点等について説明があった。

① 昭和56年度共通第1次学力試験の実施方針について

これについては、去る5月7日の委員会で大学入試センター側の出席も得て協議し、ついで5月21日の理事会にも諮って「資料11」のとおりとなったので、その要点をご説明する。

(i) 出題教科目、実施時期等基本的事項は従前のとおりとする。

(ii) 実施日程については、本試験の期日は1月10日(土)及び1月11日(日)(追試験は1月17日及び18日)とする。なお、これについては、その時期が次第に1月初旬に近づき、高校側からの要望(なるべく遅い時期にしてほしいとの希望)に反するのではないかとの意見もあったが、入試センターの業務処理上の関係もあり、このような日程とした。

(iii) 追試験の試験場については、昨年は14カ所、本年は7カ所であったが、これを56年度は4カ所(北海道、東日本、中日本、西日本)に縮小することを考えている。そして、この各地区の試験場は、できれば適当な大学に一定したいと考えている。なお、この追試験の試験場の縮小は、将来これを廃止するという含みも持った措置である。

(iv) 身体障害者のことについては二つの問題がある。一つは身体障害の種類、程度による受験時の配慮の問題であり、いま一つは

重度の身障者の場合の入学後の学業遂行上の問題である。前者については身体障害のある受験生の申告に応じ、それぞれ適当な措置を講じているが、後者については予め志望大学と受入れの可否についての事前協議が必要とされる。

(v) 正解公表の時期については、本年度は2日目終了後に一括公表したが(昨年度は各試験日毎に公表)、文部省記者会から、来年度は昨年度と同様に試験第1日目と第2日目にそれぞれ公表してほしいとの要望があった。この問題については、大学入試センターと文部省記者会とで現在折衝中であるが、第1日の正解を当日の深夜に放映せず翌日以降に報道するという条件を認めるなら、要望に応じてよいとの考えである。

② 共通第1次学力試験に関する今後の検討課題について

(i) 社会の「倫理・社会」と「政治・経済」の取扱いについてであるが、これを同時選択することについてはいろいろ問題点があるので(両科目に共通面があること、両科目とも他の科目より単位数が少ないことなど)、この二つの科目を同時に選択できないように措置することを考えたい。しかし、これについては高校側の意見をきく要もあり、かつこの種の変更は1年前に予告する必要があるので、これの実施時期は早くとも57年度の共通1次試験から実施することになる。この点については後程協議をお願いしたい。

(ii) 次は試験場に関する問題である。これについては高校側、大学側等から試験場の増設や都道府県の区域をこえた受験等に関する要望が出されている。大学側からの要望

は、受験の際の大学の負担の不均衡を是正するため行政区域の境界をこえて試験場の設定を考えてほしいというものであるが、これについては地区それぞれの特殊事情があるため、その具体的な「地域割り」については、各地区毎に関係大学間で検討するのがよいと思う。それで、全国を7地区に分け、教育委員会関係者を含めてこの問題を検討する体制をつくりたいと考えている。なお、この地区会議には入試教科目改訂に関する審議経過についても報告し、この問題の審議の進展に資することも考えている。

この試験場の問題については現に神奈川県で問題があり、横浜国立大学から、神奈川県を受験生の一部を東京地区に移動させるか、あるいは東京地区から監督要員の応援派遣をして貰いたいとの要望が出されているが、受験生を隣接県に移動することは早急には解決困難なため、本年度は東京地区から応援者を派遣する措置をとった。来年度についても同大学から同様の要望が出されているので、本年度と同じ要領で援助したいと考えている。それで、東京地区の代表世話校のご了解が得られれば、この具体案の作成は同地区各大学の入試事務担当者会議に任せることにしたいので、よろしく願いたい。

なお、共通第1次試験の試験場として予備校を使用することについては、止むを得ない場合に限るということにしたい。

#### ③ 上越教育大学および群馬県立女子大学の共通第1次試験参加について

来年度から学生募集を始める上越教育大学および新設の群馬県立女子大学が56年度から共通

第1次試験に参加することになるのでご了承いただきたい。

#### ④ 私立大学の共通第1次試験参加について

一昨年来の宿題である私立の大阪医科大学の共通第1次試験参加の問題については、いろいろむずかしい問題がある。私立大学の共通第1次試験参加については、国立学校設置法の大学入試センターに関する条項からは可能とされているが、同法の施行規則や大学入試センター組織運営規則には国立大学関係のことだけしか記載されていない。それで、大阪医科大学の参加を認めるとすれば、この点の手直しも必要となるが、設置法の建前からは前向きに検討せざるを得ない。しかし、私立大学の参加は国立大学の負担を増すことになるので、参加希望の大学がどの程度あるのか、これをどのような方式で参加させるのかなどの点を考慮しつつ検討した結果、一応大阪医科大学についてはテストケースとして公立大学の場合と同じ方式で参加させることにしてはどうかとの方向となった。しかしその後、大阪医科大学の方から来年度は参加することがむずかしい、参加するとしても57年度以降となる旨の意思表示があったので、私大の参加を認めるか否かの問題については今回の総会では討議せず、本日は「当面テストケースとして、昭和57年度から公立大学と同じ方式で参加することを認めることを検討する」ことのご了承を得たい。

#### ⑤ 高等学校学習指導要領改訂に伴う共通入試のあり方について

この問題を検討するために本委員会の下に「入試教科目改訂専門委員会」を設け審議を続けているが、その内容については本日配付の「会報」第88号の37ページ以下に記されているのでご参照いただきたい。なお、この専門委員

会のメンバーは「資料12」のとおりで、高校の教育課程に造詣のある教官、大学の各専門分野の専門教官を地区との関連をも配慮して委嘱したものである。なお、この問題の検討に当たっては入試センターにも「試験教科目等調査研究委員会」というものが設置され、国大協側の専門委員会での検討に必要な具体的資料の提供等を行い相提携して検討作業を進めている。目下のところ、まだはっきりした筋は出ていないが、本年11月総会までには基本的な考え方のたたき台を出したいと考えている。また、この原案ができた段階で各大学にその情報を流したいと考えている。

斎藤委員長からの以上の報告に続き加藤大学入試センター所長から、56年度共通1次試験の方針等について概ね次のような説明があった。

昭和56年度共通第1次学力試験の実施方針については、国大協と連絡をとりながら検討した結果、その大筋については変更しないこととなったが、以下若干補足説明をする。

- ① お手許に配付の「大学入学者選抜実施要項」（大学局長通知）の中で、今回改訂された部分は第2次試験の受付期日の点である。第2次試験の受付期日は従来2月9日から2月15日となっていたが、来年は2月15日が日曜日に当たるため、受付期日を1日延ばして2月16日までとした。
- ② 次に、大学入試センターから出した「昭和56年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施要項」の中で、試験実施期日を56年1月10日（土）、11日（日）の2日間としたことについてであるが、規定によれば共通第1次試験の実施期日は1月10日から19日までの期間の土曜、日曜に行うこととなっているので、来年の場合1月10、11日と、17、18日のうちど

ちらか一方ということになる。これを早い時期の方の1月10、11日、としたのは、入試センターの業務処理の安全の点と時期が遅くなると雪害を受ける可能性が多くなることなどを考慮したためである。なお、57年度については、曜日の関係で1月16、17日の両日に限定されるのでこの日に実施せざるをえない。この点、北海道・東北・北陸地区等では雪害を受ける頻度が高くなる恐れがあるが、入試センターとしては各大学のご協力を得て万全の対策で実施したいと考えている。

- ③ 次は追試験に関することであるが、追試験は本試験実施日の1週間後ということから、1月17日（土）、18日（日）の両日に行くことになる。この追試験については、本年の受験者は167名で昨年と比べると減少している。それに伴い追試験場も昨年の14カ所から本年は7カ所に減らして行ったが、来年は更にこれを縮小して4カ所とすることにした。これは、受験者の減少ということもあるが、将来追試験は廃止するという含みをもった措置である。これについては高校側とも折衝中であるが、当面56年度は、北海道地区、東日本地区、中日本地区、西日本地区の4カ所で実施することで第2常置委員会の了承を得たので、大学入試センターから事務的にお世話いただく大学に通知してその地区内で交通便利な試験場を一カ所決定していただくことになんことを考えている。
- ④ 次は身体障害者の問題である。これについては、昨年の「受験案内」では、志望大学に対しての事前協議のことと、第1次試験受験時の特別措置に関することとの区別が明瞭でなかったため、今回はその点に関する表現を改めることにした。なお、これに関連する二

つの表の内容を一部改訂した。

- ⑤ 次は正解公表の時期に関することであるが、このことについて文部省記者会から本年は2日分を一括して2日目に公表したが、来年度は試験第1日目と第2日目にそれぞれ公表してほしいとの強い要望があった。この問題について大学入試センターと文部省記者会とで現在折衝中であるが、第1日目の正解を当日テレビ放映をしないこと、新聞等による掲載は試験終了翌日以降とすること、の二つの条件を守れることが保障されれば、第2常置委員会と協議のうえこれを受け入れてもよいと考えている。
- ⑥ 次に、これは再来年度以降の問題であるが、「社会」の中の「倫理・社会」と「政治・経済」の二つの科目の取り扱いについての問題である。これについては以前から問題があった。それというのは、この二つの科目はそれぞれ2単位であって、「社会」の他の科目が3単位（実質4単位）であるのに比べると勉強しやすいという点がある。そのようなのもあって、この「倫理・社会」「政治・経済」の受験の志願者が昨年と比べて約4万～5万人増えている。また、「倫理・社会」と「政治・経済」を併せて受験した者が昨年の3万人から今年は6万人と倍増している。その分、反対に「歴史」「地理」「世界史」等の志願者が減っている。このことについて高校側からも高校の教育が乱されるので早急に改善策を検討してもらいたい旨の要望があった。これを受けて大学入試センターでは、第2常置委員会と協議した結果、この2科目をだき合せて選択することを禁止すべきであるとの結論に達した。しかし、これを56年度からすぐにも実施することは高校側への影響が

大きいので、予告期間を1年置いて57年度から実施すべきであろうということになった。なお、この問題については、現在大学入試センターと高等学校側との間に設けられている入試問題連絡協議会に諮ることにしており、それを基に7月10日に開催される全国高校長会議で協議のうえ、その意向を大学入試センターに報告いただくことになっている。

- ⑦ 次は、事故等による追試験の申請に関することである。追試験の申請は病気による場合は試験前日の午後5時までとなっているが、事故による受付は当日の午前9時～10時頃までその申請を受理すべきではないかとの意見があった。それでこのことの可否について各大学にアンケートをしたところ、全体の74%は当日まで受付でもよいとの意見であった。それで、これらの結果を基に第2常置委員会に諮り協議したところ、これに賛成でない少数派の意見の中には重要な提言もあるので更に検討を要するという結論となり、56年度については従来どおりの方法で行うということになった。なお、この件の経緯については、既に各大学宛通知済みである。
- ⑧ 最後に、高等学校学習指導要領の改訂に伴う共通入試のあり方についてである。この問題については、現在第2常置委員会の専門委員会である「入試教科目改訂専門委員会」ならびに大学入試センターに設けられている「試験教科目等調査研究委員会」（昨年12月発足、委員は25名で構成され、約半数は入試教科目改訂専門委員会委員と兼任。毎月1回の予定で開催。）等で検討が進められている。それで、この「試験教科目等調査研究委員会」の審議経過——まだフリートーキングの段階であるが——の概略をご報告したい。

現在の高等学校の教育課程は、高校への進学率が60～65%の時期に作成されたものである。ところが、その後進学率が次第に上昇し現在ではそれが約95%に至っている。したがって、現況に当時の教育課程は適合していないということで高等学校学習指導要領の改訂がなされた訳である。95%の進学率ということになると、学力、適性の面でバラエティが出てくるので、新教育課程では、ゆとりのある教育と生徒の個性や能力に応じた多様化した教育を行うことを意図している。そしてそれと同時に、教育課程の編成と実施についてできる限り学校の自主的判断に委ねることになっている。このようなことから「必修科目」は縮小され、かつ1年次に履修することになった。すなわち、中学校での教育のまとめを高等学校の1年次で必修科目として学ばせることにしている。したがって、それは現在の必修科目とは違ってレベルの低いものとなっている。

ところで、現在の共通入試制度では、必修科目を課することによって大学教育を受けるに相応しい一般の基礎学力を検査し、これと第2次試験における志望学科への適性の検査とを総合して入学者の選抜を行っている。これは高校側、大学側ともに妥当なものとして受入れているが、今度の学習指導要領の改訂によって必修科目の性質が変ってきたため、これを基準として共通1次試験を行うことに問題が生じてきた。それで、現在行われているような網のかぶせ方を今後も続けるべきかという問題等について各教科目毎にその中身の検討を進めている。また、次の段階の問題としては、現在のところ共通1次試験はいわゆる文科系、理科系というような分け方を

しないで一本の扱いで行われているが、今後の新教育課程の場合にもこの方法でよいのか、それとも、例えば文科系、理科系とに分けて入試を実施すべきか、あるいは、いわゆるア・ラ・カルト方式をとるかなどについても検討が必要となってくる。なお、この問題については、57年11月の総会までにはその結論を出さなければならず、その前の56年の秋の総会までにはその中間報告をまとめなければならず、さらにその前の本年秋の総会までにはその基本方針をまとめなければならないので、その予定に従って検討を進めている。

以上の説明に関して次のような質疑応答ならびに意見があった。

- 高等学校学習指導要領の改訂に伴う共通1次試験のあり方について「入試教科目改訂専門委員会」で検討し、本年11月総会までに基本方針をまとめるについて、今度設置される各地区のブロック会議に当該地区から出ている同専門委員会の委員が出席してその検討経過を報告して意見を求めるとのことであるが、各地区から出ている委員はそこまでの任務があるとは考えていないのではないか。基本方針について各大学にアンケートするならよいが、ブロック会議だけで意見を徴するというだけでは不安がある。その辺を明確にしてほしい。
- 今年の11月総会までに叩き台となる基本方針案を出すつもりであるが、その前に9月いっぱい位に、あるいくつかの考え方を集約したものをもとめ、各大学に送付し、意見等をお伺いするつもりである。しかし、これまでの専門委員会での審議の経過は、「会報」で伝えられているだけなので、ブロック会議が

設置された際には委員が出席して委員会の模様を更に詳しく伝えようということである。各地区から出ている委員にはそのレポーターとしての任務もお願いしてある。

- 高等学校の学習指導要領改訂に伴う共通入試のあり方の問題は重要な問題なので、各大学で組織をつくって検討する必要がある。国大協としてはそれを集約しなければならないが、それは11月の総会までにはむずかしい。それで、秋の総会に続いて開催される創立30周年記念式典当日(11月13日)の午前中の時間をこれの討議に当てることにしてはどうかと思う。なお、その際、論議が拡散しないようにするため問題を絞っておいて貰う必要がある。関係の委員会(第1常置、第2常置、教養課程特別委員会)で意見の調整をしておいて貰う必要があると考える。そして、結論とまではいなくても、重要な点を提示して、これを各大学に示し、その上で秋の総会で論議するというようにしてはどうか。(会長)
- この問題は大学の教育のあり方にも関わるので、第1常置委員会でも明日の委員会で協議し、第2常置委員会とも連携をとって検討を進めることにしたい。
- 身障者の扱いの問題であるが、大学側が身障者に対して「協議書」を渡すのは、大学がその者を受入れる意向がある場合だけでよいのか。受入れない者の場合は渡す必要はないのか。
- そのとおりでよい。
- 大阪府と兵庫県では受験生が多いため試験場の問題で困っている。この試験場の問題について、先程第2常置委員長より、各ブロック毎に協議して解決を図るとの提案があった

が、これを進めるについては国大協として57年度からこれが実施できるようにするという決定をする必要があると思う。なお、これが動き出した場合、入試センターとしてはその対応ができるであろうか。

- 国大協の方で試験場の「地域割り」の線引きができれば、それに従ってコード番号の設定等の対応の措置はとる。ただ、再来年度から実施ということになると、コンピューターのプログラム等の準備の都合もあるので、本年中に決定する必要がある。
- ただいまの試験場の問題については、第2常置委員長と大阪大学長との間で、これを促進するためにはどういう措置を講じたらいかにについての案を明日午後に出していただきたい。(会長)  
(午後0時40分から午後1時40分まで休憩)  
(議長を香月副会長に交代して議事を再開)

### (3) 第3常置委員会(広根委員長)

- ① 昭和55年度大学卒業予定者のための就職事務開始時期の問題に関しては、3月以来、大学団体側あるいは大学側と企業側との懇談をしてきた結果、本年も企業と学生との接触は10月1日以降、選考開始は11月1日以降に実施することとなった。
- ② 学生の厚生補導に関する施設・設備の整備については、昭和40年に大学学術局学生課よりこれの基準が示され、これに添ってその後これの整備もある程度の前進をみた。しかし、なお不十分な点があるうえ、この基準が設定されてから既に15年も経過しその改訂の必要もあるということから、昨年6月総会に第4常置委員会と共同で「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」を提

案し、その承認を得て文部省にこれを提出した。ただし、これは総論的な簡単なものであったので、その後課外活動施設の整備の問題を重点に検討し、資料13「課外活動施設の整備に関する要望書」を取りまとめた。ここでは未だ「40年基準」に達していない大学もあるのでそれを充足してほしいこと、老朽建物等は速やかに改築してほしいこと、そのほか課外活動施設の整備に当たってはきめ細かい配慮をしてほしいことなどを要望している。そして、これを来年度の概算要求に反映させたいということで、今回提案した次第であるのでよろしくご審議をお願いしたい。

- ④ 次に学寮問題であるが、これについては、第4常置委員会と合同で50年暮以来検討してきたが、52年11月に中間的にまとめた「今後の学寮のあり方(参考資料)」をもって一応終止符を打った。ところが、その後、昨年行われた会計検査院の会計実地検査において、学寮の運営経費の負担区分についてこれが適正に行われていない事例が多い旨の指摘があり、関係大学に対しこれの改善を速やかに進めるよう強い要請が行われた。それで、国大協としても、この問題に対する何らかの意見表明を行い、関係大学がこの問題を処置する際の指針としたいと考え、資料15「学寮のあり方について」のような見解を第4常置委員会と共同で取りまとめた。これは各大学の学寮を通じての共通問題についての基本的考え方を示したもので、本日ご了承が得られれば、これを学寮の管理運営に関する当協会の統一見解ということにしたいと考えている。

以上の報告に対して、厚生補導に関する施設の基準面積について文部省との協議経過等につ

いて質疑応答が行われたのち、「課外活動施設・設備の整備に関する要望書」および「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」の両要望書が承認され、関係方面に提出することが了承された。

#### (4) 第4常置委員会(山岡委員長)

- ① ただいま第3常置委員長から報告のあった「学寮のあり方について」に関しては、現在、経費負担区分の問題について学生との折衝に当たっている学生部関係の職員が、確信をもって対処できるための指針とすることができるようこれを当協会の見解として認めていただきたい。
- ② 学生部職員は学生の厚生補導という重責を担っているにも拘らず、その処遇が十分でない点があるので、学生部長の指定職適用、学生部の課長の特別調整額の均衡を図るなどを内容とする「学生部関係職員の待遇改善に関する要望書」を本年も提出したい。
- ③ 福利厚生施設の基準面積の拡大については、文部省も前向きに考えているので、更にもう一押ししたいということで今年も継続して同趣旨の要望書を提出したい。
- ④ 例年提出していた「大学保健管理施設の増設・充実についての要望書」については、ほとんどの大学に保健センターが整備されたので、本年は要望書を提出しないこととした。しかし、新設の大学等で保健センター未設置の所が設置計画を立てた際には、その設置方について助力していきたいと考えている。
- ⑤ 国立大学共同利用研修施設の設置・充実については、各地区に二つずつ設置されたが、今後なおその充実および管理要員の定員化に努力したい。そのために本年も「国立大学共

同利用研修施設設置に関する要望書」を提出したい。

⑥ 奨学制度の拡充については、毎年のごとであるが、「大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書」を関係方面に提出したい。

⑦ 学生の教育研究災害傷害保険については、このたびこれを管掌している学徒援護会からこの改善案が出され、関係機関の承認を得て本年度から実施されることになった。

以上の報告に対して、「学寮のあり方について」の文書の内容およびこの扱い方について意見の交換が行われたのち、「学寮のあり方について」は、一部字句修正のうえこれを国立大学協会の統一見解とすることが了承され、「学生部関係職員の待遇改善に関する要望書」、「国立大学共同利用研修施設設置・充実にする要望書」および「大学および大学院の奨学制度の拡充について」の各要望書が承認され、関係方面へ提出することが了承された。

#### (5) 第5常置委員会（石塚委員長）

① 毎年実施している外国学長の招致については、文部省とも協議した結果、本年はブラジルから2名（例年は3名だが今回は旅費が嵩むため2名となった）の大学長を招致することとなった。来日時期その他については、今後先方と折衝することになるが、決定次第関係大学による招待準備委員会を設置して日程その他を取り決めることにしたいのでよろしく御協力願いたい。

② 昨年夏以来本委員会で取扱うことになった有志学長による中国視察の問題については、希望照会したところ当初20名の学長が希望された。これは国大協としての事業ということ

ではなく、自費で希望者が視察団をつくるというもので、その取りまとめのお世話を本委員会が引受けることになったものである。ところが、文部省とこの件について折衝したところ、人数の点や私費支弁等のごとで仲々折合いがつかなかった。そこで、それらの状況を踏まえ再度希望照会をした結果、希望者が半数の10名となったので、関係機関とも相談しながら今後これを推進していきたいと考えている。

③ その他、去る1月25日の委員会では55年度の国際交流関係予算についての説明をきいたが、その際、中国派遣留学生のごとについても説明があった。

以上の報告に対して、国際交流は原則として相互主義をとらなければならないこと、および受入れ側の責任者と後に拘束を受けるような協定等を結ぶことのないよう注意されたい旨の発言があった。

#### (6) 第6常置委員会（今村委員長）

① 光熱費の高騰に伴う善処方については、去る4月7日の特別会計制度協議会の席上で文部省側に要望し、大学の事情を説明した。その結果、文部省も努力を約された。

② 例年のことであるが、本年も「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を関係方面に提出したい。なお、この中で提言している「研究技術専門官」職階という別建俸給表の新設については、文部省も前向きに検討しているようである。また、「国立大学教官の停年制」に関しては、第91通常国会に上程された国家公務員に停年制を実施するための国家公務員法の一部を改正する法律案では、国立大学教官は除かれることになっている。



- ③ 文部省の概算要求がまとまった時点で「昭和56年度予算に関する要望書」を提出したい。今回の要望書はできるだけ重点主義としたいが、その文案および提出時期については、会長および第6常置委員長にご一任願いたい。
- ④ 本年は、授業料値上げ問題については、今のところ特に検討していない。
- ⑤ 昭和55年度予算においては、教官研究旅費が前年比で5%減となったことに関し、文部省に改善方を要望することとなり、一部の大学についてその実態調査を行った。その結果、各大学とも教官研究旅費が20~30%不足ということが明確になったので、今後これの増額を強く要望していきたい。
- ⑥ 定員削減に伴う事務の簡素化の問題について専門委員会を中心とした小委員会で検討を続けているが、具体案を提示できるまでにはいたっていない。
- ⑦ 科学研究費の早期交付の問題に関しては、去る4月7日の特別会計制度協議会で要望したところ、本年は審査の手続きを簡素化して早く交付するとのことであった。
- ⑧ 在外研究員甲種の滞在期間の1年が10カ月に短縮されることになったが、これを繰り延べて滞在する場合は帰国旅費が出ないとのことである。この点について善処方を求めたところ、現行では繰り延べ滞在費を外国側が負担する場合は帰国旅費が出せることになっているが、今後は自国の団体等が負担する場合にも旅費が出せるように改正したいとのことであった。

以上の報告に対して、最近行政職公務員の国立大学非常勤講師任用が困難となってきたこと、高齢の大学教官の給与の昇給停止等の問題

について意見の交換があったのち、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」が承認され、関係各方面に提出することが了承され、「昭和56年度予算に関する要望書」については、文案および提出時期を会長および第6常置委員長に一任された。なお、上記の他省庁の職員を国立大学の非常勤講師に委嘱する問題については、今後第6常置委員会で検討することとなった。

(議長を沢田副会長に交代して議事を継続)

#### (7) 図書館特別委員会 (今村委員長)

- ① 去る1月29日、学術審議会から「今後における学術情報システムの在り方について」の答申がなされたので、これに対する見解をとりまとめることについて協議した。この問題は、国立大学附属図書館長で組織されている全国立大学図書館協議会でも検討しているので、同協議会とも連絡をとりながら今後とも検討していきたい。
- ② 大学図書館の振興を図るため、本年も適当な時期に「大学図書館の昭和56年度予算に関する要望書」を関係方面に提出したい。その文案および提出時期については、会長および委員長に一任されたい。(了承)

#### (8) 医学教育に関する特別委員会

(石塚委員長)

- ① 昨年12月、文部省の医学視学委員会から「大学病院における臨床研修のあり方について」の中間報告が出され、これに対する各大学の意見の照会が1月8日付で行われ、3月末までに回答が寄せられた。本委員会では去る3月5日の委員会で、この中間報告についての文部省側の説明をきき、意見交換を行っ

た。

- ② 昨年7月の本委員会で提起された新設医科大学の附属病院の病床数整備の問題については、新設医科大学側の意見がまとまった段階で更に協議することになっている。
- ③ 財団法人「医学教育振興財団」は、私立医科大学が中心になって昨年4月より事業を行っているが、この財団の理事長より国立大学の参加を呼びかけられたので、このことについて協議した。その結果、この問題についてはまず国立大学医学部長会議の意向も伺ったうえ、そこでの意見がまとまった段階で当委員会として取り上げることとした。

#### (9) 教員養成制度特別委員会(須田委員長)

本特別委員会では、昭和47年に「教員養成制度の現状と問題点」の報告書を出し、昭和49年にはその時の社会情勢を反映して「教育系大学・学部における大学院の問題」について意見を表明した。更に昭和52年11月には、「大学における教員養成——その基準のための基礎的検討——」として、教育系の大学・学部における教員養成の問題を検討した。しかし、いずれも教員養成の大学・学部主眼があったため、今回は、一般大学における教員養成の問題を取り上げることとして、これを①博士課程をもつ大学における教員養成、②教育系の学部・大学院をもつ大学における教員養成、③教育学部をもたない単科大学における教員養成の三つのカテゴリーに分けて、一昨年の12月に各大学にアンケートをした。これを基に昨年3月より検討を始め、これまで12回審議を続けて大体の意見の一致をみたので、単なるアンケートの集計に止めず今後の教員養成のための社会への問題提起をも含めてこの取りまとめを進めている。そし

て、この案がまとまった段階で7月半ば頃に各大学に意見照会を行い、これを整理したうえで国大協の見解として次回の総会に提案したいと考えている。

以上の前置きののち、配付の「報告書目次」に基づき詳細な説明が行われた。

#### (10) 教養課程に関する特別委員会

(岳中委員長)

- ① 約3年にわたる調査研究を経て、昭和54年6月に「教養課程組織改編に関する調査報告書」をとりまとめて公表したあと、次の課題として「教養課程及び一般教育等の改善ないし見直し」について調査研究を行うこととし、そのための資料として昨年11月、各大学に教養課程の問題に関する調査資料、報告書等の提供方を依頼した。これらの資料を基に問題点の所在について検討を進め報告書をまとめたいと考えているが、これらの資料からはこれまでの教養課程の実績評価、現状の問題点、将来構想等についての共通点がまとまらないので、実状を紹介するような報告書になるものと思う。目下これの取りまとめを進めており、いずれにしても次回総会には報告書を提出したいと考えている。
- ② 高等学校の学習指導要領改訂に伴う一般教育のあり方について検討してほしい旨第2常置委員長より申し入れがあった。これは、学習指導要領の改訂によって「ゆとりある教育」や「多様化した教育」が行われることから、基礎学力が従来よりレベルダウンした学生が入学してくることが予想されるので、教養課程の教育はそれに対応したものに改変する必要があるのではないかということである。しかし、これについては、入試の段階で適当な

チェックをすればレベルの低い学生は入らないのではないかとの意見もある。いずれにしても入試の方針をきかないことには一般教育の対応を決めにくいので、まだ具体的な検討には入っていない。

以上の報告に対して、高等学校の学習指導要領改訂に伴う高校生の学力水準の変化、これに伴う大学入学者選抜の方法ならびに大学入学後の一般教育との関連等の問題について意見の交換が行われた。

#### (11) 大学格差問題特別委員会

(丸山委員長)

本特別委員会では51年6月に「格差是正に関する中間報告」をまとめ、以後それを踏まえて検討作業を進めてきたが、格差是正の問題はいろいろあって他の委員会でも取り上げている問題もある。例えば博士課程大学院をいわゆる新設大学にも設置するという問題などは第1常置委員会で取り上げられている。それで、他の委員会で取り上げられる問題はそちらにお任せす

ることにして、本特別委員会としては、今後、文理学部の改組の促進、新設の理・工学部の整備充実、複合学部 of 将来の構想などの問題について検討をし、次回の総会までにはまとめるよう努力したい。

以上の報告に対し、老朽施設の改築、移転問題を抱えている大学の施設整備についても考慮されたいとの意見があった。

#### (12) 創立30周年記念行事準備委員会

(香月委員長)

本年迎える当協会創立30周年の記念行事として、記念誌の刊行、記念品の作製については、ほぼ準備を完了し、今後は11月13日に予定されている「記念式典ならびに祝賀パーティ」の具体的計画について検討を行うことになっている。

以上をもって本日の協議を終わり、会長から、本日の議事を閉じる旨の挨拶があって、第1日目の総会を閉会した。

---

## 第66回総会 (第2日)

日時 昭和55年6月18日(水) 13:00~15:00  
場所 国立教育会館大会議室  
出席者 各国立大学長

---

向坊会長主宰のもとに開会され、代理出席について、京都大学からは菅原医学部長が出席された旨の報告があった。

### 1. 各委員会委員長報告と協議

各委員長から、本日、午前中に開催された各常置委員会の審議状況について、大略次のとおり報告があり、協議が行われた。

#### (1) 第1常置委員会 (小坂委員長)

##### ① 「高等教育の計画的整備について」に対する要望書について

本委員会では、昨年6月に、大学設置審議会大学設置計画分科会の高等教育計画専門委員会から出された「高等教育の計画的整備について」(中間報告)について、同専門委員会主査宛に「見解」を提出したが、その後昨年12月に大学設置計画分科会から最終報告が出されたので、

これについて検討した結果、更に別紙資料10のよきな「見解」をまとめ、これを文部当局に提出することとした。このことについて昨日昼に開催した理事会に諮ったところ、この「見解」の趣旨を要約して「要望書」として取りまとめ、これに「見解」を添付して提出することにしてはどうかとの結論となった。それで、ただいまのような「要望書案」を作成したので、「見解案」と共にご協議をお願いしたい。なお、これには以前とりまとめた関連の四つの資料を添付することにしたい。

◎ 高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方について

第2常置委員長からの申し入れに基づき本委員会で検討することになったこの問題について、本日の委員会でこれの対応について協議した。その結果、入試にとらわれず大学教育の今後のあり方を検討し、それを入試改革に反映する方向で審議を進めることになった。そして、この審議を進めるために関係の委員会（第2常置委員会、教養課程に関する特別委員会）との合同小委員会を設けることとした。なお、この合同小委員会は、そこで結論を出すという性格のものではなく、そこででの論議をそれぞれの親委員会に伝え、関係の3つの委員会での審議が同一歩調で進行するよう連絡調整の機能を果たすものである。

なお、関連して、第1常置委員会で、現在の研究・教育をふまえて大学の理念についてフリーターキングしたらどうかとの提案があったので、夏休み後にでも取り組みたいと考えている。

以上の報告ののち、次のような質疑応答があった。

○ <「高等教育の計画的整備について」に対する要望書>に第1常置委員会作成の「見解」を添付するとのことであるが、この「見解」には、高等教育の「理念」という言葉が頻繁に使われており、その使い方が適切でないように思われる。そのため批判するだけで説得力に乏しいものになっている。それでこの「見解」は添付しないで「要望書」だけを提出するというようにしてはどうだろうか。

○ この「見解」の内容については、ご意見もあるうが、この「見解」は、先の「中間報告に対する見解」を踏まえて、2回にわたり最終報告を検討したうえで専門委員が中心となって原案を作成し、これを親委員会で慎重に検討してまとめたものであるので、用語等に関し若干異論もあるかもしれないが、このような内容のものとして提出したいと考えている。

これに対して会長から、この「見解」については委員長と協議して若干の字句修正を加えたいうえ要望書の添付資料として提出することにしてはいかがかと諮られ、了承された。

(2) 第2常置委員会（斎藤委員長）

① 共通第1次試験の所要経費の確保について

この問題については、昨年各大学に対しその実状に関するアンケート調査を行ったが、その結果を踏まえて所要経費の確保について大学入試センターに要望を出している。しかし、センターだけで処理できる問題でないので、文部省にも要望を行いたい。なお、試験場について、高等学校以外の場所（予備校等）を借りることについては、費用が嵩むので、やむを得ない場

合に限ることとしたい。

② 共通入試問題を検討するための所要経費について

主として受験の地域割りの問題および高校学習指導要領改訂に伴う共通入試のあり方の問題について検討を行うために設置するブロック会議については、北海道地区、東北地区、関東・甲信越地区、中部地区、近畿地区、中国・四国地区、九州地区の7ブロックに区分したいと考えている。そして、これの運営に要する経費については、入試教科目改訂専門委員会の運営経費と共に文部省に配賦方の配慮をお願いすることとしている。

③ 入試教科目改訂専門委員会の委員の追加について

近畿地区から入試教科目改訂専門委員会に、京都大学から数学関係の教官1名を追加してほしい旨の要請があったので、そのように取り計らうこととした。

④ ブロック会議の運営について

前述の7ブロックのブロック会議が発足した場合に、当該地区から出ている入試教科目改訂専門委員会の委員1人をブロック会議のメンバーの中に加えていただきたい。これは、入試教科目改訂専門委員会の審議結果をいくつかの案として、各ブロックに示し、各ブロックの中で更に案を絞る方向で協議して貰うためである。

このブロック会議で主として検討していただきたい問題は、現行の共通入試の受験方式（行政区域に基づき都道府県単位で区域内の受験生を受験させる）を、各大学の負担の均衡や受験生の便宜等を考慮して、行政区域を超えた適当な地域割りを設定することである。なお、この問題を検討するに当たっては、教育行政面との関係から教育委員会との調整が必要となるの

で、文部省初中局長から各都道府県の教育委員会宛に協力依頼の文書を流して貰うことを考えている。

⑤ 大学入試に関する問題についての入試改善会議との関係について

大学入学者の選抜に関することは、文部省大学局長からの通達「大学入学者選抜実施要項」によって実施されることになっているが、これは同省の諮問機関である入試改善会議の答申を受けて決定されることになっている。それで、国大協で審議決定したこともこの会議にかけられることになる。その際、ここで異議が生ずると審議に時間がかかり実施に支障を生ずるので、事前に問題を整理しておきたいと考えている。

⑥ 高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方を検討する合同小委員会の設置について

第1常置委員会から、高等学校の学習指導要領の改訂に伴う大学教育のあり方、特に教養部の対応の問題を協議するため、第1常置委員会、第2常置委員会および教養課程に関する特別委員会の三委員会の合同小委員会（各委員会より委員長以下4名参加、12名で構成）を設置したいとの提案があったので、本委員会でもこれに合意し、委員の人選を進めている。

⑦ 共通入試関係事項に関する申合せ等について

昨日の本委員会の報告の際に会長より委託された「試験場問題の解決促進のための措置」、および本日の本委員会において討議された「入試センターからの要望事項」（共通1次試験の資料提供に関すること）、「入試責任者の子弟等が受験する場合の措置」の3つの問題について、次のような内容の申合せ等を行いたいのでご了承願いたい。

ついでその原案が紹介され、これを承認した。

(イ) 共通第1次学力試験に関する申合せ

共通第1次学力試験は、都道府県別に基づく行政区画によって実施されているが、受験生が特定の府県に集中するなどの事態を生じ、監督教職員の配置、試験場の設置などに困難を生じている府県がある。このような不均衡を是正するため、各地域ブロック毎の国立大学間の合意によって可及的速やかに、このような事態を解消することを申し合わせる。(これについて、ブロック内での調整のみでなく、場合によりブロック間の調整も考慮してほしい旨の発言があり、了承された)

(ロ) 入試責任者の臨時交代措置に関する申合せ

入学主幹などの入学試験執行の広汎な責任をもつ者の子弟などが当該大学の入学試験を受ける場合(第2次試験)および共通第1次学力試験を受ける場合は、事前に試験問題を見ることのできる立場にあるため、当該大学では適時その任務を解除し、別に責任者を立てて代行せしめる措置をとられたい。

(ハ) 入試センターよりの要望事項についての総会了承

総会は、次の如き入試センターよりの要望を了承した。

- ① 各大学が入学試験の追跡調査、研究などを行うために入試センターにその資料の提供を要望する件数が増加の傾向にあるが、その場合学生個人、各大学、各地区等の固有のプライバシーに関するものは提供出来ない場合もあるのでご承知願いたい。
- ② 提供を受けた資料は学内秘扱いとして目的とする調査・研究に限り使用し、後日、入試センターより公表して差支えない状況になった旨の通知あるまで一般公開をご遠慮願いたい。

以上の報告ののち、会長から、明日の文部省主催の学長会議で質問や要望書等のある向きは、その趣旨の概要を記して事務局宛提出していただきたい旨の発言があった。

(3) 第3常置委員会(広根委員長)

これまで検討を続けてきた学寮の問題については、昨日提案の「学寮のあり方について」を本協会の統一見解としてご了承いただいたので、これをもって当面その検討を打ち切ることとし、今後は問題が生じてきた都度、取り上げるということにしたい。

次に、第3常置委員会が次に取り上げるべき問題としては、留年問題がある。ひと口に留年といっても、その動機とか原因はいろいろ考えられるが、主として教養部での生活に大きな根があると思われる。学生側からみれば、専門学部の教官との接触が十分でないなど、学生指導方法上の問題がある。教官に時間的余裕がないこともあり、コミュニケーションが十分でない。第3常置委員会では、留年の解消に向けて、このコミュニケーションの問題に重点をおいて取り組みたいと考えている。なお、第3常置委員会の守備範囲からはずれる問題もでてこようが、そうした場合にはその都度当該委員会と接触を持ちたい。

この他、課外活動施設の充実にも積極的に取り組んでいきたいと考えている。

本総会でご了承いただければ、以上の二つのテーマで今後の作業を進めたい。

(4) 第4常置委員会(山岡委員長)

① 保健管理施設について

保健管理施設は、ほぼ全国の国立大学に設置されたが、新設医科大学についても他の大学と

同様に必要な施設であると考えてるので、各医科大学の学長から設置の要望が出された際には、関係各方面に働きかけたいと考えている。

#### ② 共同利用研修施設について

共同利用研修施設の増設は、あまり進んでいないので、今後もこれの設置促進に努力したい。この施設は、200人が同時に宿泊できる施設を基準としているが、これの設置に当たっては、管理要員の定員化、運動場などの設備なども要望したいと考えている。

#### ③ 奨学制度の拡充について

第4常置委員会としては、奨学制度の拡充に特に力を入れて取り組みたい。外国の奨学制度の研究などを行い、一般学生の奨学制度についても更に検討したいと考える。

#### ④ 学寮について

学寮のあり方については、第3常置委員会との合同の会議において、学寮のあり方に関する「見解」を取りまとめたわけであるが、今回、大学院生のための寮あるいは留学生のための寮が問題となった。特に、学術国際局の担当である留学生寮は、一般学生の寮とはかなり格が違うことが問題となった。留学生寮の質が高いことは良いことであるが、一般学生の寮についても良好な居住環境の整備に努めることが必要である。また、研修医の寮についても配慮する必要があると思われる。

#### ⑥ 福利厚生施設の基準面積について

福利厚生施設の基準面積の改正の問題についても積極的に取り組んでいく所存であるが、そのための専門委員会を設置するというところまでには至っていない。

以上の委員長からの報告に関連して、石塚事務局長から次のような補足説明があった。

「学生教育研究災害傷害保険」について、これを管掌している学徒援護会ではこのたびこれの改善案をまとめ、関係方面の承認を得て、本年度からこれが実施されることになった。この改定の骨子は、学生の教育研究災害の事故発生率が当初予想されていたよりも低かったため資金に余裕が生じたので、これを有効に運営するため保険の適用範囲を拡大して、学生に利益を還元しようというものである。

(香月副会長に議長を交代して議事を続行)

#### (5) 第5常置委員会(石塚委員長)

第5常置委員会では、文部省の福田国際教育文化課長にご出席いただき、昨日報告した二つの問題、①外国学長の招致計画、②有志学長による中国訪問計画、について更に協議した。この②の問題については、実現の方向で努力するという事になった。

また、学長の海外出張の場合、むずかしい手続きがあるが、このことについても伺ったところ、後日回答するとのことであった。その他、大学院の単位互換についても意見交換を行った。

次に問題となったのが、中国からの留学生の生活の問題である。中国からの留学生には、特別のシステムで来ているものと、中国政府が生活費を支給している、いわゆる国費留学生がいるが、中国政府から支給される生活費はあまりにも少ない。各大学には、耐乏生活をしている者もあるのではないかという話が前からあった。学用品などを貸与したり、体育用品などを中国大使館に要請したりするなど、各大学の対応がまちまちである。中国政府は改善する意思はないようであるが、このことについて大学の対応を一本化するために、各大学の現状あるい

は意見を伺いたい。

これに対し次のような意見があった。

- 現在、東京大学には56名の中国留学生がお  
り、よく勉強している。ご指摘のような問題  
があるので、中国から責任者が来学する度に  
改善するように強く申し入れているが、なか  
なか受入れてくれない。東京地区は、ボラン  
ティア活動が活発に行われており、会社の寮  
を無料開放している例もある。そんなことで  
なんとかなっているというのが実情である  
が、基本的には日本政府か中国政府のどちら  
かが改善に力を入れないと解決しない問題で  
ある。特に本年度から入学する学部留学生  
は、年齢も若く留学期間も長いので、その辺  
の改善を配慮する必要がある。

また、東京大学で受入れる留学生を千葉大  
学の留学生寮に入れるため千葉大学の了解を  
得たところ、通学に時間がかかるという理由  
で中国大使館から断られた例もある。両国の  
考え方の違いもありむずかしい問題である。

- 他国の私費留学生は、アルバイトをして  
自分で収入を得ている者もあるが、中国は留  
学生のアルバイトを禁止している。そうかと  
いって中国の留学生だけを特別扱いにして援  
助することになると不公平問題が起きる。そ  
の点どのような配慮をすればよいか。
- 中国留学生に対する寄附金などの申し入れ  
があっても、中国大使館で一括して集めるシ  
ステムになっていて本人に直接には渡らな  
い。しかし、同じ中国からの留学生でも、例  
えば日本にいる親戚が費用等を負担している  
ような場合は、ある程度自由である。国費留  
学生については、特にきびしい。
- 現在千葉大学には留学生寮があり、約25カ

国の留学生が居住している。相互の交流は良  
いようであるが、生活費の点で問題がある。  
アルバイトによって生活費を補填している者  
とアルバイトを禁じられている者があるので  
差が生じてくる。中国留学生の生活費につ  
いては中国政府との話し合いで、もう少しゆ  
りを持たせるようにすべきである。

#### (6) 第6常置委員会(今村委員長)

昨日話題になり、本委員会に検討を付託され  
た他省庁職員の非常勤講師任用に関する問題に  
ついては、明日の学長会議で文部省に質問をし  
たい。その他、これに関するアンケート調査を  
して問題を整理したいと考えている。これにつ  
いては、最近の綱紀粛正とも絡み、デリケート  
な問題も予想されるので慎重に取り組むことに  
するが、関係方面に要望するような問題がでて  
くれば秋の総会でご相談願うこととしたい。

次に本委員会の担当事項のうちペンディング  
になっている問題についてその経過をご報告す  
る。

- ① 助手問題については、その実態調査をした  
結果、待遇改善の必要があることが分かった  
が、この問題は制度問題とも絡むので第1常  
置委員会と合同の小委員会を設けて検討し  
た。しかし、仲々議論がかみ合わず名案はで  
てこない。第1常置委員会としては現行の教  
員組織を維持する建前に立っており、若干の  
助手については講師としたらどうかという案  
も出されているが、これをどのように進める  
かという具体案はまだまとまっていない。第  
6常置委員会としては、昨日提案の要望書に  
もあるように、給与の面から、講師を2等級  
に、助手を3等級に格上げするという案を出  
しているが、人事院は仲々これに乗ってくれ



ない。そのようなことでこの問題は余り進展していないが、さらに詰めていきたいと考えている。

- ② 非常勤職員の問題については、いろいろな大学をサンプルにとり実情調査を行ったが、解決しにくい問題である。非常勤職員の実態は各大学まちまちであり、一律にこうしたらよいとの結論が出しにくい。絶対必要なポストに職員がいなければ定員化を要望することもできるが、国大協としてどこが絶対必要であるとも言いにくい。また、かりにそれを定員化しても、それで片付きもしない。そのようなことで、いまのところはペンディングのままである。なお、この問題について、最近文部省から給与の頭打ちを緩める措置についての通知が出されている。

以上の報告に対して、香月副会長から、事務官、技官が定員削減の対象となっているため、教官とのバランスに不均衡が生じ、弊害がでてきているので、定員削減の影響についても検討願いたいとの発言があった。

ついで、向坊会長から、以下のような提案があった。

国立大学の職員の勤務時間のあり方について、国大協で検討したらどうかと考える。教官についてはある程度自主的に勤務時間を決めることができるが、一般の事務職員はこれができない。大学の事務官は他省庁職員と一律に規定されているが、大学の特殊性に鑑み、もっと適正な勤務時間のあり方があってもよいのではないかと考える。これまで大学はそれぞれの特殊性によって、事務官もある程度他省庁職員と違った勤務時間の扱いをしてきたが、最近の網紀肅正でそれができなくなった。網紀肅正は結構

なことであるが、大学の運営上不都合な点も出ている。それで、問題点を整理して、この特殊性を認めて貰うようにしてはどうかと考える。

その特殊性の事例としては、例えば、教官が徹夜実験を行い、それに一般の事務職員が携わった場合にも、翌日は休むことが認められているわけではない。このように休日となつて然るべきときでも、規則上勤務時間を替えることはできない。また、大学の事務職員には研修制度がないが、まったく違った職種に配属された場合に、円滑に職務が遂行できるように研修の制度があつて然るべきではないかと思われる。それ以外にも、大学の職員としては、学問の進歩に伴う研修が必要と思われる。これらの点に関し、勤務時間に関する法律を調べたが仲々むずかしい点がある。それで、国大協の場で一度この問題を検討してみてもどうかと考える。

以上の提案に関して次のように意見交換が行われた。

- 病院の看護婦は勤務交代があるが医師にはない。この点にも矛盾がある。この問題は休日振り替えのことだけではなく大学の勤務体制の問題である。大学により、学部により、事情が違う点があるが、検討の要があると思われる。
- 休日勤務が割り振られた場合、職員は超過勤務手当を貰うよりも代休がほしいという要求が強い。この問題は待遇改善に関わる問題であるので、第6常置委員会の担当事項かもしれない。
- 共通第1次学力試験は、毎年土曜日、日曜日に行われるが、その際の休日振り替えについても考慮願いたい。
- そのことも提案の動機のひとつである。特

に、若い職員は超過勤務手当より、代休がほしいという要求が強い。

以上のような意見交換があったのち、この提案は、第6常置委員会において「国立大学における勤務時間のあり方」というテーマで取り上げることとなった。

ついで「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」に関連して、以下のような質疑があった。

- この要望に、以前にも提言した教官の任期制実施のことを加えると迫力が加わると思うが、その考えはないか。
- 大学教官の待遇を裁判官なみに改善するために、裁判官と同様に任期制を設けるという提案は、かつて第6常置委員会で検討したことがあるが、いろいろ反対意見があって、国大協の見解としてはまとまらなかった。なお、この要望書については、これを提出するだけに止めず関係各方面にこれの実現を働きかけていきたいと考えている。
- 教官に任期制が導入された場合、現在大学入試センターなどで委嘱している委員会の委

員は有限でやっているが、有限のものと任期制が混同されると困ることになる。また、公務員の停年制の導入が法制化されようとしているが、停年制が導入されると、現在行われている勸奨退職が適用されないことになる。管理者として、どの程度までフリーハンドでやれるか疑問が残る。

- 教官の任期は教特法により大学の管理機関が定めることになっている。その他の職員については現在は停年はない。

## 2. 次回（第67回）総会について

このことについて事務局より次のとおり説明があり、了承された。

次回総会を11月11日（火）、12日（水）の両日に、創立30周年記念行事を13日（木）に、事務連絡会議を14日（金）に神田学士会館で開催したい。なお、昨日会長から提案のあった13日（木）の午前中に入試問題に関する討議を行うことについては、今後具体的に検討したい。

最後に会長から、閉会の挨拶があり、総会を終了した。

---

### 第33回事務連絡会議

日時 昭和55年6月20日(金) 10:00~14:00  
場所 国立教育会館大会議室  
出席者 各国立大学事務局長  
(説明者) 大学入試センター中村管理部長  
(事務連絡) 川村医学教育課長

---

石塚事務局長司会のもとに開会。

開会に当たり向坊会長から次のような挨拶があった。

事務局長各位におかれては平素より大学運営にご尽力いただき、この機会に学長側を代表し厚くお礼申し上げたい。

今回の春の定例総会は17、18の両日開催され、滞りなく終了した。その議事内容の詳細については後刻石塚事務局長より報告があると思うが、当面の重要問題は入試問題である。54年から発足した共通1次試験をいかにして軌道に乗せていくかということは国立大学としての大

事業である。このたび、57年度から高校学習指導要領が大幅に改訂されることになり、これに伴い60年度からの大学入試のあり方および大学教育のあり方——特に教養課程のあり方——が大きな影響を受けることになった。それで国大協としては、第1常置、第2常置、教養課程に関する特別委員会がそれぞれの立場から検討をすすめているが、今回教養課程のあり方を検討するため、この3委員会から委員を出し合っ共同小委員会を設置することになった。この60年度からの入試については、来年秋の総会に入学者選抜の実施に関し相当煮詰った構想を打ち出さなければならないので、時間的余裕がない。それで、これを効率的に進めるために全国7地区にブロック会議を設けて検討することにしたので、よろしくご協力をお願いしたい。

次に、来年度予算編成の見直しについてであるが、これは昨日の学長会議（文部省招集）における文部省の説明によると、今年度より一層厳しい状況で、支出全体の伸び率が大幅に抑えられる見込みであるということであった。このほか定員削減も第5次が進行中であり、大学にはいろいろな問題が山積していて各事務局長にはご苦労をおかけするが、よろしく願いたい。

以上のような会長の挨拶があったのち、議事に先立ち石塚事務局長より、今回の6月の人事異動により新たに就任された以下の事務局長の紹介があった。

篠沢 公平（筑波大）

望月哲太郎（東京大）

白井 実（東京芸術大）

村上 虎太（九州大）

ついで、事務局から配付資料の説明および会議日程の説明があったのち、次のように今総会

の状況報告が行われた。

## I 総会状況報告

### 1. 会務報告

石塚事務局長より、別紙資料「第66回総会概況」および「第66回総会国立大学協会事業報告書」に基づき、まず総会における会務報告について次のように報告があった。

(1) 前総会以後における学長の交代について別紙「資料4」により報告があった。

(2) 前総会以後における委員長の交代について別紙「資料5」により報告があった。

(3) 前総会以後の主な事項の報告と追認について

以下の事項について報告があった（詳細は総会議事要録参照）。

#### 1) 要望書の提出等について

① 授業料改訂に関する要望書について

② 共通第1次学力試験の所要経費についての要望書について

③ 光熱費の高騰に関する要望書について

#### 2) 共通入試関係事項について

① 共通第1次試験に関する記者会見について

② 高等学校学習指導要領改訂に伴う共通入試の対応について

3) 大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

#### 4) 特別会計制度協議会について

#### 5) 諸団体との会見等について

① 大学関係7団体との会見について

② 日教組大学部との会見について

③ 「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」より

## 2. 議事概要

石塚事務局長より、別紙資料「第66回総会概況」および「第66回総会国立大学協会事業報告書」に基づき、総会における議事概要について次のように説明があった。

(1) 昭和54年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

(2) 昭和54年度国立大学協会歳入歳出決算について

(3) 昭和55年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

以上3件について別紙「資料6」、「資料7」、「資料8」に基づき事務局からの説明と、(2)の監査結果について吉田監事から報告があり、いずれも総会で承認された。なお、関連して創立30周年記念事業予算(案)について「資料9」も総会に付議され、これも承認をうけている。については以上の件につき事務連絡会議においてもご了承願いたい。(了承)

(4) 各委員会の委員長報告と協議

総会第1日目に、前総会以後の各委員会の審議状況について各委員長から報告があり、また提案の要望書等はいずれも採択された。総会2日目には、当日午前中に開催された各常置委員会の審議状況について各委員長から報告があった(詳細は総会議事要録参照)。

以上で第66回総会の全日程を終え、ついで午後5時より会長、副会長(香月千葉大学長)、関係委員長が出席して記者会見を行った。

以上をもって、事務局長からの総会関係事項についての報告を終了し、ついで昨日開催された学長会議の概況についての報告があった。

## II 大学入試センター連絡事項

共通第1次学力試験に関する事項について、中村大学入試センター管理部長より次のような報告および説明があった。

(1) 共通第1次入試の実施方針について

来年度の共通第1次試験の実施方針については、国大協をはじめ各方面の意見をききながら検討してきた結果、大学入学者選抜実施要項を決定し去る6月5日文部省より各大学宛通知された。来年度の入学者選抜方法等の内容は基本的には今年度と変わっていない。ただ試験期日については、「1月10日～19日の期間内で入試センターが定める日」となっているが、入試センターの事務処理等を勘案して1月10日(土)、11日(日)とすることになった。また、2次試験の出願受付期間は従来2月9日～2月15日の1週間となっていたが、来年度は15日が日曜日に当たるため、郵便受けの混乱を避けるため1日延長して16日までということになった。以上が56年度の共通1次入試の実施に関することである。

このほか関連することとして、共通1次試験の社会の科目選択に関することがある。現在社会科は2科目選択となっているが、選択科目の中から「倫理・社会」と「政治・経済」を選択する者の数が今年の2回目の入試で非常にふえ、逆に「日本史」「世界史」を選択する者が減っているという現象が現われている。

これは高校教育の正常な発展を阻害することになるので問題である。この弊害を除くには、「倫理・社会」と「政治・経済」を同時に選択できないようにすることが適当と思われるが、これについては国大協の第2常置委員会で検討され、「同時選択を禁ずる」意向が示されている

るので、高校側の意見もきいたのち、しかるべき手続きを経て正式に決定したい。その実施時期は早くても57年1月からになるものと思う。

### (2) 共通第1次学力試験に関する申合せについて

共通1次試験の試験場の地域間調整の問題を国大協の各ブロック会議で検討するに当たって、「国立大学間の合議によって可及的速やかにこの問題の解決を図る」ことが今総会で申し合わされた。

### (3) 入試センターよりの要望事項についての総会了承について

入試センターでは、各大学が入学試験の追跡調査、研究などを行うための資料提供を行う用意があるが、その場合次の2点につきご留意願いたい。その1つは、学生個人、各大学、各地区等の固有のプライバシーに関するものは提供出来ない場合があること。その2は、提供を受けた資料は学内秘扱いとして目的とする調査・研究に限り使用し、後日、入試センターより公表して差支えない状況になった旨の通知があるまで一般公開を控えること。この2点について入試センターより総会に要望し、了承された。(午前の会議を終了し、午後1時より会議再開)

## III 文部省事務連絡事項

文部省から川村医学教育課長が出席し、所管事項に関し次のような説明があった。

### (1) 財団法人医学教育振興財団への国立大学の加入について

この財団は昨年4月、医学教育に関する調査・研究機関として全私立医科大学(医学部)29校によって設立された。当初、全国国公立大学の参加による設立を予定していたが、いろいろ

な事情から私立のみによる発足となった。しかし国・公・私を越えた幅広い関係者が、共通の場集って医学教育に係る諸問題を考えていくことが望ましいので、財団が国公立大学に対し参加を求めたところ、国立大学においては去る5月16日開催の医学部長会議で了承され、公立大学においては本日開催の学(医学部)長会議で了承の運びとなった。なお、この財団への参加に当たっては、参加形態は各医科大学(医学部)を単位とする団体(一般)会員制度によることとなっており、会費は年額15万円、加入時期は本年10月開催予定の国立大学医学部長会議を目処としている。

### (2) 解剖体の収集・確保について

近年、社会情勢の変化、医科大学の新設等に伴い、医学教育・研究のための解剖用遺体の収集・確保が困難になっている。このような状況から、政府では日本学術会議の勧告を受けて、目下「献体登録に関する法制化」の検討を進めているが、この解剖体の収集・確保については篤志家団体等の活動が大きな比重を占めており、今後ともこれらの団体の活動に負うところが少なくないと思われるので、各大学は既定経費の活用を図り、これらの団体活動の推進に協力されたい。

### (3) 医員の勤務の管理について

一部の大学病院で、病院に医員が在籍し日給という形で賃金を得ているが、一方で長期間外部に出向いてアルバイトをしている事実があるととして新聞に報道され、問題になっている。この報道された事態については、会計検査院の調査もあり、関係各大学では今後医員の勤務管理を明確にしていかなければならないが、本務の病院以外の勤務は一切禁止するというのは地域医療との関係もあり必ずしも現実的な運用と

はいえないと思う。医員の給与は勤務の実績によって支払うことになっているので、アルバイトの実態をみて長期に亘るものは一時中断するなど、現行制度にはまるような措置が必要と思う。なお、この医員がアルバイトに出向く背景には、病院に在籍して学位取得のために必要な研究歴を得たいという事情もある。現在の医員制度には問題点もあろうが、昭和43年にこの制

度が発足してから10年以上経過し定着しているので、制度は維持しつつ運用の面で改善を図っていくのがよいと考えている。

以上のような点を踏まえた上、この問題について速やかに対策を講ずるため近く、全国立大学病院長会議を開催したいので、追って各大学宛ご通知申し上げたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

---

## 第1常置委員会

日時 昭和55年6月16日(月) 13:30~16:00

場所 学士会分館8号室

出席者 小坂委員長

吉田, 山田(守), 前田, 秋田, 長谷, 猪, 川上, 館, 橋爪, 山田(敏), 谷口, 幡, 具島, 岳中各委員

下沢, 安盛, 遠藤各専門委員

---

小坂委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、このたび退任された金勝委員の後任として新たに就任された長谷委員の紹介があり、ついで本日の議題の審議順序の変更について説明があったのち、議事に入った。

### 【議事】

#### 1. 「高等教育の計画的整備について」に対する意見について

このことについて委員長より次のように説明があった。

昨年12月14日、大学設置審議会大学設置計画分科会から「高等教育の計画的整備について」(後期計画)の最終報告が出されたので、これの内容について前回(55.1.22)の委員会で検討を行った。本日は、その論議を踏まえて専門委員の間で取りまとめたこの「報告」に対する「見解(案)」(高田専門委員執筆)についてご

討議願ひ、本委員会としての成案をまとめた。その上で、これを明日の総会の昼休みに開催される理事会に提案し、了承が得られたら午後の総会にこれを諮ったうえ文部省に提出したいと考えている。なお、この「見解」の提出に当たっては、昨年9月10日に提出した<「高等教育の計画的整備について」(中間報告)に対する見解>ならびに51年11月、52年2月の2回に亘って提出した大学院問題に関する二つの要望書を添付することにした。

以上の説明ののち、事務局より<「高等教育の計画的整備について」に対する見解(案)>の朗読があり、ついでこれに対する意見の交換が行われた。その主要な論点は次のとおりであった。

- 大学設置計画分科会の報告(以下「報告」という)では、「高等教育全体の構造の柔軟化・流動化の積極的促進」を強調している

が、これはアメリカ式のような学校を別に創ろうとしているのか、或いは現在ある大学の中を多様化しようと考えているのか、その辺が明確でない。その点をはっきり指摘する必要があるだろう。

- その点についてこの「見解」では、「高等教育の構造の柔軟化の促進は、高等教育の理念を明らかにし、これを現実化する形で行われるべきである」というように提言しているが、やや抽象的であるかもしれない。
- この「見解」を文部省に提出するについては、問題点を具体的に提示するようにした方がよいのではないか。この中で述べている「大学院の整備」に関する箇所では、例えばオーバードクターの問題などにも触れた方がよいのではないか。
- 高等教育の整備に当たっては、理念と現実の対応ということが重要である。その中で大きな問題は大学院の整備と教育経費の充実である。それで、この「見解」では具体的問題としてこの二つを取り上げている。その記述の内容はやや簡単であるが、大学院問題については、以前にまとめた2回の要望書に詳しいので、これを添付すればよいと考えている。
- 「見解」では、この「報告」には高等教育についての理念が欠如しているとの指摘をしているので、当方として「高等教育の理念」をはっきりしておく必要がある。少なくとも高等教育の範囲をどう考えるかくらいのごとは考えておく必要がある。
- 「報告」では、高等教育の整備を大学進学志望者の数の推移を基に受動的に考えていて、高等教育の理念に基づく整備計画が立てられていない。その点を国大協として強調し

ておく必要がある。

概ね以上のような問題点について論議が交されたのち、委員長より次のように提言があり、了承された。

高等教育の理念の問題については、別の機会に、関係資料を整備したうえで検討することにした。もし必要なら、他の委員会と合同で検討することも考えたい。なお、この「見解」の文章は多少柔らかい表現となっているが、これまでにまとめた関係文書（見解や要望書）をこれに添付して文部省に提出することを理事会に諮ることにしたい。

## 2. 連合大学院について

このことについて委員長より次のように説明があった。

この連合大学院の問題については、昨年9月10日の委員会で農水産系連合大学院と工学系連合大学院の創設準備に当たっている関係者および文部省の大学課長の出席の下に協議を行った。その際の結論としては、農水産系、工学系の両連合大学院の構想について、もう少し固まった具体案ができた段階で更に検討するという事になった。

その後、農水産系連合大学院創設準備委員会の川村東京農工大学教授より私の許に「農水産系連合大学院構想の骨子（案）」（55. 2. 26創設準備委員会）の提出があったので、過日これを委員各位にお送りした。しかし、この骨子（案）を見た限りでは、以前の時より余り進展しているようにも思われない。これ以後の進行状況については特に連絡もないが、仄聞するところによると、その後別の資料が出されているようでもあるので、それらの情報を基にこの問題について意見の交換を行いたい。

これについて、農水産系連合大学院に関係ある大学の二、三の委員から、①その後連合大学院の調査研究会議のメモが出されたこと、②その中で、大学が総合大学院を設置した場合でも連合大学院に参加することができる（両者が併存できる）旨のことが書かれていること、③この点、文部省の意向はどうか確かめてほしいこと、などの発言があった。

ついで委員長より、その調査研究会議のメモの内容については一度関係者にきいてみることにするが、本日のところは特に検討することもないので、この問題については今暫く様子を見ることにしたい、と述べられ、本議題についての協議を終わった。

### 3. 学部改組に伴う事務組織の問題について

このことについて委員長より次のように説明があった。

この問題は、本年3月6日の理事会の際、ある大学から問題提起があったものである。その要旨は、近年各大学で次々に学部改組が行われているが、52年度以降改組の場合においては、学部が分離増設されても事務組織の方は一本のままにされており、そのため学部の事務運営に支障があるようなので、第1常置委員会の方で一度この問題を検討してほしい、というものであった。

それで、去る5月9日開催の小委員会での問題について討議した結果、取敢えずその実態について調査するためのアンケートを行ってはどうかということになった。そこで取り急ぎアンケートを行うことにしたが、その内容はお手許の配付資料にあるように、余り細かい項目を決めずに、その事務組織の形態と、それに伴う事務運営上の問題点について聞く程度のもので

した。そして、これを5月16日に関係11大学に送付し、6月5日までに回答をお願いした。その結果をまとめたものがお手許に配付の資料であるが、これをみると各大学とも相当苦労があるようなので、一度この資料をご覧のうえ、改めて審議を行いたいと考えている。

ついで事務局よりアンケートの回答結果のまとめについて概略の説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

- 第6常置委員会でも、定員問題との関連で大学の事務簡素化の問題を取り上げているので、事務組織の問題もそこで話題に上るかもしれない。この事務組織の問題は事務簡素化の問題との絡みもあり微妙な点があるので、今回のアンケート結果を調べた上で慎重に検討することにしたい。
- このアンケート結果にみられるような事務処理上の難点が予想されていながら、敢えてこれを押し進めているようだが、問題点があるということで文部省に対し何らかの要望をしようと考えているのか。
- この問題は、ただ困るという観点からだけで考えるのではなく、事務簡素化との関わり等からも検討しなければならない。この回答結果をそのまま取り上げるということではない。
- 学部改組の際、文部省は分離独立した新設学部それぞれ固有の事務部を設置することを認めない方針なのか。
- 文部省としては、事務簡素化の方向づけから改組に伴う新設の複数学部の事務を集約した形でやった方がよいとの意向のようである。しかし、同一キャンパス内に1学部1事務部のものと、2学部（ないし3学部）1事務部のものが併存している点に問題もある。



なお、この新しい形の事務部の内部組織は、学部別でなく事務系統別（庶務系、経理系等）に分けられている。

- 大学が学内でのやりくりによって、現有の事務職員をもって独自に二つの事務部に割振っても、文部省としてはこれを認めない方針なのか。
- 事務長や係長のポストをつけてくれないので、できないことになる。
- この問題は、昨年3月の衆議院文教委員会でも論議されている。その際文部省は、これを事務機構の改善策であるというように答えている。
- この問題は、実際的には理念的なことよりも予算に関わる問題であるように思われるので、第6常置委員会が中心になって検討した方がよいのではないか。
- 複数学部の教授会を一つの事務部で受け持つのはむずかしい点がある。同一問題に関して各学部教授会の意見が異なった場合、事務部としてはその処理に困ることになる。
- 学部を分離改組する場合、大学の要求に対し文部省はどのような条件で認めたのか。複数学部に対し1事務部でよいということを大学が了承したのなら、今更問題にして要望するというのも筋が通らないのではないか。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長より次のような提言があり、了承された。

この学部改組に伴う事務組織の問題については、このような方式を止めてくれとは言えないかもしれないが、その実情を調べてこのあり方についての考えをまとめる必要はあると思う。それで、一応この調査結果をご覧いただいたうえで、今後の進め方についてご相談すること

とにしたい。

#### 4. 高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方について

このことについて委員長より次のように説明があった。

昭和53年8月30日、学校教育法施行規則の一部改正が行われるとともに同日付け官報に文部省告示として新しい高等学校学習指導要領が公示され、これらは昭和57年4月1日に高等学校第1学年に入学した生徒から学年進行によって適用されることになった。それに伴って、新高等学校教育課程を履修した生徒が昭和60年度より大学に入学することになる。

このような事情を踏まえ、第2常置委員会では、この高校学習指導要領改訂に伴う共通第1次学力試験のあり方の見直しについて検討を始めることになったが、その論議の過程で、この学習指導要領の改訂は、単に大学入試のあり方に関係するのみでなく、大学における教育のあり方、特に一般教育のあり方にも深く関わる面があるので、それらの点について第1常置委員会において検討して貰う必要があるとの意見が出された。それに基づいて過般、第2常置委員長より第1常置委員長に対し「昭和57年度より高等学校学習指導要領改訂に伴う大学における一般教育の充実について」という申し入れがなされた。このことに関し、前回（55. 1. 22）の委員会で協議を行ったが、その際には、この申し入れの趣意がはっきりしない点があるということで、その点を確かめたうえで審議することになった。

その後、第2常置委員長ならびに「教養課程に関する特別委員会」委員長ともこの問題について相談したが、この問題の検討の趣旨は次のようなことである。

今度のこの学習指導要領の改訂は抜本的な改正であり、初等教育から中等教育にかけての一貫した教育のあり方の改革を意図するものであり、特に高校においては、その進学率が90%以上にも及んできたという実態を踏まえ、これの適正な教育内容、教育方法を考え直そうということである。それで、高校の新学習指導要領では、「生徒の個性や能力に応じた教育が行われるようにすること」および「ゆとりある充実した学校生活を送れるようにすること」という基本方針に基づき、1年次に必修科目を履修させ、2年次以降は多様化された履修コースを設け自由に選択させるという新しい教育を行うことになった。そこで、このような教育を受けた生徒が大学に進学してくる場合に、大学側としてはこれをどう受け入れ、どう教育していくかが新たな問題となる。

その一つは、これらの新しい教育課程を履修した生徒を大学に入学させる場合の選抜方法の問題があるが、それとは別に、これらの新しい教育を受けた生徒の受入れ体制、教育機構について、大学側としても考慮しなければならないことになる。昭和60年にはこれらの生徒が入学してくることになるので、これに対応する大学教育のあり方について、大学側としては今から検討しておかなければならないということである。今回の検討課題の趣旨は概ね以上のようなことであるので、これについてご審議をお願いしたい。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- 高等学校の学習指導要領の改訂によって、どのような生徒が大学にくることになるのか。
- それは、入学試験をどのようなレベルにす

るかに関係するが、新学習指導要領の主眼の一つは「ゆとりある教育」ということであるので、いわゆる「詰込み主義」の教育を受けない生徒が入ってくることになる。これに対し、大学側としては、大学生にふさわしい資質能力はどの程度のものであるかということを考えておかなければならない。この問題は大きな問題なので、第1常置委員会だけでは検討できないので、第2常置委員会および「教養課程に関する特別委員会」と三者一体になって検討したいと考えている。

- 学習指導要領改訂に伴う入学者選抜方法の見直しについては、共通第1次試験のみでなく第2次試験にも関わりが生じてくる。もし第1次試験のレベルが下がるとすると第2次試験の方にウェイトが置かれることになるが、これは共通入試の本来の趣旨に逆行することになる。第1次試験と第2次試験との配点の基準は各大学が自主的に決めることになっているが、以上の点を十分考慮しなければならない。それといま一つは、今度の学習指導要領の改訂によって入学者のレベルがどれだけダウンするかという問題である。これは、仮に第1次試験のレベルが下がったとしても第2次試験のレベルを高くすれば問題はないと思うが、しかしそうなると、折角の今回の改訂も意味のないことになる。結局はその辺の兼ね合いの問題ということになる。
- 高校の新教育課程修了者を受け入れるについて、大学側として組織、制度の面で何を变えようとするのか。どういう問題があるのか。教育の組織上の問題は学部において決めているが、今度これを全国的に改めようとする場合、どこをどうしようと考えているのか。

- この問題は大学の理念に関わる問題である。高校への進学率が大幅に高まり、それに伴って生徒の資質能力の差違が大きくなったので、これに対応するため学習指導要領を改訂し、教育の「多様化」を図ることになった。それに伴って、大学もこの多様化に対応できる体制づくりを考えなければならなくなったわけであるが、しかしこれを多様化すると格差問題との関わりが出てくる。今までは「画一化」による格差があったが、今後は「多様化」による格差が出てくるのが懸念される。このような格差を生み出さないためにはどうしたらよいか。それは制度に関わってくる問題であるので、国大協としての対応が必要となる。これは第1常置委員会だけの課題ではないと思うが、この構想のまとめは何時頃までに出すのであろうか。
- この問題に対するある程度の心構えは今の中に考えておかなければならない。入試方法や教科書等が変わってからこれの対応を考えるということでは間に合わない。高等教育の理念に立脚した大学教育に関する考え方というものをお示しする必要がある。
- 第2常置委員会からの検討依頼の申し入れは、「ゆとりのある教育」によって学力レベルがダウンした生徒を大学はどのように教育していくかという趣旨ではないのか。
- 今度の改訂によって学力レベルがダウンするかどうかは、新しい教科書を見てみないことには分からない。しかし、それを見てから考えるということでは、大学の主体性というものがない。今回の学習指導要領の改訂の背景には、以前30数%に過ぎなかった高校への進学率が今では90%以上に上昇したということがある。それで高校生の質の幅が大き

くなったため、いわゆる「落ちこぼれ」をなくすことと、個々の適性に応じた能力の伸長を図るということとを目途としてこの改訂が行われることになったのであるから、大学側もこの新しい高校教育との関連を考えなければならぬということである。

- 高校の学習指導要領の改訂によって大学も影響を受けることになるが、大学側からも高校側に影響を与えなければならぬ。大学がこれまでの教育を継承して発展させるためには、入学者にミニマムの資格を要求することは必要である。その点をはっきりすれば、今年度の高校の必修科目には弾力化の措置が認められているので、高校側も大学側の意向に対応していけると思う。このように、大学側としては影響を受ける面だけを考えないで、大学として必要なものははっきりさせる必要がある。もし今年度の改訂によって生徒の学力レベルが下がるというなら、教養課程でこれをどうするかという問題があるし、また多様化を活かすというなら、教養課程でコース別の教育体制を考えるというようなこともあろうが、いずれにしても大学が主体的立場に立って対応することが必要である。
- 今度の改訂によって高校の教育は大きく変ることになる。一方、大学の専門課程は従来と余り変わらないということになると、教養課程の教育のあり方を変えなければならなくなる。そしてそれは教育組織に関わる問題であるので、組織・制度を担当する第1常置委員会の担当事項ということになる。
- 6・3制が施行されてから30数年たつが、これに則った新制大学においての大きな悩みは一般教育の問題である。これが当初の理念どおり遂行されているかどうか真剣に検討す

る必要がある。

- 新教育課程で履修した高校生は、これまでの高校生とは変わった面が出てくると思うが、大学としては余りその機構を変えずにこれに対応するのがよいと思う。入学試験は高校での基礎学力の達成度をみるものであり、それは試験の内容が変わったとしても大学で判定することができる。
- 従来の共通第1次試験では、必修科目を基準にして高校での履修の達成度をみてきた。ところが今度の改訂によって必修科目は大幅に縮小され、代わって選択科目が増加した。それで、従来のように必修科目を基準として基礎学力をみるということはできなくなった。しかし、教育課程が変わったとしても、生徒の質は今のレベルより下がるということはないと思う。
- 現在の入試レベルを保持するという考え方でよいのかどうかの問題である。
- 第2次試験の出題教科・科目次第で、従来のような学力を持った学生を選抜することができると思われるが、いわゆる新制大学の態様は変わってくるのではないかと思われる。受験生には国立型と私立型とがあるといわれており、国立型というのは各教科全般に亘り満遍なく修得する者である。ところが、今回の改訂の趣旨に即して、多様化に対応して満遍型の学生を採らなくなったとき、国立大学はどのような学生を採ることになるのか。それによって今の国立大学の教育も変わってくることになるのではないか。
- 今度の改訂に伴う入試教科目の論議の時に、第1次試験の成績の大学での利用の仕方が出てくると思う。先程の多様化の問題については、第1次試験の利用の仕方(1

次と2次の評価の基準)を変えれば、大学の求める適性のある学生を選抜することは可能である。それは受入れ側の大学の判断による。

- 高校での多様化を一概に学力のレベルダウンと考えなくてもよいのではないか。多様化には個性化、高度化という側面もあるので、大学はそれに対応して考えることも必要である。入学に際して余り厳しい要求をしないで、大学の中でどう個性を伸ばすかという観点から、その選抜や転換の制度を考えるべきだと思う。入学は厳しいが卒業は容易であるという今の教育のあり方を変える必要がある。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように提言があり、了承された。

本委員会としてこの問題について検討してきたが、この問題は本委員会だけでなく、関係の第2常置委員会および「教養課程に関する特別委員会」とも一緒になって検討したいと思う。この三者の協議は、特に目的を決めずにそれぞれの立場からの意見の連絡調整を図る趣旨のものとし、それぞれの委員会から若干名の委員を選んで構成することにしたい。それでよろしければ、明日の総会にその趣旨を伝えて了承を得、明後日の総会時に開催される委員会で三者の協議会に参加する委員を選ぶことにしたい。

以上で本議題についての協議を終わり、最後に委員長より、予て宿題となっていた「外国人の国公立大学教員任用の問題」については、そう差し迫った問題ではないので、機会をみて検討したい、と述べられ、本日の会議を閉会した。

日時 昭和55年6月18日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館第5研修室

出席者 小坂委員長

吉田, 山田(守), 前田, 秋田, 長谷, 井上, 猪,  
川上, 館, 橋爪, 山田(敏), 須田, 谷口, 幡,  
具島, 岳中各委員

## 第1常置委員会

小坂委員長主宰のもとに開会。

### 【議事】

#### 1. 「高等教育の計画的整備について」に対する要望書について

初めに委員長から、配付資料<「高等教育の計画的整備について」に対する要望書>の作成に至るまでの経緯について概略の説明があった。

ついで本要望書について以下のような意見の交換があった。

- 要望書だけでは、具体性および説得性に乏しいので<「高等教育の計画的整備について」に対する見解>を添付すべきであろう。
- 要望事項の中で、「大学・短大の新設・拡充に当たっては、大学の管理運営方式について、それぞれの大学の自主性を尊重すること」とあるが、具体的に何をさすか明確にすべきである。
- 要望書の中に「研究費の充実」とあるが、研究費の充実が生産性のみにつながるのではなく、グレートイノベーションにつながるような研究成果の実績の評価を重視すべきである。

#### 2. 第2常置委員会からの申し入れについて

委員長から、高等学校の学習指導要領改訂に伴う大学側の対応について第2常置委員会と連

絡委員会を設けることについて概略の説明があり、これについて以下のような意見の交換があった。

- 入学試験のあり方は、大学教育のあり方、特に一般教育のあり方に大に関わる点があるので、本委員会として、大学の理念についての骨子をたて、第2常置委員会に反映できるよう早急に検討すべきである。
- 第1常置委員会、第2常置委員会および教養課程に関する特別委員会の三者による合同委員会を設置し、問題を検討・審議すべきである。
- 合同委員会における審議は、各大学の実態を把握し、意見等を十分に考慮して行うべきである。
- 合同委員会の構成人員は、各委員会から委員長以下4名宛位が望ましい。また、本委員会の人選については、委員長に一任したい。

概ね以上のような意見の交換がなされたのち、次のとおり、総会に報告することが了承された。

- ① 要望書の宛名は、会長と相談する。
- ② 要望書に昭和51年から現在までの関連の資料を添付する。
- ③ 第1常置委員会、第2常置委員会および教養課程に関する特別委員会からそれぞれ委員長以下4名を出して合同小委員会を設置する。

## 第2常置委員会

日時 昭和55年5月7日(水) 13:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 齋藤委員長

長谷部, 帷子, 大塚, 福田, 谷, 辰野, 丸井,  
脇坂, 林, 片山, 深瀬, 浅原, 蟹江各委員  
肥田野, 小林, 佐藤, 猪岡, 扇谷各専門委員  
(大学入試センター)加藤所長, 中村管理部長

齋藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように新委員の紹介があった。

長谷部亮一(小樽商科大学学長)

福田 信之(筑波大学学長)

井沢 道(三重大学学長)(欠席)

ついで、加藤入試センター所長から新任の中村管理部長の紹介があった。

### 【議事】

#### 3. 昭和56年度共通第1次学力試験に関する検討事項について

委員長より、このことについては先ず入試センターより説明を伺うことにしたい、と述べられ、ついで加藤所長から配付資料「昭和56年度共通第1次学力試験の実施等について」および関連資料を基に次の事項について詳細な説明および提案があった。

- ① 昭和56年度共通第1次学力試験の実施について(基本的枠組, 実施日程, 追試験の試験場等, 身体障害者の事前協議, 正解公表の時期)
- ② 共通第1次学力試験に関する今後の検討課題について(社会の「倫理・社会」および「政治・経済」の取り扱い, 試験場の増設等, 配点比率)
- ③ 群馬県立女子大学の共通第1次学力試験参

加について

④ 大阪医科大学の共通第1次学力試験参加について

⑤ その他(「昭和56年度国公立大学ガイドブック」の刊行)

以上の説明ののち、次の順序により協議が行われた。

#### (1) 昭和56年度共通第1次学力試験の実施について

このことについて委員長から次のように述べられた。

##### 1) 基本的枠組みについて

共通第1次学力試験(以下「第1次試験」という)の「基本的な枠組み(出題教科目, 実施時期等)については、今後更に実施経験を積み重ねつつ検討を加えることとし、56年度については従前どおりということにしたいがよろしいか。(了承)

##### 2) 実施日程について

次に「実施日程」については、入試センターの原案にあるように、曜日の関係から、第1次試験実施期日を56年1月10日(土), 11日(日), 追試験を1月17日(土), 18日(日), 各国立大学の出願受付を2月9日(月)~16日(月)まで(曜日の関係で1日延期)と改めるほかは、すべて本年どおりということにしたい。この実施日程については技術的な問題も多分にあるの

で、入試センターが示した原案のとおりといたしたいがよろしいか。(了承)

### 3) 追試験の試験場等について

次に「追試験の試験場等」についてであるが、入試センターの原案では、試験場は3乃至4地区に縮小したいということである(昨年度は14地区、本年度は7地区)。これは追試験の受験者が少数であるということもあるが、漸次縮小して将来は廃止の方向に進めたいという含みもある。なお、来年度これを4個所(北海道、東日本、中日本、西日本)にする場合は、受験生の便宜や大学側の受入条件等を考慮して、実施大学は固定した方がよいのではないかと思われる。

追試験に関する今一つの問題は、追試験の受験の申請期限の問題である。これについて入試センターから、「この申請期限を試験第1日目の午前10時までとすること」(従来は試験前日の午後5時まで)について協議決定してほしいとの要望が出されている。なお、このことに関する各国立大学へのアンケート調査の結果では、試験第1日目の午前10時までにしてもよいとの回答の方が多かったが、少数の「現状維持」支持の回答の中には考慮に値する意見もあるので、いずれにしたらよいかご協議願いたい。

追試験に関する以上の2点について協議の結果、試験場については原案どおり4地区とする、申請期限については取敢えず来年度は従来どおり試験前日の午後5時までとする、ことに決定した。なお、4地区の追試験を担当する大学の決定については、委員長が会長と相談して処置することとした。また、申請期限の問題については、各大学に意見聴取をした関係もあり、入試センターより本日の協議の結果を通知

し、了承を求めることとした。

### 4) 身体障害者の事前協議について

次は「身体障害者の事前協議」の問題であるが、この問題について午前中の小委員会では受験案内の19~21ページの記載事項について検討した。その結果、現行のものではその要点を理解しにくいので、次の点について修正を加えたらどうかということになった。それは、20ページ上段に掲載されている身障者についての定義を示した表と、同ページ下段に掲載されている試験実施の際の特別措置を示した表との関係が不明瞭なので、これをはっきりと区別するということである。なお、上段の表にある「盲者」の箇所については、両眼の視力「0.1未満」および「0.1以上0.3未満」とあるのを「矯正視力0.1未満」というように訂正することを了承した。それと今一つの問題は、入試センターより提起された「法令で定める身障者には該当しないが、受験に際して何らかの特別措置を要するという者については、第1次試験の出願に際し志望大学の協議書の提出を廃止してはどうか」という問題である。これについては、種々問題もあるので今後更に検討するということになった。

以上の説明に関し協議が行われた結果、身障者の定義を示した表のうち「精神薄弱者」の項は削除することにし、また「病弱者」をここに掲げる必要があるかどうかについても今後更に検討することとした。

### 5) 正解公表の時期について

次は「正解の公表の時期」の問題であるが、これについては昨年度は、各試験日ごとに行ったが本年度はこれを2日目の試験終了後に一括公表することにした。これは、昨年度、1日目の正解を当日公表したところ、これがテレビで深夜放映されたため、これを見ていた受験生に疲

労感を与え、翌日の受験に悪影響が出たということから、本年度は一括公表ということに改めたわけである。ところが、これに対し、記者会から報道上の都合（試験問題と正解を同時に発表したい）から各試験日ごとに公表するようにしてほしいとの強い要望が出された。それで、入試センターとしては、第1日目の正解は翌日以降に報道することを条件にして、この要望に応ずることにしてはどうかとの意見であるが、それでよしいであろうか。

これについて協議の結果、その「条件」を厳守する約束を取り交したうえ、各試験日ごとに正解を公表することを了承した。

以上で「昭和56年度共通第1次学力試験の実施について」の協議を終わり、ついで一昨年以来の懸案である「大阪医科大学の共通第1次学力試験参加」の問題について協議が行われた。

#### (2) 大阪医科大学の共通第1次学力試験参加について

この問題の協議に先だち、入試センター中村管理部長から配付資料「国立学校設置法、国立学校設置法施行規則、大学入試センター組織運営規則」を基に公・私立大学の参加に関する基本的な考え方についての説明があり、つづいて委員長から次のように述べられた。

この問題を決定するには、まず入試センターに関する規定を弁まえたうえで、入試センターが処理できるという範囲内のことについて考えていく必要がある。

ところで、私立大学の共通入試参加については、いま参加の要望があるのは大阪医科大学だけである。このことについて一昨年8月、若槻（前）委員長の当時論議されたが、その際は「個々の大学が個別に参加するという形では対応がむずかしいので、私立医科大学協会として

の意向が明らかにされる必要がある」ということになった。それで、その後私医大協の方に連絡をとり、その考え方を聞いているのであるが、まだこれまでにその方からの正式態度表明は受け取っていない。

ただ、第1次試験は国立大学長が実施の責任主体となって行われているので、私立大学の参加によって、その負担が増大するのであれば、これは別の方向で考えざるを得ない。そこで、この問題は、次のような諸条件を充たすという前提の下に、これをトライアルとして参加させることを認めることにしてはどうか。

- ① 私医大協のサポートが必要であること。
- ② 大阪医科大学以外の私立大学の参加の場合をも考慮して、過去の実績において当該大学の受験者の90パーセント以上が共通入試を受けているということ。
- ③ 入学定員を厳守すること。
- ④ 第2次試験の合格者発表を3月20日までにを行うこと。

以上の説明に関し次のような意見が交された。

- この問題については、以前にもこの委員会で議論したことがある。そのとき入試センターから幾つかの参加方式案が示されたが、その案によれば、現在考えられる方向としては、公立大学と同じような「協力方式」しか考えられないのではなからうか。
- 私医大協のサポートが必要であるということは、どのようなことを意味しているのだろうか。
- 私立医科大学でどれだけの大学が参加を希望しようとしているのか、またそれらが参加を希望するというのであればその時期はいつ



頃なのか、それともこれは大阪医科大学だけの参加という問題であるのか。その辺のところははっきりしていなければ、国大協としても対応の仕様がないうことである。

- テストケースとして大阪医科大学の参加を認めるとしても、他の私立医科大学の参加希望が分からない状況下でやるのは問題があるのではないか。
- テストケースとして参加を認めるということは、どのような意味が含まれているのだろうか。1校だけなら受験者数に余り影響がないからということか。あるいは今後ふやしていく場合の参考にするということか。
- 私立大学のなかで共通入試参加希望の大学はそれ程多い数ではないと思う。もし、多くの私立大学が参加するようであれば、現在の入試センター組織運営規則では実施不可能である。要するに重要なことは、現在の入試センター機能の可能な範囲で第1次試験を行うということであって、大阪医科大学だけの参加なら、これが行えるのではなからうかということである。
- この問題はいろいろ問題点があるので、もう少し時間をかけて慎重に検討する必要がある。

以上で本問題についての協議を終わり、ついで「共通第1次学力試験に関する今後の検討課題」について協議が行われた。

### (3) 共通第1次学力試験に関する今後の検討課題について

このことについて加藤入試センター所長より次のように説明があった。

- 1) 社会の「倫理・社会」および「政治・経済」の取扱いについて

今後の検討課題として、くまず「倫理・社会」と「政治・経済」の取扱いの問題についてご議論をお願いしたい。それというのは、本年度の第1次試験の結果、「政治・経済」の平均点が「社会」の他の科目に比して著しく高いという結果が現われ、この科目の取扱いをどうするかという本質的な議論が生じてきたということである。それは、「倫理・社会」、「政治・経済」という科目は受験生にとって学習し易い学科という性格があり、また受験産業もこれらの科目を学習し受験するよう勧めているようである。そのためか、この科目の受験者数が昨年より目立って増加の傾向にある。このような状況から高等学校の教育課程のなかで、これらの科目と「歴史」、「地理」というその他の「社会」科目のバランスの問題で教育上支障が出るという問題が一つある。それからもう一つには、この問題を単位の上から考えると、「倫理・社会」、「政治・経済」はそれぞれ2単位であり、他の「歴史」、「地理」の科目単位は3単位（実態は4単位）であるということがある。そこで、このように違った単位数の科目を同じレベルで扱ってよいかという問題がある。そのようなことから、この問題の対応策として、次の2つの考え方をしてはどうかということである。

- ① 「倫理・社会」、「政治・経済」の2科目を同時に選択することを禁止する。
- ② 「倫理・社会」、「政治・経済」の2科目を併せて1科目扱いとする。

以上のようなことが考えられるが、現実の問題として当面は①の考え方によって「倫理・社会」、「政治・経済」のいずれか一方の科目と「歴史」、「地理」いずれかの科目を抱き合わせて選択させるという方向がよいのではないかという意見が入試センターの中では強い。そこで、

これに対する国大協の意見をお伺いしたいわけである。なお、これについての国大協の意見が来る6月総会においてまとまるとしても、予告期間を置く必要から、その実施は57年度からということになるので、これに対する審議を早く進めるようご配慮願いたい。

## 2) 試験場の増設等について

次の検討課題は「試験場の増設等」の問題である。この問題については二つの問題がある。その一つは県内に試験場を増設してほしいということ、いま一つは都府県の区域を超えた地域割りを考えてほしいということである。これらについての要望が大学側、高校側双方から出ている。大学側からの要望は、東京、神奈川、埼玉、千葉等の地域からで、これらの地域の所在大学は受験者数が極めて多く、大学側のロードが過重となっている。同様の問題は近畿地区の大阪地区でもみられる。そこで、これらの負担の不均衡を調整する必要があるのではないかとということである。また、この問題に関連することであるが、今年度の第1次試験の場合は、神奈川県地区では東京地区から応援教官を派遣して貰ってこの問題に対応したという実態がある。しかし、このような対応策でよいのかどうか、その辺の問題についても検討していただきたい。

それから、高等学校側からの要望としては、まず青森県の問題がある。これは青森、津軽、八戸の3カ所に試験場を設けてほしいという従前からの要望である。そのほか、福島県、岐阜県、兵庫県、鳥取県、山口県というような多くの地区で、隣接県を含めた受験地域の線引きの要望や試験場増設の問題が提起されている。

このような状況があるので大学側、高等学校側の要望を踏まえたうえで、それぞれの大学の守備範囲の線引きをする必要があるように思う

が、これは仲々大変な作業である。しかし、これの検討に必要な受験生の動態等のデータについては、指示があれば入試センターから提供することにしたい。

なお、この試験場の問題に関連して「共通第1次学力試験の試験場として予備校を使用すること」についてもお諮りしたい。これは、試験場として私立大学や高校の施設の借用が困難な場合、予備校を使用することも止むを得ないということになっており、これまで東京地区にその例があったが今年度は九州地区でもその例が出てきて、この増加が予想される。従来は、予備校の使用はできるだけ避けたいという方針であったので、このような状況に対しどう考えるべきかについて意思統一をしておく必要があるのではないかと思われる。

## 3) 配点比率について

第1次試験と第2次試験の配点比率は各大学で自主的に決めることになっているため、これが大学によってまちまちとなっている。これに対し、高校側から進学指導上、この配点比率を公表するようにしてほしいとの要望が出されているので、これの取扱いについてご協議願いたい。

以上の説明ののち、それぞれの項目について意見交換が行われ、次のような結論となった。

### ① 社会の「倫理・社会」及び「政治・経済」の取扱いについて

これについては、この2科目は他の科目より単位数が少ないということ、2科目間に共通面があること、この2科目が受験しやすいということでこれに集中する傾向が増大すると高校での「社会」の授業に悪影響を及ぼす懸念があることなどの理由から、高校側の意

見も徴した上この2科目を同時に選択できない措置を講ずることにした方がよいとの結論となった。

## ② 試験場の増設等について

これについては、特に大学側で問題になっている「都道府県の区域を超えた受験の地域割りの設定」に関し、ブロック会議（全国7地区）を設け、当該地区内の各国立大学、教育委員会および入試センターが連携を取って検討する体制を早急に固め、57年度実施を目的に作業を進めることとした。なお、この受験の問題について最も難渋している横浜国立大学への対応策については、来年度は地域割りの変更による解決は困難なため、本年度と同様に東京地区から監督要員を応援に出す方法により措置することとした。

## ③ 配点比率について

これについては、できればこれを公表することが望ましいが、各大学の判断に委すこととした。

## (4) 群馬県立女子大学の共通第1次学力試験

## 参加について

このことについて、加藤所長より、このたび群馬県立女子大学が新設されたが、公立大学はすべて共通第1次学力試験に参加している関係上、いずれ公立大学協会から同大学の参加について依頼があると思うので、その際はこれの参加を認めたいのでよろしくご了承ください、と述べられ、異議なく了承された。

## (5) 「昭和56年度国公立大学ガイドブック」

### の刊行について

このことについて加藤所長より次のとおり説明があり、了承された。

この「国公立大学ガイドブック」は昨年初めて刊行されたが、評判もよかったので、本年も発行したい。については、これに掲載する各大学の「入試実施要項」は7月末にならないとまもらないので、取敢えず「大学概況」の部分を6月末くらいに提出願ひ、「実施要項」の方は7月末提出ということにしたいので、よろしく願ひする。

以上をもって本日の議事を終了した。

---

## 第2 常置委員会

日時 昭和55年6月18日(水) 10:00~12:00  
場所 国立教育会館第6研修室  
出席者 齋藤委員長  
長谷部、帷子、大塚、福田、谷、辰野、五十嵐、丸井、井沢、脇坂、林、山村、深瀬、片山、平木  
(代:俵)、浅原、磐江各委員  
(大学入試センター)加藤所長

---

議事に先立ち、齋藤委員長から次の事項について報告があった。

### (1) 共通第1次試験に関しての神奈川県に対する援助について

昭和55年度共通第1次学力試験実施にあたり、横浜国立大学からの援助要請をうけて国大

協会長名で東京地区関係各大学長あてに、「昭和55年度共通第1次学力試験の実施に伴う神奈川県への協力方について」(54. 9. 12付)という依頼文書を送付して援助を求めたが、昭和56年度においても横浜国立大学学長から会長に対し同様の要請がきているため、昨年と同様に

東京地区関係各大学長あてに協力を要請する予定である。これについては昨年と同様に東京地区の世話大学である東京大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、一橋大学の各学長および大学入試センターの了承を得て進めるつもりであるが、来る6月19日には東京地区各大学の入試実務担当者の会合が開かれるので、そこで昭和56年度神奈川地区援助体制についての具体的検討をして貰いたいと考えている。

## (2) 大阪医科大学の共通第1次学力試験の参加について

現在、私立医科大学のなかで共通第1次学力試験参加を強く希望している大阪医科大学から、委員長および文部省、大学入試センター等関係各方面へ昭和57年度より参加したい旨の要望が行われている。この問題は一昨年からの問題で種々問題があり、なお検討を要するが、もし昭和57年度より参加する場合は、今年の11月に開催する総会で決定されないと実務上実施が困難となる。

なお、この他に4年制の国立大学に併設されている短期大学からも共通第1次学力試験参加の要望がある。

## 【議 事】

### 1. 共通第1次学力試験の経費について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

この問題については本来大学入試センターへ不足分を要求すべきであるが、大学入試センターの諸事情に鑑み、文部省に要望することにした。

### 2. 試験場の借用について

このことについて委員長から次のように述べられた。

現在、共通第1次学力試験の実施に際し、大学以外の学外試験場として高等学校を借用しているケースが多いが、当該大学から借用高校までの距離的な問題等があり、高校以外の施設を利用したいとの声もあるので、このことについてご意見を伺いたい。

これに関して種々意見交換の結果、借用経費の問題等が絡むため当面は現状維持で実施することとし、やむを得ない事情がある場合のみ予備校等を借用し、その他問題が生じた場合は、各大学の判断で対処するという事になった。

### 3. ブロック会議設置に伴う運営経費について

共通第1次学力試験の受験方式の是正（行政区域を超えた受験の地域割りの検討）に関し各ブロック毎に検討を行うこととなったが、このブロックの区分は北海道地区、東北地区、関東・甲信越地区、中部地区、近畿地区、中国・四国地区、九州地区の7ブロックとしたい。これにはその運用経費が必要なので所要経費を文部省へ要求することにしたい。

### 4. 入試科目改訂専門委員会委員の追加について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

入試教科目改訂専門委員会の委員構成は、高校の教科に造詣の深い教官と大学の各学問分野の専門教官および本委員会の小委員会委員の一部をもって構成されているが、同時に地区的配分についても配慮して人選されている。このこ

とに関し、近畿地区から委員の追加要求がだされておられ、可能であれば京都大学の数学関係の教官を委嘱して欲しいということであるのでお諮りしたい。

このことについて協議の結果、国大協として正式に京都大学に委員の推薦を依頼し、その人選については京都大学に一任するが可能な限り数学の教官を依頼するという事となった。

## 5. 高校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方の検討について

昭和57年度より新高等学校学習指導要領が実施されることになったため、これに基づく共通1次試験の見直しを本委員会で検討しているが、これは単に入試のあり方に関連するのみでなく大学の教育のあり方、特に教養課程の教育のあり方に密接に関わってくる。しかし、これらの問題は第2常置委員会で検討するより、むしろ第1常置委員会の担当範囲に属する問題であると思われるので、その観点から第1常置委員会と教養課程に関する特別委員会との三者の連絡協議機関が必要と思われる。それで、その委員構成としては第1常置委員会、第2常置委員会、教養課程に関する特別委員会からそれぞれ委員長のほか委員各3名、合計12名を選出し構成することにしてはどうかと考える。

これについて協議の結果、この提案を了承し、早急に委員の人選を行うこととなった。

## 6. ブロック会議の運営について

3.で提起された全国7地区のブロック会議の運営に関し次のような協議が行われた。

### ① 入試教科目改訂専門委員会の参加

7ブロック体制が発足した場合、当該地区より出ている入試教科目改訂専門委員会委員1人

がこれに参加できるようにする。

### ② 主として依頼したい検討テーマ

現行の行政区域別の共通第1次学力試験の受験方式においては、試験実施の際の各大学の負担に不均衡が生じたり、あるいは受験生の立場からは隣接県の方が距離的に近い場合があるなど種々問題が生じるので、その境界線の設け方（線引き）の問題について、各ブロック間で審議をして貰うことにする。

また、入試教科目改訂専門委員会でまとめられた結論は、最終結論に至る前の案の段階であるので、いくつかの案として各ブロックに諮るわけであるが、各ブロックでは入試教科目改訂専門委員会でまとめた結論を絞る方向で検討して貰うことにする。

### ③ 都道府県教育委員会関係者の参加

行政区域を超えた受験方式を検討するに当たっては、教育行政面との関わりがあるので、教育委員会側の意見をきく必要がある。このため、予め文部省の初中局長から都道府県教育委員会へ、この問題について協力されるよう、連絡して貰うことを国大協から初中局長へ要請することにする。

## 7. 入試改善会議との関係について

国大協で審議決定した大学入試に関する意見が実施に移されるについては、その前の過程として、文部大臣の私的諮問機関である入試改善会議の議を経なければならない。例えば、国大協の決定事項に対して入試改善会議で異議が起き、大幅な変更等が生じた場合、日程の関係上実施の間に合わない恐れが多分にあるので、国大協において審議決定する事項は十分に整理しておく必要がある。

## 8. その他

### ① 共通第1次学力試験における成績データ等の照会について

各大学が入学試験の追跡調査、研究などを行うために大学入試センターに対し、得点分布表等のデータ提供を依頼してきているが、個人別データ・高校別データ・大学別データ・地域別データ等は提供出来ない場合がある。また現役・浪人別データについては提供できるが、その

場合これを秘扱いとして、学外発表はしないようにしてほしい。

### ② 共通第1次学力試験、第2次学力試験における各大学の統括責任者の子弟等に受験予定者のある場合の措置について

共通第1次学力試験、各大学の第2次試験において、統括責任者（例えば入学主幹等）の子弟等が受験する予定のある場合は、別に責任者を立てて代行させる等の措置を講ずるよう、国大協として取り決めを行うこととした。

---

## 入試教科目改訂専門委員会

日時 昭和55年6月26日(木) 14:00~17:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 斎藤委員長

喜多、帷子、高野、肥田野、末松、堀部、奥田、丸井、松井、扇谷、片山、吉村各委員

---

斎藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のように挨拶があった。

議題の協議に入る前に、去る6月17、18両日に開催の国大協総会で審議された入試関係事項についてご報告する。

第1は、ブロック会議に関することである。これについては予てより、高校学習指導要領改訂に伴う大学入試のあり方の問題と併せて、共通第1次試験の受験の地域割りの再検討（各大学の事情や受験生の便宜等の点から、都道府県の区域をこえた受験も可能なように改める）の問題を協議するために、各ブロックごとに会議を持つことが提起されていた。その後、理事会（5.21）の協議を経て、このブロック会議の組織は7ブロック（北海道、東北、関東・甲信越、中部、近畿、中国・四国、九州）とし、その構成メンバーは各大学学長および入試担当責任者とすることが決まった。これは今総会で追認を得たが、その構成メンバーについては、各

ブロックと入試教科目改訂専門委員会との連絡調整を図るため、当専門委員のうち、各ブロック世話校に所属する委員（原則として）1名を新たにこれに加えることになった。なお、このブロック会議設置に伴う運営に要する経費については、近く会長より文部省に要請することとなった。また、各ブロックで受験の地域割りの線引き調整を協議するに当たっては、教育行政面との関わりから都道府県教育委員会の協力を得ることが必要なので、これを所管する初等中等教育局長から各都道府県教育委員会に対し、協力方を指示されたい旨、会長名をもって依頼文書を出すことになった。

第2は、現在当専門委員会で検討を進めている「新高等学校教育課程による国公立大学入学選抜の実施に関する基本方針」（叩き台）に関することである。これは来る11月総会に提出する予定となっているが、このことに関し今総会において次の11月総会でこの基本方針につい

て討議を行うについては、各大学が共通理解の上で論議ができるよう、高校学習指導要領改訂の趣旨とそれに伴う大学入試のあり方について、その要点、問題点などを整理した情報を予め（11月総会の1カ月前位に）各大学に提供してほしいとの要請があった。それで、当専門委員会としてはその素案を9月末頃までに作成しなければならないことになった。この点については後程ご協議願うことにするが、このような経緯から、いわゆる叩き台の取りまとめは11月総会には無理で来年6月総会にずれ込む可能性もある。

第3は、高校の学習指導要領改訂に伴う大学教育、特にその教養課程のあり方の検討に関することである。これについては、過般第2常置委員会から第1常置委員会および「教養課程に関する特別委員会」に対し、これの検討方の申し入れをしたが、このことについて今総会で小坂第1常置委員長より、この問題は関係委員会それぞれの立場で検討すべき事柄であるが、相互の連絡調整が必要であるので、第1常置、第2常置、教養課程に関する特別委員会の三者による合同小委員会をつくって検討を進めたいとの提案があり、その結果、各委員会より委員長を含めて4名ずつの12名による委員構成をもって合同小委員会が発足することになった。

以上のような報告について、本日の議事に関し次のように述べられた。

本日は、ただいまご報告したような総会の意向も踏まえて、入試教科目の改訂について次の二点をご協議願いたい。

① この問題について各大学で検討する際の便宜に供するため、高校学習指導要領の改訂とそれに伴う大学入試のあり方について、それぞれ要点、問題点を整理すること。

② 各ブロック会議に対し同様の趣旨で、この問題についての国大協および入試センター関係委員会での審議経過を要約し、基本方針の叩き台として第2常置委員会の大枠のガイドラインを示す複数の案を作成すること（これはブロック会議に出席する当専門委員会の委員が説明に当たる）。このうち審議経過の要約については後日、国大協の入試教科目改訂専門委員会、入試センターの試験教科目等調査研究委員会の議事録等を参考にまとめることにしたい。

以上のとりまとめ作業については、ブロック会議開催との関係もあり、9月末を目処にすすめていきたいと考える。なお、各ブロック会議の開催はそれぞれの世話校より招集することになるが、この世話校の選定については会長と相談のうえ決めたいので、ご了承いただきたい。

以上のような説明があったのち議事に入った。

#### 【議事】

#### ◎ 入試教科目の改訂について

初めに委員長より次のように述べられた。

本日の議事を進めるについては、松井委員に検討すべき事項のポイントをまとめていただいているので、これを基に協議を行っていきたい。

ついで松井委員から配付資料を基に過般入試センターにおける試験教科目等調査研究委員会（6月25日：第5回目）の協議について、その経過報告があり、ついで各大学宛の情報提供および各ブロック会議に示す素案の内容について、次の項目順に要点の説明があった。

(1) 昭和57年度よりの高等学校学習指導要領改訂に伴う昭和60年度よりの大学入試改訂

の必要性の基本問題（大学入試改訂を大学自身がどう捉えるか、共通1次試験と2次試験とのかかわり合いをまず序として述べておく必要がある）

(2) この改訂のスケジュール表（解説を付した年次スケジュール）

(3) 新高等学校学習指導要領の基本的問題点（各論に入る前に問題点を簡条書に整理する）

(4) 共通第1次学力試験の目的と第2次試験の有機的関連の確認（共通1次で高校教育学習の達成度を、2次で大学入学の基本的資質をみるという1次と2次の試験の性格と、この両面で大学入試を行うというこの確認）

(5) 共通第1次試験の基本的問題点

1) 共通第1次の出題の型式

① 全受験生共通出題（現行型）

② 文科系・理科系・中間、または第1・2・3・4系列別出題（いわゆる「コース型」の定義）

③ 大学学部別・大学群別等の指定（いわゆる「ア・ラ・カルト型」の定義）

2) 必修と準必修、選択科目の取扱い（特に社会科の選択科目の置替えの問題）

3) 教科・科目数等

(6) 高等学校の教育課程の多様化への考え方（大学サイドだけのものにならないため）

そのほか、この情報提供とアンケートの計画と日程などについて

以上の説明があった後、概ね次のような意見の交換があった。

○ 現行の共通1次試験は、試験範囲が高校の必修科目に対応しているので、その関係は分

かりやすいが、今回は新しい教科書が出ていない段階で、高校の学習指導要領改訂と入試教科目変更の問題を同時に考えなければならぬというやや込み入った事情にある。その意味で60年度からの大学入試を検討するに当たって、各大学に予め要点なり問題点を整理した情報を提供しておくことは意義のあることと思う。

○ 今回の高校学習指導要領改訂によって小・中・高12年間の一貫した教育課程が完成することになる。しかしこれによって、必修科目の学習範囲が狭まり、また12年間を通して授業時間数もほぼ1割近く減ることから学力の低下を危ぶむ向きも少なくない。

○ 今回の改訂について大学側には二つの相反する見方がある。一つは、これにより学力の低下を危惧する向きであり、いま一つは、影響は少ないと見る向きである。しかし、入学してくる学生の見掛け上の学力は変動しても、資質そのものは変わらないと思う。ただ、これは入試のあり方とも関係してくるが、ある程度、大学の教養課程をどうするかを考える余地は出てくるかもしれない。

ところで、教育課程審議会で学習指導要領改訂について検討された際、これが大学教育へ及ぼす影響について、例えば学生の質が上がるかそれとも下がるかといったことは検討されたのであろうか。

○ それについては審議会で議題の対象にはならなかったが、今度の改訂で、高校でこれだけは基礎として共通に持たせるというものはっきりさせるなら、大学はその上に乗って教養課程を考える際対応しやすいのではないかという意見はあった。

○ 大学の立場からいえば、大学教育の中で国



際競争力ある学生を養成するとなると、専門課程の水準はどうしても落とせない。そのためには専門課程を消化していける能力を教養課程で与えなければならない。したがって、その受け皿としての教養課程のあり方が課題になってくると思う。

○ 今回の改訂で一概に高校教育の水準が下がるとは思わない。この改訂をつくるについては、基礎教育に重点は置くが教育の水準そのものは下げてはならないという共通理解が前提にあった。たとえば数学を例にとるならば、基礎解析まで選択した者は今の数Ⅲの水準を下がることにはならないとしている。それは必修の数Ⅰで基礎基本をきちんと学習することになるので、その上に立つ選択科目自体の水準は下がることはなく、むしろ上がることになるという解釈である。

○ 改訂によっても教育の水準が下がらないということになると、大学入試が高校教育を引っぱっていくということになる。もしそうになると、今度の改訂が目指している「ゆとりある教育」というものがなくなり、1年次で必修科目が終わることを幸いにして、却って2年次から受験シフトが敷かれ受験勉強が強化される恐れが出てくる。

○ 改訂では、必修科目は1年次だけに限定しないで2、3年次においても履修できるよう、弾力的運用が図れるようになっている。これに対し、高校側は共通1次試験の範囲が、必修科目のみに限定されるのではないかと警戒しているようである。共通1次を必修科目に限定してほしくないというのが高校側の大勢の意見になっている。

○ 大学入試については、職業科からの大学受入れをどういう形で行うかという問題もあ

る。職業科からの入学が普通科に比べ依然としてむずかしいという実情がある。これについて職業教育の育成という観点からも、①職業科用の共通1次試験を別に準備してはどうか、②入学後の教養課程では、一般学生と異なるカリキュラムを組んで専門課程に繋ぐようにしてはどうか、といった意見がある。

○ 理科の改訂についてであるが、まだ教科書が出ていないのではっきり判らないが、学習指導要領から推測するかぎり、現行の物理・化学・生物に比べ全体としてその内容が4～5割近く減るのではないかと思われる。もし現行の共通1次試験の水準に合わせて試験をしようとすれば、当然出題範囲は新学習指導要領の枠を超えたものにならざるを得ないし、そうでないとすれば、大学の一般教育は水準を下げたところから始めなければならないのではなからうか。

○ それについては、水準を引下げたという考え方でなく、例えば項目が10から8になったという考え方に立っている。したがってこれは、専門からみて水準が下がったという見方をするか、あるいは足りない項目を補うことは大学自身の任務という見方をするかということだと思う。

○ 大学入試で高い水準を求めて、高校で教えられていない範囲までも出題するということになると、高校教育を乱すことになると思う。そこで大学としては、高校教育での足りない項目を教養課程で補う形をとって、大学と高校の教育を繋いでいくことがよいと考える。そうすれば大学の方でも、今までまちまちに解釈されてきた教養のファンクションがはっきりしてくると思う。

○ 先日、一般教育学会でシンポジウムを開催

した際に報告されたことであるが、今の学生は多様化はしているが、その多様化は同時に画一性をもった多様化であるという。そしてその傾向はここ数年顕著になってきているということである。その画一性は何かというところ、概念としての知識が自己の経験と遊離しているということである。このような画一化は危険である。項目が減るといった学習指導要領の問題もあるが、今の教育には基本的なものが欠けているという問題が根底にあるということである。

- 今回の改訂により、高校3年間の履修単位はミニマム80単位ということになるが、ゆとりある教育という改訂の趣旨を生かしながら授業をしていくと上限何単位くらいまで取れるものであろうか。
- 実体としては100単位ないし若干それを超える程度であるが、改訂では一週34~35時間目一杯の授業を行えば、96~98単位くらいは取れることになる。
- 改訂によるカリキュラムで95~96単位とれば、数学なら現在の数Ⅲまで、英語なら英語Bの水準になるので、結果的には国立を受験する層には影響はないと思う。
- もともと改訂の履修単位数が80単位に減っても、高校全体として教える内容の量が減るとは予想していなかった。特に普通科高校では現状維持志向が強いようである。これに対し定時制と通信高校からは80単位で卒業を認めてほしいという声が出ていた。国が基準を下げて、公立の高校の卒業単位数を決めるのは各都道府県教育委員会である。しかし結局、受験校といわれるところでは単位数を減らすことは考えていないと思う。
- ゆとりある教育というのは、教える項目は

多くなくとも、基礎的概念を経験として確実に身につけさせるもの、と理解している。ところが、今の多くの高校は受験準備ということから95~100単位履修させていて、項目を詰め込むことに重点が置かれている。それで、これを是正するのが大学の一般教育ということになっている。

- 確かに根本的には「ゆとり」の問題はあると思う。しかし学習指導要領の改訂が、生徒の学力へ及ぼす影響ということについては割合楽観視している。ただ理科については学習範囲が今よりかなり狭まるようなので、その分一般教育の厚みをつけないといけないのではないかと思う。
- 今回の理科の改訂では、従来の自然科学に欠けていた点を補うことを狙っている。そして、そのために最も留意されたのがカリキュラム編成の融通性ということである。特に理科Ⅱにおいて、今までの公理・公式といった概念中心の学習でなく、課題研究による実験・実習など、経験の学習にウエートを置いて理科教育の充実を図ろうとしている。
- その理科Ⅱを入試で問うことができれば、概念教育に偏重している今の理科教育の是正という面で生かされることになると思う。ただこの場合、共通1次試験のマークシート方式にはなじまないと思われるので、2次試験で問う形になろう。
- 理科Ⅱを構想したそもそものきっかけは、科学史をカリキュラムに入れるべきではないかという問いかけがあったことによる。これは従来のカリキュラムの流れがあって入れられなかった。しかし、その科学史なども課題研究として学習できるようになっている。
- その科学史であるが、いつ何がどうなった

といった事象の知識ではなく、科学というものを人間がどういうステップで考えてきたのを見るような科学史でなければならぬと思う。課題研究などを通して経験と結びつけた学習をすすめていくという観点から、理科Ⅱは必修にしなければ改訂した値打が生きてこないと思う。また同様の意味から国語についても、文学史や文法が中心になっていて、母国語教育がないという今の国語教育は改めるべきで、国語表現も必修にすべきである。そのためには大学側も何らかの指導原理を積極的に高校に示す必要があると思う。

- それは確かに大事なことはあるが、そうすると高校側からは、それを行う教師の不足ということがいわれる。その点からも改訂では新しい試みはかなり削除されている。しかし、大学側が改訂の趣旨を重視する姿勢をみせるなら、高校側もこの問題を考えることと思う。少なくとも今度の改訂を突破口にできればよいと考えている。
- 今の学生には体験的なものが必要であるとのことだが、個人としてあらゆることを体験することはできないので、文科系的なものを選べば文科系的傾向に、理科系的なものを選べば理科系的傾向に偏らざるを得ないことになる。それが教育の多様化、柔軟化に結びつくと考えてよいのであろうか。つまり、狭い範囲でよいから熱心に学び、一芸に秀でるのがベターといった考え方が多様化の基としてよいのであろうか。
- そのようにいい切ることはむずかしい。ただ、現在の教育は一体に親切すぎて、知識は豊かではあるが、概念に偏った教育になっているという点は改めていかなければならないと思う。それには何より人間一般のもつ資質

をどのように磨いていくか、そのために学生には基本的に何を与えておいてやればよいか、という考え方が必要であろう。しかし、教育が多様化すると、特定分野の深化を目指すといった考え方をとらないと、どうしても教育自体のふくらみはむずかしいかもしれない。

- それはドイツもそういう考え方であった。そして日本はドイツ流の考え方で大学教育を専門教育一本で行ってきた。それが戦後アメリカ式になって、それまでのドイツ流の考え方を否定する一般教育という考え方が現われてきた。それは人文、社会、自然という三分野はそれぞれ考え方なり方法論が違うので、学問が細分化してきたときには自然科学だけでなく人文、社会科学にもあたって方法論をみつける必要がある、ということから3分野3系列の一般教育というものが出てきたわけである。ところが、日本の大学ではこの一般教育の内容が概論的になってしまった。欧米の大学では概論という単位の取り方はない。例えば歴史についていえば、フランス革命とか産業革命といったトピックによって単位を取るが、日本では世界史一本によって単位を取る。一つのレップススタディをやらなければその科目は分からないというのが欧米大学の通念になっている。そのためにシェークスピアならシェークスピアを通して文学を理解させようというように、テーマで教育するのが一般教育となっている。それが日本では受験準備中心で満遍なく項目を学習するが深みのある教育はしていない。
- そうすると、さきほどもいったように、ある分野にウエートを置いた学習をさせることによって教育に体系性をもたせ、また、ゆとりももたせるというのが改訂の狙いと解釈し

てよいであろうか。

- 改訂では必修科目と選択科目の比率を1:3の割合として必修を極力抑えている。そして1年次で履修する必修科目では、共通に基礎としての学習をし、2年次以降の選択科目を通して一人一人の能力に応じた学習をする。このようにして個性を生かせるということがゆとりのカリキュラムと理解する。

ここで委員長より、これまで松井案の1. 大学入試改訂の必要性の基本問題、3. 新高校学習指導要領の基本問題点、6. 高校の教育課程への多様化への考え方の3項目が同時に議論されているが、どのようにこれを集約していくか今しばらく論議を続けたいと述べられ、引続き意見交換が行われた。

- 5. の「共通第1次学力試験の基本的問題」については、入試センターの試験教科目等調査研究委員会でもかなり論議が行われているので、比較的整理はしやすいと思う。4. の「共通第1次学力試験の目的と第2次試験の有機的関連」については、これまで共通第1次試験は、必修科目をもって高校教育課程の学習達成度を判定してきたわけであるが、今度はこの学習達成度をどう捉えるのか、それを5. の「共通第1次試験の出題形式・範囲・教科科目数」のことに絡めて考えるということになる。その際、第2次試験において特殊才能ある受験生の可能性、陶冶性の資質をどのように配慮するかについてもはっきりさせる必要がある。そして、大学としてこの際、高校教育に何を期待するのかも明確にさせておきたい。
- 新学習指導要領がいう「ゆとりある教育」の内容がはっきりしないので、その方向、中身を幾くつか簡条書にまとめてはっきりさせ

ておく必要があると思う。

- 「ゆとり」とは量の問題でなく質の問題であるという認識が重要であると思う。そしてその質の内容というのは、さまざまな認識の客観的体系性と認識の主體的関連性（人間が生きていくということと概念知識との繋り）をいかに結びつけていくかということである。これが高校教育でも大学の教育、特に一般教育では重要である。その意味で高校教育における「ゆとり」とは、受験準備のための客観的対応に偏っていた教育を、人間中心の学習をすすめていくために、認識の主體的関連性に重点を置くようにする。そのための時間をもつことが「ゆとり」ということだと理解する。
- 確かに認識と結びついた主体性の発見が大事なことだと思う。
- 今の学生を見ていると一般教育で、例えば自然科学であれば法則の物理学は知っているが、思考が法則物理学に縛られていて、いわゆる黑板的物理学になっている。法則の物理学も大切ではあるが、それだけではなく、学生自らが物理学を進めていくことに意欲をもって参加するというような物理学にしていかなければならないと思う。
- 理科については、43年の学習指導要領の改訂で探究のプロセスということをやっているが、今度の改訂でも単に記憶するというのではなく、結論を導くまでの過程が大事というのが理科全体を通しての大方針になっている。そして、そのために実験・観察を通して自ら参加することが重視されている。
- そうすると、マークシート方式による共通1次試験と2次試験で問う内容の出題の組み合わせ方が問題となってくる。

- 大学として高校の理科教育に何を求めるのか、その指針となるものを打ち出し、それを2次試験で問う姿勢がほしい。
- その考え方を受け止めると、2次試験でイギリスのGCでとっているように、テーマを与え、それを一定時間内で実験させてデータをとらせるといった試験の方法なども考えられてよいかもしれない。
- これは教える教師の側の問題であるが、たとえば、一つの単元で何が大事な内容かが見極められ、実験を通して経験としてのミニマムエッセンシャルを生徒に学ばせることのできる教師であってほしい。
- 欧米では教授法に対する大学教員の関心が高く、アメリカにはこれの審査機関がある。日本でも最近ようやく教授法への関心が持たれるようになってきたものの、これを勉強している教員はまだほとんどいないのが実情である。
- 文部省では、今回の学習指導要領改訂の狙いについて、多様化と弾力化（柔軟化）をペアで使っている。これは学習指導要領そのものの基準を弾力化することによって、高校側のカリキュラム編成に幅をもたせる。その結果、高校全体としてのカリキュラムが多様化されようというものである。この多様化を考えると、その質の問題をゆとりと充実という観点で捉えてみる必要がある。
- ゆとりと充実、多様化と柔軟化は相反する概念である。しかし、この相反する双方の引っぱり合う緊張の間には必ず接点がある。そして本当の答はしばしばこの接点にあらわれる。多様化と柔軟化、ゆとりと充実という相反する概念が同時に使われることに意味があ

るのであり、引っぱり合った結果重心がどこに移るかが問題である。

概ね以上のほか、さらに2次試験の小論文のことや、高校からの内申書を入学の選抜に生かすことなどについての意見交換があったのち、今後の作業スケジュール等について協議が行われ、最後に委員長より次のように述べられて、本日の協議を終了した。

本日は松井案をもとに入試教科目改訂について種々ご協議いただいた。次回は入試センターの試験教科目等調査研究委員会（7月24日）で行われる共通1次出題教科目の検討をふまえて、松井案の5.の細目（共通1次試験の出題の型式、必修と準必修、選択科目の取扱い、教科・科目数等）を協議し、各大学への情報提供およびブロック会議で協議する際の参考書を作成したい。そして、その文章化については肥田野、末松の両委員にお願いしたい。そこで早速、本日の討議の内容を整理したものを次回までに作成していただきたいと思う。

なお、ブロック会議開催に要する経費について、会長から文部省にその手当を要請するため、それに必要な実施要項（ブロック会議開催の目的、人員構成、開催回数等）を作らなければならないが、これは私が事務局と詰めたうえで会長と相談したい。

次回 8月26日（火）13：30～16：00

なお、委員会に先立って、ブロック会議に出席して説明する際の事柄に関して、各担当者（斎藤委員長、喜多、帷子、肥田野、丸井、扇谷、片山、吉村各委員）で打合せを行う。

10：30～12：30

日時 昭和55年6月18日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 広根委員長

小池, 木下, 須甲, 山本, 古屋, 加藤, 金子,  
高瀬, 吉田, 水野, 南, 三谷, 岡, 沢田, 古川,  
中村各委員

### 第3常置委員会

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長から次のように報告があった。

昨日の総会において、(1)課外活動施設・設備の整備に関する要望書、(2)厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書を提案し、それぞれ承認された。また、学寮問題については、第4常置委員会と合同で検討してまとめた「学寮のあり方について」を提案し、一部修正のうえ国立大学協会の統一見解とすることが了承された。

なお、この学寮問題の検討については、この「見解」をもって一応終止符をうつことにし、今後は問題が生じた都度検討することとした。

#### 【議事】

本委員会の今後の検討事項について、フリートークの形で概ね次のような意見交換が行われた。

#### 1. 課外活動施設・設備の整備充実について

- 課外活動として、どのようなサークルが教育的か。その見解を示す必要があるのではないか。
- 文部省の大学会館に対する考え方は、これを組織されていない学生の課外活動の場とし、組織された学生団体については、各大学の文化系サークル棟(室)で、と考えている

のではなかろうか。課外活動施設・設備の整備充実というのは、どちらかといえば、組織された学生団体を対象としているのではなかろうか。

- 課外活動施設・設備の整備充実は、教養施設あるいは補導という観点からも重要と考える。

#### 2. 教官と学生のコミュニケーションについて

- コミュニケーションに関して、教官と学生との考え方に、喰い違いがあるのではなかろうか。学生がどのような考え・意識をもっているのか更に認識すべきである。
- 授業のコマとコマがきめ細かくて教官に時間的余裕がないこともコミュニケーションが十分行われない一因となっているのではなかろうか。
- 私の大学では、コミュニケーションを図る目的で、新入生に対して1クラス20名、担当教官1名という編成でフレッシュマンセミナーを開講している。その内容については、担当教官に一任しているが、討論やスポーツを行っているクラスもあるようである。これは卒業するために必要な単位の取得の中に入っており、その評価はA・B・Cのランク付けをせず合格・不合格という方法である。コミュニケーションをはかるための制度等は、教官が積極的に取り組むことによって、はじめてその効果が期待できるといえる。

### 3. 留年問題について

- 留年している学生の多くは、教養部での単位を取得できないでいるようである。この問題については、外国の例を参考にするなど、学生の指導方法を更に考える必要があるのではないか。
- 留年する一因として、進路上の迷いにより卒業年度を延期するケースもあるようである。
- 学生の一部には、教養部でのマスプロ教育になり過ぎた授業に手ごたえを感じていない者もいるようである。そのようなことから、入学1年目で授業に張り合いをなくし、サークル室へ足を向けることになってしまうのではなかろうか。このようなところにも留年問題の原因があろう。
- 学生に対して、教養部においては広い分野にわたり一般教養を身につけ、その中で自分の進むべき方向を見定め、それから専門分野（課程）に入っていくものであるということを確認させる必要があるのではないか。
- 留年する学生は増える傾向にあるのではないか。これは、学生とのコミュニケーションと密接な関係があると考えられる。ことに、教養部における時期にどのような形で教官と接触を得るかが重要な要素となろう。大学によっては、指導教官制とか担任教官制などの制度をとっているところもある。

また、次のようなことも考慮する必要があるのではないか。①教養部でのいわゆる前期課程の期間および②在籍可能年限、が大学に

よって異なっている。そこで、これらについて調査し、どのような形のものが最善か検討すべきではないか。

- カウンセリングなどの問題も含めて、学生と接触する方法等を考慮しつつ、留年問題を検討するのも一つの方策であろう。

### 4. 就職問題について

- 就職問題に関連して同和問題が提起されている。これは人権に関わることなので慎重に対処すると同時に、会社側にも不適当なことはないよう十分配慮願いたい旨申し入れている。
- 就職の関係で会社側に提出する書類の中に、たとえば履歴書の様式に同和問題の観点から適切でないものもあるようである。
- 関西地区の国立大学では、年1回懇談会を開催しており、ここで同和問題についても具体的にどのようなケースがあり、どう対処しているかなど情報交換を行っている。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長から、今後検討すべき重点事項について次のように述べられた。

- (1) 留年の解消に向けてどのような方策が最善か、今後も検討していきたい。
- (2) 課外活動のあり方および施設の充実についても取り組みたい。

なお、これらの問題は学生とのコミュニケーションと切り離して論じることのできない問題なので、これと併せて検討することとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第4 常置委員会

日 時 昭和55年6月18日(水) 10:00~12:00

場 所 国立教育会館中会議室

出席者 山岡委員長

岡路, 大池, 渡辺, 世良, 吉田, 野村, 柳田,  
鈴木, 吉利, 桑原, 百々, 筒井, 綾部, 吉武,  
山川, 勝木各委員

議事に先だち、委員長から次のような報告があった。

昨年、会計検査院から学寮の運営経費の負担区分に関して指摘を受けて以来、再び学寮問題について審議を続けてきたが、先の第3・第4常置委員会合同会議の付託により、合同会議の学寮問題小委員会において、学寮のあり方についての見解案の取りまとめについて審議し、配付資料「学寮のあり方について」のとおりまとめた。これは、先般(52. 11. 14)当合同会議で取りまとめた「今後の学寮のあり方(参考資料)」を基に作成したもので、これを国大協の統一見解として認めてほしい旨昨日の総会に提案したところ、一部修正が行われたのち、了承された。それで、本委員会としては、学寮問題について当面やるべき作業は終えたことになる。

### 【議 事】

#### 1. 学生の教育研究災害補償制度について(教育研究災害傷害保険について)

このことについて委員長から、今般学徒援護会において第二次の改善作業が終わり、本年度よりこれが実施されることになったが、この制度が発足してから来年で4年経過することになるので、1ラウンドした時点で各大学にその実情に関するアンケート調査をすべきかどうかということを考えている旨の説明があった。

#### 2. 大学保健管理施設の増設・充実について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

この問題については、当初の目的からみると若干やり残している面もあるが、一応出来上がったものと思われる。まだこれが設置されていないところのうち福島大学については今年出来ることになっているが、北海道教育大学はまだ残っている。また、既設のところでも当該施設の必要人員確保の面で問題がある。特に、今後は精神衛生面でのカウンセラーが重要視されてくるものと思われる。

ついで、これに関して若干の意見交換があった。

#### 3. 国立大学共同利用研修施設の設置・充実について

このことについて委員長から次のように述べられた。

最近、中部地区に新設されたが、全体的には施設の増設は進んでいない。特に定員確保の面がむずかしいので、規模の小さい大学は手をつけにくい。また、既設のところでも運動場などの設備が必要である。

これに対し、次のような意見が述べられた。

- この種の施設は、運営経費がかかるので行き詰まる面がある。東北地区は東北大学のみ
- に置かれている。



- この問題については、各地区から具体的な要望が上ってきてから取り組みばよいのではないかと思う。

#### 4. 奨学制度の拡充について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

奨学金の額については、大学院の修士課程の貸与金は若干増額されたが、今年は学部学生についても是非増額されるよう要望したいと考えている。

これに対し、次のような意見が述べられた。

- 奨学金の増額だけでなく、これに関連することとして、留学生の給付金も増額してもらう必要がある。これらに関しては、私立大学との関係でむずかしい点があるのか。
- 関係筋にその旨働きかけたいが、なかなかむずかしい問題である。私立大学については、ドイツなどの外国の例に見られるように、私学独自の基金を持つべきではないかと考える。また奨学金の問題については、大学院の博士課程を早く設置している大学ほど優先して貸与される傾向にあるようである。必要があれば小委員会を設けて検討することも考えられる。

#### 5. 学寮問題について

このことについて委員長から次のように述べられた。

最初に述べたとおり、学寮の経費負担区分に係る問題については、一応その作業を終えたことになる。それで、今後取り上げるべき項目としては次のようなものが考えられる。

##### (1) 大学院学生および留学生の学寮の問題

- (2) 学生食堂の問題
- (3) 学生会館の問題
- (4) 学寮の従業員の雇用および就業時間の問題

以上のうち、それぞれどのような形で取り上げべきか、そのへんも含めてご意見を伺いたい。

なお、全国大学生生活協同組合連合会の方から、大学食堂について「大学食堂の充実についての要望と提案」（参考資料）のとおり提出があったので、ご参考までに配付した。

これに対し、次のような意見交換があった。

- 学寮の経費については、どこまでの分を寮生が負担すべきであろうか。
- 施設の維持管理に要する経費、学寮の管理運営のため学校が配置する職員の人件費および学校として学寮に対する管理運営の責任を果たすために必要な業務を処理するための経費は国庫負担となるが、私生活のために使用する光熱水料、食費(炊事経費を含む)、施設・設備の使用料は個人負担となるということである。
- 本学は、新寮だけであるが、当初米国と中国の留学生を2人で1室の計画で入室させようとしたが、中国の学生だけが入り米国の学生は入らなかった。生活様式の違いが大きな原因であると思われる。
- 前述の大学生協からの要望書に関連することであるが、学生の食堂は大体生協が受け持つということであるのか。
- そういうことではなく、他の業者等と区別なく受け入れを考えてもらいたいという意味であると思う。
- 西ドイツでは大学食堂での価格は市価の半分ということであるが、その差額分はどこかで補償されているのか。

- 西ドイツでは日本の公団に相当するような組織があり、小さい都市が多いこともあって、各州単位で運営されている。
- 文部省は生協を入れて競争させるという方向であるのであろうか。
- そのようである。労働時間などについても問題があるが、必ずしも業者を入れる必要はないので、要望書の趣旨は基本的にはよいと思う。
- 本学でも、これから造りたいと思っているが、出来れば研修医の寮も造りたい。しかし、これについては職員宿舎に入居させなければならないことになっているのでむずかしい。また、長期当直できる居室も必要である。
- 学寮においては、人員不足の場合学生が雇用する職員を置くことは認められるのか。
- 本学では学生雇用の職員がいるが、給料のほかに夏と冬にボーナスを出している。

#### 6. 福利厚生施設の基準面積の改定について

このことについて委員長から次のように述べられた。

これはむずかしい問題であるが、文部省の方でも考え出し始めているので、この際十分検討する必要があると思われる。学寮、学生会館、食堂などは、大学は教育研究の場であると同時に生活の場でもあるということで、今後この問題に取り組んでいきたい。

これに対し、次のような意見交換があった。

- 本学では、現在 150 人収容の留学生会館を建造している。日本の学生の 1 人当り 18m<sup>2</sup>の基準面積に対し、留学生の場合は 1 人当り 20 m<sup>2</sup>の割合である。冷房設備も整っており、日本人学生向けのものとは大分差がある。したがって、留学生は日本人の学寮には入居しない。なお、文部省でも学術国際局と大学局では基準の取扱いに差があるようで、この点对処の仕方を考えていく必要がある。
- 基準面積の問題については、一応筑波大学が目安になるのではないと思われる。周辺の環境とも関係がある。また、ヨーロッパ系の大学では寮の形態そのものに種々バリエーションがあり、その点、管理上の問題が優先し画一的になりがちな日本の場合とは異なるようである。この点参考にしてよいと思われる。
- 基準面積については、施設のイメージチェンジという面が要望されており、その面から改定しようということであるので、従来の考え方を捨ててもらわないといけない。なお、第 3 常置委員会からは「課外活動施設の整備について」の要望書が提出されている。

概ね以上のような意見交換があったのち、最後に委員長から、本日の意見をもとに今後重点的に取り組むべき問題を整理し、次回以降審議していきたい旨述べられ、閉会した。

日時 昭和55年6月18日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館第7研修室

出席者 石塚委員長

西川(代:西村), 原田, 坂本, 平島, 高安,  
平松, 丸山, 天野, 伊地智, 小林, 小西, 野本,  
西沢, 井上, 柿本, 宮城各委員

(文部省側) 福田国際教育文化課長

## 第5常置委員会

石塚委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は次の二つの議題についてご審議いただきたい。

- (1) 有志学長による中国訪問計画について
- (2) 外国学長招致計画について

なお(1)に関しては、当委員会で正式な議題として取り上げることに問題があるが、これまでの経緯からしてお世話はしなければならないとも考えている。

### 1. 有志学長による中国訪問計画について

初めに委員長から次のように述べられた。

この問題のこれまでの経緯については、昭和55年6月の「会報」をご覧願いたい。簡単にその経緯を述べると、昨年7月の第1回目のアンケートにより、20名の学長の方々が訪中を希望されたので、昨年11月総会時にその方々にお集まりいただき、打合せ会をもった。また、今年1月の当委員会でもご審議いただいたが、それらを通じて、一度に20名が出かけるという人数の問題、渡航費用は私費でもいいのかという点、一度に20名が困るというのなら二つの班に分けるとしてその編成の方法等、いろいろ困難な問題点が残された。前の委員会での全体としての雰囲気としては、このまま推進はするが都合が悪いということになれば、取り止めもやむをえないということであったように思う。その

後、これまでの文部省の折衝過程で条件等の変更もあったので、もう一度計画を練り直し、これを基に参加希望学長に対し参加の有無についてアンケートを取り直してみたところ、次の機会に譲ってもよいという回答をいただいた方もあり、結局のところ10名に絞られることになった。なお、外国から招待された場合には、その返礼として当方からも招待するというのが国際的な儀礼であるので、来年は中国側の学長も招待する必要があるのではないかという意見もあったが、今年の5月、中国教育部高沂副部長が来日の際、この点について打診したところ、中国としては留学生の受入れ等で各国立大学には非常にお世話になっているので大挙して来ていただきたいとの話であった。したがって、中国側を招待するという事は、今回の訪中が実現した後の問題として考えればよいのではないかと思う。

続いて事務局より、この問題に関する文部省と交渉の経過等について次のような説明があった。

過般(55.3.24)のアンケートの結果に基づく10名の訪中希望学長の名簿を持参し、篠沢学術国際局長と懇談したところ、基本的には賛成するということであった。ただ、その後、文部省の人事異動等があったので、新局長その他の方々に説明し、もう一度感触をつかみたいと考えている。

以上の説明に続き若干の意見の交換が行われた。

## 2. 外国学長招致計画について

まず福田国際教育文化課長から次のような説明があった。

本年度の外国学長招致については、国大協はブラジルとの間で行いたい旨のご意向のようであり、文部省としてもブラジルとの交渉を行っている。従来、学長招致の人数は3人という枠であったが、航空賃等予算上の関係で今回は2人に絞るということをやむを得ず承認していただいた。その後、外交ルートを通じ交渉の結果、候補者2名が既にあがっているが、日程等に関する返事はまだ届いていない。これが届き次第、日程、訪問先等をセットして具体的計画を進めたい。

以上の説明に続き概ね次のような意見の交換が行われた。

- 学長招致のような事業は文部省の予算ではどのような扱いになっているのか。
- 行政的な立場での幹部クラスの人物の交流を目的としている。通常、文部省内の各局の希望をとり、また文化アタッシェの推薦も勘案して選んでいる。この事業で毎年17~18人の外国人を招待していると思う。その中で、国大協の学長招致の人数枠は従来3人というところでやってきた。
- 国大協の正式な事業としてこの枠を使えば、中国の学長を招致するということも可能ではないか。
- 今年度のブラジルに続いて、これから2、3年先までどの国を招致するのか大体の目安を決めておいたらどうか。
- 従来もスケジュールは決めているのであるが、国際的な突発事故等でくずれてしまうこともある。ただ来年度については、今年度中には協議を始め、来年度の初めには決定しているという状態が望ましい。将来計画についても秋の当委員会で審議したい。

## 3. その他

以上の審議が終了した後、委員長より何か要望、質問等はないかと述べられ、概ね次のような意見の交換が行われた。

- 大学間の交流、パートナーシップに文部省が国として便宜を図ってもらえないか。
- 今までは各大学におまかせしているのであるが、実質的には交流がないようなので、文部省としても問題意識を持ち検討している。
- 学生の交流を行う際、その引率教官は学生引率という渡航目的では外国出張とはならないと聞くが、これは外国出張として承認してほしい。
- 大学長の私事渡航については一切認められないのか。休暇をとっての海外渡航もだめというのは、おかしいのではないか。
- 中国の留学生の生活費は少なすぎるのではないか。これでは、必要な本さえも買うのが困難なのではないか。
- 留学生に対する中国のシステムは金は生活費にあて、必要な物については現物で支給するという実費保証主義を取っていると思う。金額だけの比較は正当ではない。それにこの問題は現在はやはり過渡期の取扱いであろう。ここ数年の間は異例なことが起こるのは仕方のないことかもしれない。
- 研究者の交流において、大学が招へいしたいと希望しても、大学にはそのための予算措

置がない。学術振興会等をたよるしかないというのが現状である。

- その問題については、人数の枠を広げるとか、外国の著名な学者を呼べる制度（特別招へい教授）を設けるとか、文部省としても努力している。
- 外国人教師の問題でいえば、現状の外国人教師は語学教師だけという段階である。客員講座のようなものを各大学で設けることは出

来ないのか。共同利用の研究所等では、かなり認められてはいるようである。

なお、単位互換の問題について、関東7大学工学部による「大学院相互交流の推進について」と題された報告書が配付され、平島委員より説明がなされた。

以上をもって本日の議事を終了した。

---

## 第6常置委員会

日時 昭和55年5月15日(木) 13:30~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 今村委員長

荒井、九嶋、阿部、諸星、蓼沼、松田、高梨、武藤、楠、安藤、川村、竹山、砂田、神田、中塚各委員

慶谷、吉田、平間、横江、舟橋各専門委員

(文部省)阿部審議官、滝沢大学課長ほか1名

今村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次の新委員の紹介があった。

荒井 武委員 (東北大学教授)

松田智雄委員 (図書館情報大学学長)

### 【議事】

#### 1. 昭和56年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案について

初めに阿部大学局審議官から次のように説明があった。

お手許の配付資料「昭和56年度国立学校特別会計予算の概算要求について(説明資料)(案)」は、昭和56年度の概算要求に当り各大学等からの要求に係るものの取扱いの方針を示した案である。これについては、まず第6常置委員会で説明し、ついで特別会計制度協議会に諮ったう

え、国立大学事務局長会議で指示する慣例となっている。

この来年度の概算要求についての説明資料(案)は、全体としては従来に比べ特に内容的に変ったという性格のものではないが、その現わし方等についてはかなり変更したところもある。基本的には現在非常に厳しい財政状況下において緊縮予算とならざるを得ないが、国立大学の整備についてはやるべきことはやらざるを得ないわけであって、この概算要求の方針においては、基本的考え方をはっきりし、重要な問題を重点的に絞ることとした。それで、最初の「一般の方針」については従来のものより詳しく述べてある。

以上のような前置があったのち、同資料を朗読しながら概要の説明があった。

以上の説明に関し、次のような質疑応答が行

われた。

- 昭和56年度の予算については、伸び率ゼロということであるが、伸び率ゼロということは新規の事業は認められないということであろうか。
- そのことは新聞情報のことであって、実際にはどのようなことになるのか今の段階ではまだわかっていない。
- 各大学からの要求には出てこないもので文部省の観点に立って要求するというものがあるのではあるだろうか。
- その点については、例えば教官当積算校費のような各大学共通のものについては別途各大学の意見を伺いながら文部省の考え方をまとめて大蔵省へ要求することになる。しかし、各大学別の学部学科の問題等についてはこの案のような方針としたということである。
- 来年度の附属病院創設についてであるが、病院の数はどれほどで、またどれくらいの定員を予定しているのではあるだろうか。
- 来年度附属病院の創設予定は3病院（高知、佐賀、大分の各医科大）で、その必要要員は約1,400名くらいを予定している。
- 国立大学へ社会人を受入れるという問題であるが、社会人を直接専門課程（3年次）に受入れる考えがあるのであるだろうか。また、別枠定員の場合、予算は別枠であるのか。
- 一般的に再教育とか、生涯教育という観点から社会人にも大学教育を行うということは考えられることである。ところで、具体的にどのような工夫があるかという点、私立大学においては1年次に別枠でこれを受入れているが、これが国・公立大学に当てはめられるかどうかは問題があり慎重な考慮を要する。また、3年次受入れの問題については、具体的な例としては現在神戸大学で経済学部の3年次に編入定員を設けて夜間2年間の専門課程のコースを開設しているというケースがある。これらはその資格を社会人に限っているわけではないが、夜間であるから社会人が入り易いということはある。なお、予算の点については、現在これに対するはっきりした予算はないが、従来の教官数、学生数のバランスを考えて措置したいと考えている。
- 附属図書館のところで「共同利用の推進」とあるが、これはどのようなことを考えているのであろうか。
- これは例えば大学の枠を超えた情報サービスというようなことが考えられるのではなかろうか。
- 大学の附属図書館の現状で共同利用として考えられるものとしては、閲覧の開放、それから文献複写というようなことがあるが、これらも限度があって、簡単なようではあるがなかなか困難な問題があるようである。
- 10「厚生補導」の箇所「厚生補導関係施設については、教育研究施設との関連に留意するとともに……」とあるが、これは具体的にどのようなことを考えているのであろうか。
- これは、一般の方針の項とも関連のあることであって、例えばいろいろな教育研究施設が散在している場合、そのような状況と無関係に学生のための厚生施設を設けるというのではなく、全体の教育研究施設の配置のあり方等を考え、利用しやすいように適当な場所に設置するという趣旨である。
- 11「施設整備」の箇所「当該施設の維持管理、運営体制について十分検討されていること」とあるが、学寮関係以外について検討

しているのはどのような点であろうか。

- 学寮のことも念頭にはあるが、火災の問題等いろいろな問題があることであるから、それらの問題について一般的に考えておいてもらいたいということである。

以上のような質疑応答があったのち、阿部審議官から次のような要望があった。

例年国大協から予算について要望書が提出されているが、この要望書案を検討する際、現下の国家財政の事情を考慮され、従来のように総花的なものでなく重点的に絞った方がよいのではないかと思われるのでご配慮いただきたい。

(文部省側退場)

ついで委員長から次のように述べられた。

ただいま来年度の国立学校特別会計予算の概算要求方針について文部省側の説明をきき討議を行ったが、明日特別会計制度協議会が開かれるので、この際概算要求に関することだけに限らず、広くその他の問題で第6常置委員会として発言する必要があることがあれば主張したいのでご意見を伺いたい。

これについて次のような意見があった。

- 非常勤講師の予算の枠が限られているため、非常勤講師の旅費が基準どおりに積算されず、それに宿泊日当も減額されているので、事実上は旅費を支払ったということにならないという問題がある。この問題の処置について要望すべきであろう。
- 非常勤講師手当の方は多少増えているが旅費の方は増えてない。これを申請するとき手当と旅費の窓口が違うので、手当の方はついても旅費の方は足りないというケースが出る。

- 非常勤講師の人数の限度はどのくらいかということを決める必要がある。

- 農学関係においては非常勤講師について農林水産省などは協力的であったが、最近になって役付の部長級どころは非常勤講師の依頼は不可能であり、その他の者でも土曜の午後ならばよいというような状況にある。このような状況は農林水産省関係だけでなく広く公務員全体についての問題であろうと思う。そこで公務員の非常勤講師としての協力について何らかの対策はないものかどうかについて要望すべきである。

- 先程説明のあった文部省の概算要求についての「説明資料(案)」のなかで「事務処理の合理化」ということがあるが、第5次定員削減で事務系職員が減少し、事務処理の面は厳しくなっている状況にある。そこで、作業の外注ということが各大学で増加しているが、これの支弁を当り校費からの負担とせず別途予算とするよう要望すべきであろう。

以上をもって本議題の協議を終り、提案のあった要望事項については、明日の特別会計制度協議会で委員長より提言することとした。

## 2. 検討課題となっている諸問題について

### (1) 光熱費の高騰に関する要望書について

このことについて、委員長から次のように報告があった。

この要望書は、去る4月7日の特別会計制度協議会の席上で文部省に提出し、予算節約等の問題が起こった場合には、光熱水料については特に考慮してもらいたい旨要望しておいた。文部省側の話では、今回の光熱費の値上げについ

てはある程度予算に見込んでいたことであつた。

## (2) 教官研究旅費に関する要望について

このことについて石塚事務局長から配付資料「昭和53年度学会出席旅費、調査・学生指導旅費等調（総表）」を基に、今回行ったアンケート調査のまとめの概要について説明があつた。

以上の説明に関し次のような意見が述べられた。

- 学会、調査、学生指導等で教官が実際に出張した数に見合った教官研究旅費（公費）が出ているかどうかということをはっきりさせる必要がある。また、旅費というものは、大学の存在する位置—東京と地方—によって、その費用が異なるが、これに対する手当が施されていないので、地方大学では旅費の減額率が高くなる。
- 旅費の問題については学会、調査、学生指導等で出張する必要度が実際にどれくらいであるかということの調査をする必要があるように思う。
- 教官研究旅費の実態を捉えることはむずかしいのではなからうか。例えば学会出席の際、大学院の学生を出張に同行させる場合など、大学院生の旅費はないので教官がこれをバックアップすることになる。旅費をプールしてこれを分ける方法をとっているので学会旅費については苦勞する。それから学生指導旅費についてであるが、これは実際に必要性のある生物や地質の学生の方に多くを配分しなければならぬという実態がある。それでもそれらの学生に対する旅費はなお不十分であつて、その足りない分を自分で補っているということである。このような状況があるの

で、教官研究旅費については、切実なところからその対策を考えていくということが大切である。問題は学会対策と調査、学生指導旅費の扱いである。大学には、他の官庁にない学生の教育ということがあるので、これを要求すべきである。

- 事実はそのとおりだが学生の旅費を出すのはむずかしい。この調査結果には教官のポケットマネーのことは出ていないので、教官研究旅費の実情はこれよりもっと悪いであろう。しかし、この調査の目的は、本年度の予算で教官研究旅費が前年度より5%減になり、種々支障があるので、来年度予算においては考慮してほしいと要求する趣旨であるので、このデータが実情に合わない点があつても、これを一つの資料として利用したい。
  - 現在、調査、学生指導旅費という柱はあるが全部を網羅するまでには至っていない。この旅費の問題については、文部省は現在、講座制と学科目制の格差是正ということに重点を置いているので、その他の問題は今のところ手が付けられないのではなからうか。
- ## (3) 定員削減に伴う行政事務の簡素化について

このことについて、吉田専門委員より次のように説明があつた。

この問題について、東京大学の实情に即して叩き台を出してくれとのことであつたが、仲々名案がない。一応、次の4系統——①庶務部系統、②経理部系統、③施設部系統、④学生部系統——に分けて調査しているが、施設部系については殆ど簡素化するところがないということであり、また学生部系においても事務簡素化の必要性を感じないという状況にある。それから庶務部系、経理部系の問題であるが、これも既に



大蔵省、文部省、人事院等において事務簡素化のため法令の改正は一通り行われて一応の成果を挙げているのではないかということである。なお、この事務の簡素化に関連する問題として、最近関係官庁（人事院、会計検査院、行政管理庁等）からの調査事務が増えたこと、大学相互間の調査照会依頼等のことがあるが、これを止めてほしいというわけにもいかない。いろいろむずかし点いがあるが、近いうちに叩き台の原案をまとめて提出したいと考えている。

このあと若干意見交換があったのち、委員長より、この事務の簡素化について何か具体案があれば事務局の方にご提出願いたい、と述べられた。

#### (4) 富山大学長からの要望事項について

このことについて委員長より次のように述べられた。

人事院勧告に関連して富山大学長より要望のあった「教官の昇給停止措置除外」の問題については、前回の議事録にもあるように委員長から回答済みである。

#### (5) 在外研究員、科学研究費等に関する提案について

この問題について、委員長より次のように説明があった。

在外研究員の滞在期間の短縮に伴い、私費によってこれを延長する場合の帰国旅費の問題については、去る4月7日の特別会計制度協議会で提言したところ、文部省側から、延長期間の費用を滞在国内の方で負担する場合は帰国旅費を支給することになっているが、今後は国内の奨学金で負担する場合も同様にしたいということであった。なお、この問題については、個々のケースについて相談して処置するというようにもきいているが、それでは困るので、この問題

については明日の特別会計制度協議会でもう一度提言することにした。

また、科学研究費の交付時期が遅いので支障があるという問題については、文部省側から、今年度は文部省会計課の協力を得て8月上旬に交付するというのであった。

#### (6) 非常勤職員給与の頭打ちの問題について

このことについて、舟橋専門委員から次のように要旨の説明があった。

現在、非常勤職員の給与の頭打ちの問題について、今回文部省の方で考えている改正案は次のようなものである(本年4月より実施予定)。

① これは頭打ち問題とは別であるが、附属図書館等で、例えば単純な職務に従事する者の雇用(1ヵ月以内の短期雇用者)の給与については一律にいわゆる地場賃金とする。

② 非常勤職員のうち長期のパート(勤務日が週5日以内の者)として扱われている者に対し通勤手当を支給する。

③ 日々雇用職員の給与の頭打ちについては、次のような場合は頭打ちを外してもよい。これは(行一)の職員だけでなく総ての職員に適用する。ただし、これは長期間雇ったため給与が頭打ちとなっている職員の救済を目的とするもので、昭和55年4月1日以降の採用者は除外するというのである。また、この措置は相当高度の知識・技術または経験を有すると認められる者で、他に適任者がいない場合という条件があり、その場合には現行の7等級4号俸の頭打ち以降の勤務年数によって積み上げ方式をとる。なお、この場合、次に該当する者は除外される。① 勲奨退職後の者、② 民間会社で停年退職後の者、③ 勤務成績不良の者。

以上が文部省の改正案の要点であるが、これ

について国大協で格別の意見がなければ可及的速やかに各大学へ通知することになるであろうということである。

以上の説明ののち、この案について協議の結果、大学によっては財源問題もあろうが、止むを得ないであろうということでした。

#### (7) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

例年提出している「国立大学教官等の待遇改

善に関する要望書」については、本年も基本的にその内容は昨年の要望書と殆ど同じことになると思う。そこで、これの取扱いについては委員長一任ということにしていただき、来る21日の理事会に諮り総会に提出しいと考えているのでご了承いただきたい。なお、これも例年提出している来年度予算に関する要望書（提出時期9月中旬～10月上旬）についても、適当な時期に提出することの了承を理事会に求めることにする。

以上をもって本日の議事を終了した。

---

## 第6常置委員会

日時 昭和55年6月18日(水) 10:00～12:00

場所 国立教育会館第8研修室

出席者 今村委員長

荒井、九嶋、畑、大石、阿部、諸星、蓼沼、松田、高梨、武藤、榊、安藤、川村、竹山、砂田、中塚各委員

---

### 【議事】

初めに委員長から、当協会から関係各機関へ提出する要望書の処理方法および本委員会で審議している諸問題についての過去の経緯、現状等について、次のとおり説明があり、これについて意見が交された。

#### 1. 要望書の処理方法について

当協会から各関係機関に提出する要望書は、従来は総会終了直後に、会長、副会長、関係委員長が同道して関係機関の責任者に面会してこれを提出するという慣わしとなっていたが、これは必ずしも適切な方法ではないということで、昨日の理事会で協議の結果、次のような方法に改めることに決定した。

① 総会において決議された諸要望書のうち、

文部省関係のものについては、総会終了直後、一応事務局から文部省の担当官に要望書を手渡し、その後改めて「予算に関する要望書」を、提出する時期（9月中旬～10月上旬）に特別会計制度協議会を開催し、その席で「予算に関する要望書」と共にこれらの要望書についても説明を行い、文部省関係官と意見の交換を行うことにする。なお、その際には関係委員長もオブザーバーとして出席する。

② この「予算に関する要望書」の大蔵省への提出については、従来の方法により会長、副会長、第6常置委員長が大蔵省の担当官に会見し要望することとする。その時期は特別会計制度協議会の直後に行うことにする。

③ 人事院、行政管理庁等への要望書の提出は、まず関係省庁の実務担当官と第6常置委

員会の関係者との会談の機会をもうけ、更に必要があれば責任者同士の会見をも行う。

- ④ なお、緊急の要望書の提出については、従来どおりその時の状況に合わせ適宜処理する。

## 2. 本委員会担当の諸問題の過去の経緯と現状について

### (1) 国立大学教官等の待遇改善について

例年提出している本要望書については、本年もこれを関係方面に提出することとなった。

### (2) 予算に関する要望について

これも例年提出しているものであるが、その提出時期等については予算編成の関係もあり、理事会と第6常置委員会に一任された。

### (3) 総定員法のあり方について（定員削減について）

第4次定削、第5次定削が国立大学に及ぼした影響等について本委員会で検討し、随時要望を行ってきた。

### (4) 大学財政のあり方について

一昨年大石委員等が中心となってまとめられたものが報告書として印刷になっている。

### (5) 週休2日制について

これの試行の実施状況等について、その都度意見を述べてきた。

### (6) 教官の研究休暇制について

数年前に提案し総会に持ち込んだが、種々の問題があり結局そのままになっている。文部省でも積極的には推進していない。

### (7) 技術系職員の処遇改善について（研究技術専門官制度の創設について）

この問題については一昨年の要望をうけて現在文部省でも前向きに検討を進めている（人事院には昨年提出）。

### (8) 助手問題について

この問題を検討するため一昨年助手に関する実態調査をし検討したが、制度上の問題でもあり、第1常置と第6常置の合同小委員会で検討することになった。しかし、これについては抜本的検討と当面の措置との関係等の問題があり、仲々意見が噛み合わない。今後どのようにするか、後で検討したい。

### (9) 非常勤職員問題について

小委員会で資料を集め検討したが、委員会に回るだけの名案がない。今後なお検討したい。

### (10) 学費問題について

本年はまだ授業料値上げの動きはないこともあり、いまのところ検討を行っていない。

### (11) 教官研究旅費について

ますます窮屈になってきたので、「予算に関する要望書」の中で資料を添えて強調したいと考えている。

### (12) 定員削減に伴う事務簡素化について

専門委員であった吉田(前)東京大学事務局長に資料の提出を依頼しておいたので、いずれその資料の提出がなされたのちに検討に取り組むことにしたい。

## 3. 助手、非常勤職員および非常勤講師の諸問題について

### (1) 助手問題について

委員長から、これまでの経緯について次のように述べられた。

助手問題は広い意味での待遇改善ということで問題を取り上げてきたが、助手制度そのものに触れて考えてみる必要があるとの観点から、第1常置と第6常置で合同の小委員会をもうけ検討してきた。第1常置としては、助手制度そのものは必要であり、これを変えることはでき

ない、当面の改善措置としては助手のうちの一部を講師に振り替える、定員の遣り繰りによって問題の解決を考えるなど、種々意見があるようである。第6常置としても検討してきたが、いまだ結論が出せないでいる。

このことについて各委員から概ね次のような意見が述べられた。

- ① 技術専門官制度が発足することによって、助手のうち一部が救われるのではないか。
- ② 講座、学科目制のみなおしも考えるべきではないか。
- ③ 教育職(一)の3等級(講師)と4等級(助手)の格差の是正の問題。
- ④ 大学間の人事交流の推進も図るべきではないか。

以上のような意見の結論として、助手問題は制度の改革とからめて検討すべき問題ではないかということになった。

#### (2) 非常勤職員問題について

初めに委員長から、東大等数大学の実状を調査し検討したが、いまだ結論が出せなくて苦慮しているところであると述べられた。

これについて各委員から概ね次のような意見が述べられた。

- ① 文部省としては、この格付は、定員の5%

内におさえる方針である。

- ② 本来定員内職員をもって当てるべきところに定員がないため、やむを得ず非常勤職員を当てている場合は定員化すべきである。

なお、この問題には現在のところこれという名案もないが、今後も継続審議をする。

#### (3) 非常勤講師問題について

初めに委員長から、官公庁からの非常勤講師への併任の受入れが、最近綱紀粛正のあおりで非常に厳しくなってきた（特に管理職について）という状況が出てきたので、これについてご意見を伺いたい、と述べられた。

これについて各委員から概ね次のような意見が述べられた。

- ① 非常勤講師は教育研究上必要不可欠であることを関係省庁に認識してもらう必要がある。
- ② 停年退職した人でも優れた学識のある者は、大学間の交流の一環として非常勤講師として依頼することができるようにすべきである。

なお、この問題については、まず第6常置委員会に所属している大学に実態調査を依頼し、その結果をみて検討することにしたこととなった。

---

## 教養課程に関する特別委員会

日時 昭和55年5月19日(月) 13:30~16:00  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 岳中委員長  
加藤, 久保, 吉利, 幡, 神田各委員  
柘植, 緒方, 重岡各専門委員

---

岳中委員長主宰のもとに開会。  
初めに委員長から次のように挨拶があった。  
本日お諮りしたい主な議題は、各大学から寄せられた教養課程に関する調査資料の取扱いに

ついてである。この問題については、これらの資料を基に何らかのかたちで教養課程問題に関する参考資料としての取りまとめを行い、この委員会の報告書としたいと考えている。

なお、このまとめ方については、前回の親委員会（54. 11. 13）開催以降、数回の小委員会を開催し論議した。その経過については本日配付の議事要録（朗読）のとおりである。本日は、その結果、小委員会でとりまとめられた素案があるので、これについてご協議をお願いしたい。

次に、東京水産大、東京芸術大の両学長が退任され委員が欠員になっているので、その補充についてもご協議いただきたい。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

## 【議事】

### 1. 調査資料の取扱いについて

まず委員長から、この報告書は5人の小委員会のメンバーがそれぞれ分担して取りまとめたので、項目の順序に従いそれぞれの担当者より説明をすることにしたい、と述べられた。

ついで次の順序により、それぞれ配付資料を基に説明が行われた。

- (1) 各大学における一般教育の改革案に見られる組織および教育内容について（岳中委員長）
- (2) 総合的な問題（教官との接触、学生の意識等）について（重岡専門委員）
  - 1) 教養教育について
    - ①一般教育の理念と現状
    - ②一般教育の効果
    - ③カリキュラム、授業科目について
    - ④一般教育の改善について
  - 2) 学生生活の実態
    - ①勉学について
    - ②学生生活

- (3) 一般教育と専門教育の連繋ならびに専門基礎教育に対する考え方について（久保委員）
  - 1) 直接アンケートに現われた教官の意見
  - 2) 直接アンケートに現われた在学生の意見
  - 3) 専門課程との連繋強化のための方策
- (4) 大学における外国語教育の重要度に対する意識・意見（植柘専門委員）
  - 1) 教官について
  - 2) 卒業生について
  - 3) 在学生について（その他、未完成であるが「外国語科目の満足度及び外国語教育に対する評価」等も執筆の予定）

- (5) 保健体育問題のまとめについて（緒方専門委員）（医進課程の問題は久保委員のところの項とも関連があるのでこの項ではそれを除く）
  - 1) 教養課程における他教科との比較について
  - 2) 体育実技について
  - 3) 保健・体育講義について
  - 4) 改善の方策について

以上をもって説明を終わり、ついで次のような意見の交換が行われた。

- いま調査資料のまとめについての概要を伺ったが、教官、卒業生、在学生等の一般教育に対する意識・意見等の全貌がよくまとまっており、一般的に理解されると思う。これを基にしてとりまとめて総会に提出することにしてはどうか。
- かなり広範な調査をされたようであるし、また、この説明の内容は報告書としてまとめる価値のあるものだと思う。そこでこれは報告書としてまとめられるように努力された

い。

- このまとめのなかでは、大学名をそのまま出した引例があるが、その点は差支えないであろうか。
- 先程の説明にみられたように同じニュアンスの質的項目でも文科系に偏っている大学と、理科系が主となって回答している大学とでは、その意識なり意見がかなり違って現われていると思う。そこで、そのような場合に当該の大学を単にA大学、B大学と読み替えるのではなく、文科系を主とするものなら例えば(A)とか、理科系を主とするものなら(B)とするように配慮する必要があるかもしれない。
- 例えば教員養成系大学を卒業して小学校教師になるというような場合、外国語の必要性はあまりないであろう。ところが卒業後に日常外国語文献に接するとか、外国語会話を必要とする分野で活動しなければならなくなると、自然に外国語に対する評価は違ってくる。このような場合を考えると、大学名をそのまま現わすこともどうかと思う。

以上のような意見交換があったのち、大学の固有名詞を現わすかどうかの問題については、なお、小委員会において慎重に検討して進めるということになった。

つづいて委員長から次のように述べられた。

医学の単科大学と医学部の問題についてであるが、これについて吉利委員から意見を伺うことにしたい。

ついで吉利委員から次のような意見が述べられた。

単科の医科大学というのは一般大学とは異なる特殊なものであるから、一般論としてやりに

くい点がある。最初は、単科であるから小さくまとまっていて理想的な教育ができることだと思っていたのであるが、実際に携ってみると何かと問題がある。私の大学では教授会が専門の教官も教養課程担当の教官も一緒であるから、相互の分野について十分理解はしているが、しかし、現実に次のような問題もある。

- (1) 小型の組織であるから、一般教育科目は選択の自由度に乏しく、殆ど必修となっている。そこで学生側からは、もっと自由選択科目を拡めてほしいという要望がある。
- (2) 教官側からの要望としては、現在多くの科目を非常勤講師で担当しているが、これを専任としてもらいたいという問題がある。
- (3) 次に医系の教育はできるだけ早くから専門の基礎学科を履修させたいのが通例である。そこで、この問題については、クサビ型の要素を取り入れて早くからそのような学科について教育をすべしと早くから思ったのであるが、実際に行ってみるといろいろな問題が生じ、最近是一般教育担当の教官からは、専門と一般教育は分離すべきであるという意見が強くでてきている。その理由は、早いうちに医学実習などが行われると、学生は専門分野に勉強の重点を移すので一般教育の受講率が極めて悪いという現象が起こるからということが理由のようである。
- (4) 外国語に対しては、現在のところ問題はない。外国語のうち、選択科目については、現在4年生まで履修できるような方式を取っている。
- (5) 学習方法についてであるが、スモールグループということが最近盛んになってきている。臨床実習の方では、このような方法は以前から盛んであった。ところが、最近是一般

教育の教官のなかにも一般教育をこのような方法でやってみたいという希望がでていいる。試みとしては、よいことではなかろうか。ただし、これを行うには場所と時間が問題である。

以上のような意見が述べられたのち、次のような意見の交換が行われた。

- 医進課程の一般教育の問題についてであるが、専門教育との関連ということから、医進課程の学生にあっては一般教育のなかで、その専門の匂いを嗅ぐこともできないという欲求不満がある。この問題については、例えば、「生理」などの学科を医学部の持出し講義として教養課程のうちで行えばよいことであろうが、医学部のなかではこの持出し講義をしたがらない。その辺に問題がある。ところで、他学部へ進学する学生達の場合は、教養課程において専門の学問の分野にタッチするという機会があるのであろうか。
- これは、東京大学の場合であるが、法学部、経済学部などは3学期から専門の教育を行っており、他の学部でも4学期には多くの授業が開講されている。
- 医進課程へ進学してくる学生の質の問題であるが、数年前から低下しつつあるのではないかと危ぶまれており、教官の間で問題視されてきている。また、その危機感すらもっている者も少なくない。これについては早急に対策を講ずるべきであるが、現在の組織では無理な問題である。ところが一部医学部関係者の間では、一般教育の方を多少縮小してで

も医学の専門教育を拡充させるべきであるというような極端な意見も出はじめていいる。いずれにしろ、この問題は見直さなければならぬ問題ではないかと考えられる。

- この問題についてであるが、医進課程というものは不勉強であっても医学部へ進学できるというような安易な間違った考えが現在の学生にあるからではなかろうか。

以上のような意見の交換があり、医学教育関係の問題については、原案が一応まとまったところで吉利委員に目を通してもらうということになった。

## 2. 委員の補充について

この問題について、委員長より次のように述べられた。

委員の補充という問題については、この委員会でも、今回の高等学校の学習指導要領改訂に伴って一般教育の問題をいずれ検討しなければならないという課題がある。そこで、その時機までその方面に造詣の深い学長、それから新たに専門委員の増員ということも考慮しなければならないのではなかろうかとも思う。そのような事情があるので、この問題にはこのまましばらく触れないことにしておいてはどうであろうか。

この委員長の提言については、別に異議もなくこれを了承した。

最後に加藤委員から、来る6月4日をもって学長任期が満了になるため、委員を辞任する旨の退任挨拶があつて、閉会した。

## 大学格差問題特別委員会

日時 昭和55年6月16日(月) 16:00~17:15

場所 学士会分館3号室

出席者 丸山委員長

渡辺, 畑, 須甲, 阿部, 野村, 猪, 金子, 野本,  
神田各委員

下沢, 川口各専門委員

丸山委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように新任委員の紹介と挨拶があった。

今回、須甲埼玉大学長、猪新潟大学長、金子金沢大学長、神田九州大学長の4学長が新たに委員に就任され、また川口静岡大学事務局長が専門委員に就任されたのでご紹介する。今回九州大の神田学長に委員に加わっていただいたのは、以前当委員会では旧帝大から学長委員のご参加を願っていたが、加藤東北大学長が退任された以後空席になっていた。しかし、やはり新制の大学がかかえている問題を旧帝大系の大学にも理解願いたいと考え、会長の推薦によって今回からご参加いただいた次第である。

ところで、当委員会が現在主に取り組んでいる問題は、修士課程の整備充実に関することであるが、このうち特に①理科系における修士課程と博士課程の格差の是正、②文科系修士課程の早期設置の実現、ということがこれまで検討されてきたポイントということができると思う。そこで、本日は格差是正の問題点について下沢専門委員のレポートをもとにご討議いただき、審議をすすめていくと同時に、これを明日の総会に報告したいと考える。

委員長より以上のように述べられ、ついで前回議事要録の朗読があったのち議事に入った。

### 【議事】

#### ◎格差是正の問題について

初めに、下沢専門委員よりアンケートの集計結果および格差是正の問題点について次のように報告ならびに提起があった。

まず配付資料についてご報告したい。これは旧帝大系大学といわゆる新設大学との格差の実態を教官数と学生数の関係から捉えてみようとしたものであり、学部・学科別に旧帝大系と新設大学それぞれの講座数と学生数(学士、修士、博士課程)、1講座当りの学生数の比率(学士、修士、博士課程)を出したものである。この数字を見るかぎり、当初予想された通り、調査した文学部、法学部、経済学部、理学部、工学部すべてについて、教官と学生の比率は旧帝大系の方が新設大学よりよくなっていることが分かる。

次は新設大学における博士課程設置についての問題点である。新設大学における博士課程は、旧帝大系大学のように修士の上に積み上げる形は認められていない。そこで連合大学院および総合大学院構想という方法により博士課程の設置が考えられるようになった。そして連合大学院の方は、現在農水産系で具体的にすすめられているが、一方総合大学院の方は神戸、静岡、お茶の水の各大学ですでに設置され、他大学でもこれの計画が進められているようである。

ところが、ここで問題となっているのは、連



合大学院に参加した後、その大学に総合大学院構想が実現することになった場合、既に連合大学院に参加した教官は総合大学院の教官にならないということがあるということである（注：この問題については第1常置委員会で検討されている）。また、総合大学院については、その設置の要件の一つに、その大学のどの学部にも修士講座がなければならぬということがある。そうすると、結局博士課程は容易に設置できないことになってしまう。そこで、この壁を破る一つの方法として提案したいのがアカデミックシステムをつくるということである。アカデミックシステムをつくることによって、そこで教官に学位審査権を持たせるようにすれば、講座とか学生定数といったことと関係なく、連合大学院、総合大学院それぞれの欠点も補う形のものできるのではないかと思う。

次は大学間の人事交流の促進についてである。最近の大学はいろいろな面でステーションリーになってきているのではないかと思う。これは教官の人事交流の停滞に起因しているところが大きいと思う。これがまた格差を固定化させていることにもなるので、今後教官の人事交流を活発化させていくことも当委員会として取り上げていただきたい。

以上のように下沢専門委員から報告ならびに問題提起があったのち、次のような意見の交換が行われた。

- 第1常置委員会における連合大学院、総合大学院についての審議の進展状況はどのようなになっているのであろうか。
- 総合大学院については、大学院問題懇談会の中間報告の段階で第1常置としての意見書を提出し、それが最終答申の中にある程度反

映され一応の方向づけができたと考える。連合大学院の農水産系については、すでに創設準備室ができていて、施設や教官の身分等管理運営上の問題がネックとなっていて、その後進展はないようである。また工学系についても、中四国工学系連合大学院の場合、やはり管理運営の問題、特に大学間の調整がむずかしく、結局はそれぞれの大学で博士課程をつくり、その上で大学院連合をつくる方がよいのではないかという結論となり、この方もそれ以後進展をみていないというのが実情である。

- 新設大学が博士課程を設置することがむずかしい場合、アカデミックシステムで教官個人に学位審査権をもたせるというのはどういうことであろうか。
- それは、その大学が修士課程まではもっている場合である。修士課程から博士課程に積み上げることは現在ほとんど不可能であるので、個人的レベルで学位審査が考えられてもよいのではなかろうかという意味である。
- ある専攻についてはこの大学というように、専攻ごとに基幹大学を決めるというような拘束があるのであろうか。
- そうなると、基幹大学は施設の整備ができるが、それ以外の大学はそれが出来ないということになり別の格差が生じることになるため、その話は立ち消えになっている。
- 一番問題なのはやはり施設の問題である。施設を一箇所を集めてセミナーハウスをつくってはどうかという案もあるが、これの管理をどうするかということで行き詰まっている。
- 教育系連合大学院構想が4、5年ほど前に埼玉大、千葉大、横浜国大の3者で検討され

たことがあるが、これも結局管理運営の問題で行き詰まり構想がストップしている。

- 千葉大、埼玉大、横浜国大による教育系連合大学院構想の内容は、12専攻を3つに割って、例えば埼玉大がある分野の専攻を受け持つとすると、横浜国大、千葉大のその分野の④、合の教官が埼玉大に出向いて講義を行い、また別の分野を横浜国大が受け持つことにより、他の2つの大学の④、合の教官が横浜国大に出向いて講義を行うという形をとろうとしたものである。ところが、教官の身分について文部省では、併任ではなく席を移さなければ認められないということで、行き詰まってしまった。
- この委員会が当面取り組む問題として、文科系への修士課程の設置と理科系の博士課程設置の推進という方向でよいであろうか。
- 国立大学は理科系に比べ人文系が弱い。一般的に言って人文系は、その学問の性格ということもあろうが、研究の後継者の養成が下手である。  
ところで、格差問題について文部省の姿勢は必ずしもはっきりしていない。これは人材の首都圏集中ということとも絡むが、詰まる

ところ中央に集中した文化を地方に分散させなければ格差問題の根本的解決はむずかしいと思う。

- 博士課程に対する業績主義一本やりといったこれまでの意識の変革も必要である。これからは、博士課程を出て中学や高校の教師にも進出していくべきだと思う。この意識の変革については、大学院問題懇談会の中間報告に対する第1常置の意見書の中にもはっきりいっている。文部省としてはオーバードクターの観点から慎重を期しているのであろうが、このあたりも格差是正の上から考慮してもらいたいところである。
- 中央と地方の地域差という点から見ると、大都市在住の教官は地方の教官に比べ恩恵に浴している点が多いので、支給されている地域手当も大都市よりも地方の方を多くすべきと思う。  
概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、閉会した。  
本日伺ったご意見を踏まえ、いずれアンケート調査をすることも考えてみたい。なお、明日の総会には本日の要点を報告することとした。

---

## 図書館特別委員会

日時 昭和55年6月16日(月) 13:30~15:30

場所 学士会分館7号室

出席者 今村委員長

大塚、広根(代:野島)、松田、斎藤(代:井上)

木村、野村、丸山、岡、吉武各委員

藤井、田辺各専門委員

---

今村委員長主宰のもとに開会。

代理出席)

初めに委員長から次のとおり新委員の紹介ならびに挨拶があった。

山村雄一 大阪大学長(欠席)

斎藤 進六 東京工業大学長(井上図書館長

また、松田智雄図書館情報大学長については、6月17日に開催される理事会の了承を得る

が、今回から新委員としてご参加いただくことにした。

なお、文部省からは田保橋情報図書館課長、田中専門員が出席されたのでご紹介する。

ところで本日の議題は次の二つである。

- (1) 「今後における学術情報システムの在り方について」に対する見解のまとめについて
- (2) 56年度の図書館予算に関する概算要求について

この、(1)の議題については本年1月29日学術審議会から答申が出されているので、これを基にして小委員会の方で一応の検討を行ったが、本日文部省の方からこの答申についての説明を伺い、それについて意見交換を行うことにしたい。

#### 【議 事】

#### 1. 「今後における学術情報システムの在り方について」に対する見解のまとめについて

初めに文部省の方から、中間報告以後の経過とその相違点等について次のように説明があった。

昨年は、この委員会において中間報告の内容についてやや詳細にご報告した。したがって、この答申の内容についてはおおよそのご理解をいただくことができたことを前提にして、その後の経過と要旨について説明することにする、と前置きののち「今後における学術情報システムの在り方について」（答申）の概要の説明があった。

つづいて次のように意見交換が行われた。

- この学術情報システムが制度化されれば、その利用の面では国公私立大学に区別はない

が、それがために国立大学の附属図書館はいろいろな作業を負担しなければならないのではないか。

- それは国立大学が持っている学術情報資源を公私立大学はいかに利用するかという資源分配論がこの構想の根底になっている問題である。すなわち学術情報資源を同じ研究者レベルのなかで、その所属の如何を問わず有効に利用すること自体が、わが国の学術水準の向上にプラスになるという基本的な考えである。

- 基本的な考え方に異存があるわけではないが、具体的な面で拠点大学のことも考えられていることであり、国立大学が中心的なサービス機能を発揮しなければならないのではないか。

- それは国立大学側にある程度のロードはかかってくることはやむをえない。典型的な例は、国立大学の共同利用機関にみることができる。ここでは国立大学その他の研究機関の利用に供することになっており、利用については国公私立の区別はしていない。そして、そのサービスは国が請負うという面が少なからずある。したがって、この問題については今後何らかのカバーができる形を検討しながら進めていかなければならない。

- この構想について小委員会で一応の検討をした。しかし、見解をまとめたわけではなく、いろいろな議論が出ている段階である。そうして、この構想自体についての大きな方向としては賛成できるのであるが、具体化されてくるプロセスでどのような状況が出てくるのか見当がつきにくいということで、現段階ではまだ具体的な議論ができないということであった。なお、近く図書館協議会が開か

れるので、そこでの議論もふまえたうえでさらに検討するという事になった。

- 大学図書館の問題に関しては、直接的には図書館協議会が当たっており、国大協の図書館特別委員会は、それに対応して学長レベルをもって構成され、相互密接な関連を保ちながら大学図書館に関する問題を進めている。したがって、この学術情報システムの在り方の問題についても、直接的には図書館協議会がどのような対応をするかということになる。

ところで、この構想は学術情報の収集と利用のために大きく新たなステップを踏み出すことになるわけであるが、この委員会としては、基本的にはこの新構想をバックアップする考えはある。したがって、具体的には図書館協議会の方の結論が出次第、大学としての立場で見解をまとめることになる。そのなかでも一番の関心事は人材の養成と確保という問題であろう。

- その問題については大学図書館の合理化もかなり進んできており、また、国立大学の図書館職員は高学歴であるので対応の可能性は十分にあるとみている。
- この構想によれば、図書館の機械化ということが強く要請されている。ところが、国立大学の図書館で完全に機械化が現実化しているところはそれほど多くはない。そういう状況のもとで、この構想の実現に直ちに対応できるのであろうか。
- その点についてはすでに電算化している若干の図書館を含め、その端末装置を置く。そうして、その端末を通じた意味での中枢センターもしくは拠点図書館、更には大型計算機センターとの結び付きで措置していくことに

なる。問題は電算化されていない図書館に関してであるが、この構想の実施段階ではそれらの複合措置によって現実化していくことになる。

- それならばこの構想は計算機センターの問題ということであろうか。もしそうだとすれば、この構想のなかで考えられている理想的な大学図書館の形態に、現在の図書館の能力で対応していくことができるのであろうか。大学としてはこの構想に対応するのに、図書館はどうすればよいかということが関心事になる。
- その問題はデータベースにかかる問題であって、これには二つの要点がある。一つは、情報検索の対象になるような2次情報を作っていくことである。それは国際的に流通しているデータベースを作ることであって、これを作るのは図書館というよりは、それぞれの専門の研究者グループサイドが中心になって作ってもらうことになる。もう一つのデータベースは、図書館の目録を集的に処理していく作業である。これは図書館が中心になるが、従来の作業が発展した機械化という形で形成されていくことになる。そうして、これには図書館職員の再教育という問題がでてくることになる。
- 大学図書館の水準も、いずれはこの構想にあるように、高度な内容のものに機能化していかなければならないことは自明の問題である。また図書館もそれを期待している。しかし、この構想の受け止め方の問題としては図書館によって相違があるにしても、それまでの過程において、現在の図書館の陣容だけでは処理できない問題がでてくる可能性があるのではないか。

- その問題については、目録を整理するシステムがオンラインシステム化されるようになれば、各図書館の目録整理業務のウェートは低くなる。そうなれば、現在配置されている目録整理要員（それも比較的ふくらみをもっている。）の性格の変容という問題がでてくるので、それほど新規の人員増という問題はでてこないであろうとみている。もっとも、この構想は個々の図書館がこのシステムを利用する面に力点をおいて考えている。

概ね以上のように意見交換が行われたのち、この議題については図書館協会の方の意見が出たあと、それをふまえて更に検討することになった。

## 2. 昭和56年度の図書館予算に関する概算要求について

これに関し、初めに文部省側から次のように述べられた。

56年度の概算要求については例年になく厳しい財政状況のなかにあるので、殆どゼロ成長になる危惧さえある。したがって、スクラップ・アンド・ビルド方式をとらないかぎり定員増はいうまでもなく、金額の方の予算にしても増額はむずかしい状況にある。以上の点を踏まえて、来年度の大学図書館の予算に関する要望書については、相当絞りをかけて重点的に要望されるようお願いする。

つづいて配付資料「昭和56年度国立大学図書館関係主要予算額事項別表」を基に、図書館予算の概況について説明があった。

以上の説明に関し次のように意見交換が行われた。

- 図書館の予算に関する国大協の要望は、図

書館協会の方の要望書が出されたのちに、それに同調して、しかも重点的な要望書にまとめて提出する例になっている。そしてその時期は、大学全般の予算に関する要望書の提出と同じ時期である。今年もそのように進めることになるので、その時期に間に合うようにまとめることにしたい。

- 先程の説明にあったパートタイム職員経費は、延長開館の場合のことを考えているのであろうか。

- この経費は、当初は延長開館のために必要な人件費として考えていた。しかし、昨年からはそれだけではなく、その図書館のその年度における特別な作業（例えば図書整理）のためのアルバイト雇用のために当てることも考えている。

- 図書館協会の方では今年新しい要望を出す考えがあるのであろうか。

- 図書館協会の方としては、とくに真新しい要望事項はない。ほぼ昨年の要望書と同じものになるろう。

- 図書館相互間の協力という問題については、今日、図書館協会の方から新たな提案が出されるのであろうか。

- その問題については、図書館協会に従前から調査研究班があって、数年にわたる検討が行われてきた。その結果については今年の協会において詳細な報告があることになっている。その主な事項は複写による相互協力の問題、各図書館に共通する共通図書館閲覧券の問題などがある。

- 最近では大学図書館に、その地方の住民から開放要求が出されているが、この問題にはどのように対応すればよいのであろうか。

- それにはその大学図書館の置かれている地

域的特殊性があるので一概には言えないが、それぞれの大学の図書館長あるいは分館長が認めれば、開放できる問題ではないか。

- 専門官制度創設の要求と図書館職員のかかわりはどのように考えられているのであろうか。
- 専門官制度は技術系職員の待遇改善の一環として出てきた問題である。これについて第6常置委員会の給与問題小委員会において検討の結果、施設部職員と図書館職員は専門官に移行しても、現行より必ずしも有利にはならないという結論になり、専門官制度の中に含めないことになった。
- 図書館職員の定員問題であるが、はっきりした定員数というものはなく、それぞれの大学の慣行によって現在の数の者が図書館に働いているのではないかと思う。しかし、これは事項別による図書館職員の待遇改善要求にもかかわる問題であるので、はっきりした方がよいのではなからうか。
- 図書館職員のはっきりした定員基準を出すことはむずかしい問題である。これを無理にはじき出すとすれば現実からまったく離れてしまう結果になり、混乱を起こすことになる。
- 最近10年間における一般職員と図書館職員の定員増を比較してみれば、図書館職員の定員増は遅れている。これには各大学の事情もあるので全く同率にとはいかないまでも、図書館職員の定員増は今後も要求していくべき

である。

- 図書館職員の定員増の問題については、学生の定員増に伴う図書館職員の定員増ということも考えてよいのではないか。
- 図書館職員の定員増の問題は、量的な問題だけではなく、それと同時に、図書館の管理職が事務局の管理職より低く格付けされているという問題、それからもう一つは、学内における図書館の位置付けが、いずれの大学においても低くおかれているという問題にも関係をもっている。したがって、この問題は各大学にだけ任せてはおけない根本的な問題であって、図書館にかかわる数多くの問題のなかでも重要な点だとみている。

以上をもって意見交換を終り、ついで委員長から本日の議事の今後の進め方について次のように述べられ、これを了承して閉会した。

- (1) 56年度図書館予算に関する要望書提出のことについては、総会において、この委員会に一任されるよう了承を求める。
- (2) 「今後における学術情報システムの在り方について」は、図書館協議会の方の議事の進み具合をみながら、それをバックアップするかたちで、今後の作業を進めていくことにする。
- (3) なお、総会においては、各大学は図書館予算について十分配慮されるよう要望することにする。

## 教員養成制度特別委員会

日時 昭和55年6月16日(月) 13:30~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 須田委員長

岡路, 九嶋, 岩下, 阿部, 須甲, 田浦, 橋爪,  
井沢, 小林, 安藤, 竹山, 沢田, 神田, 岡本各  
委員

片山専門委員

須田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように新委員の紹介があった。

阿部 猛委員(東京学芸大学長)

須甲 鉄也委員(埼玉大学長)

井沢 道委員(三重大学長)

沢田 竜吉委員(福岡教育大学長)

神田 慶也委員(九州大学長)

ついで次のような挨拶があった。

本委員会では53年12月より教員養成の問題について、「一般大学および大学院における教員養成の問題」および「教育系大学・学部・大学院の問題」を取り上げてアンケート調査を行い、これを基に小委員会において検討を進めてきた。そうしてその調査結果のまとめも殆ど出来上がったので、岩下委員よりこのまとめの内容の概略について説明を伺うことにしたい。また、今後の進め方としては、もう一度小委員会において詰めの作業を行ったうえ、その報告書(案)を各大学に送付し、9月頃までに意見を伺って、11月総会には報告書として提出できるようにしたいと考えている。そこで本日は、この報告書の素案について、自由な意見を承ることにしたい。

以上のように述べられたのち、議事に入った。

### 【議事】

#### ◎ アンケート調査結果のまとめについて

これについて、先ず岩下委員から次のように述べられた。

今回まとめる報告書の内容は、配付資料「大学における教員養成に関するアンケート(報告)」にある項目から成るものであるが、本日はこの全般に亘って報告する時間もない。そこで、小委員会として親委員会の意見を伺う必要があるという問題点だけを取り出し、配付資料「一般大学・学部における教員養成(「総括と提案」の要旨)」および「大学院と教員養成(「骨子と質問項目」の摘要)」にその要点をまとめた。そこでこれを基に説明することにしたい。

以上のような前置があったのち、次のような説明があった。

#### ◎ 報告書のまとめの経緯について

この委員会が発足してから現在までに次の3つの報告書を提出している。

- ① 教員養成制度に関する調査研究報告書  
(47. 11)
- ② 教育系大学・学部における大学院の問題  
(49. 11)
- ③ 大学における教員養成——その基準のための基礎的検討——(52. 11)

このような報告書を出しているのだから、この委員会では教員養成問題を検討する当初に

において次の3つの問題を課題としたのである。

- ① 大学院の問題
- ② 教育系大学・学部を設置基準の問題
- ③ 一般大学・学部における教員養成の問題

ところが、第1の課題である大学院の問題は、新構想の大学院大学との関わりから急速これを取り上げることになった。また次の設置基準の問題も、この問題はもっと根底の問題について検討すべきであろうということで「その基準のための基礎的検討」ということにしてこれを取り上げることにした。そこで残された課題は「一般大学・学部における教員養成」という問題である。ところが、この問題を進める過程において「大学院と教員養成の問題」もこれに含むべきものでありということになり、これも含めて報告書をまとめることになった。

以上のような経緯の説明があったのち、報告書の概要について「一部」「二部」と分けて次のような説明があった。

(1) 第一部「一般大学・学部における教員養成」

この課題の中の問題点としては、教員養成制度の開放性の問題がある。現在の制度は、課程認定を受けている大学において免許法に定める単位を取得すれば免許状が与えられる仕組みになっている。ところが、アンケート調査の結果によれば次の点が問題として指摘されている。

- ① 教職課程の管理組織や教職専門科目の運営
- ② 教育実習
- ③ 教員養成充実のための教育行政的施策
- ④ 法令（教育職員免許法）改正の提案

以上の前置きののち、これに関しての詳細な説明があった。

つづいて、各項目のまとめ方について田浦委員より配付資料「大学における教員養成に関するアンケート（報告）」を基に、次のような補足説明があった。

1) 「Ⅰ教職課程の状況と問題点」

この内容は、これまでに出版されている報告書の第1回目「教員養成制度に関する調査研究報告書」と第3回目「大学における教員養成——その基準のための基礎的検討——」で、一般大学における教員養成について触れている部分があるので、これを参考にまとめ、それに教職課程とは何かということについても理論的な説明を加えたものである。

2) 「Ⅱ教育実習の現状と問題点」

この内容は、最初に「1)教育実習の歴史と意義」という項目を設けて整理をし、2)~18)まではアンケート調査結果を整理したものである。

3) 「Ⅲ一般大学・学部における教員養成の総括と提案」

ここでは、提案として現行の1級、2級免許状というものを改め、新たに高等学校の免許は大学を卒業後1年または2年の課程を修了することを建前として正規の免許状を与える。そうして現行の高校2級免許状は臨時的免許状（名称未定）という形で教育実習を免除する。なお、これは試補的採用という形で就職することになる。採用後は大学の指導のもとに教育委員会とも連絡をとり2年間くらいの研修の便宜を考えるとということにしてはどうかということである。

それから小・中学校については、大学4年卒業を建前とし、現行のような短大卒は臨時的免許状として試補的採用とする。

ここでは、このような提案をしている。



以上のような説明に関して次のような意見の交換があった。

○ 全学的な委員会を設けて教員養成問題を管理しているということを知ることが、その状況について伺いたい。

○ まず、このアンケート調査に回答を寄せられた大学を次の3群に分けて整理したい。

①第1群(博士課程の大学院を置く大学) ……9校

②第2群(教育系学部を有している大学) ……40校

③第3群(教育系学部を有していない大学) ……19校

この分け方によって知るところでは、第1群で全学的委員会を設けている大学は5校である。第2群では教育学部が責任を負うものであろうというのが一般的な見方であると思ったが、事実は各学部が責任をもっているという大学が21校であった。また全学的委員会の名称としては、「教育課程委員会」というのが一般的に多いようである。

○ 教育実習についてであるが、教育実習校として引き受けている側の方としては迷惑であるという意見があるのではなかろうか。

○ これについて、実質的には高校3年生は教育実習の対象からはずしているようである。この事実はやはりその時期に教育実習をやらされたのでは、教育計画が乱されてやり直さなければならないという問題があるからであろう。しかし、その反面、生徒側から言えば若い教師に接触できて変化があり、単調さを脱することができてよいという面もある。また、教師側としても教育を手伝ってもらえて助かるという点もあるが、学校全体としてはその実習期間中は特別な扱いをしなければな

らず、指導上の責任や評価に関わる事務といったものも加わるという迷惑な問題はある。

ただ、気持の面では教師も生徒も、それほど敬遠しているようには思われない。

○ 大学の附属学校は教育実習上どのように使われているのであろうか。

○ 大学の附属学校は、主として教育学部の教育実習校に使用されているものであって、教育学部以外の学部の学生までに使用させる余裕はないようである。

○ 代用附属学校を指定しているという大学はあるのであろうか。

○ これは聞くところによればかなりあるようである。

○ 埼玉大学の例ではあるが、大学の附属学校は教育学部の学生のほんの一部の使用ということに尽きて殆どは近くの学校に依存せねばならないという状況にある。ところが東京近郊であるため東京から多くの教育実習生が来るということもあり、教育実習校を依頼するのは極めて困難な状況にある。そこで代用附属学校に指定するという考え方もあるが、これはまた日教組の反対もあることから、市や県ではこの方の了解を大学側で求めて、それからしてもらいたいということである。

○ 免許状の改訂の問題についてであるが、高等学校の教員免許は大学卒業後1年あるいは2年の課程をプラスしたあとで与えるという提案には賛成である。ところで、これはかなり大きな改正であるが、それまでへの繋りとしてどうしてもこうならざるを得ないというように、その辺がうまくいくのかどうか問題ではなかろうか。

○ その点については、大学院の検討のところでも考えられる問題であると思う。ところで、

正規の免許状を与えるという問題で大学が教員養成を行うという建前から教育実習をはずすことができないというのが、この委員会の考え方である。したがって、そのようなところから結論付けていくということではどうであろうか。

- アンケート調査での意見としては、いろいろあるが、そのなかでも教育実習をやるなら今の程度では期間が短すぎるといふ意見もあり、それから一方では教育内容の質的な高まりということでレベルアップの充実した教科内容を履修すべきであるといった意見がある。そうだとすれば卒業後1年という形でやらざるを得ないのではないかということになる。
- それでは大学4年を卒業した者は高校教師としての正規の免許状をもつことができないということになるのであろうか。
- 大学4年の卒業者は臨時免許ということで試補として教職には就けるといふ考え方である。ただ試補についての身分上の問題はこの委員会では触れないことにしている。
- この委員会での提案は、正規の免許状は1種類に限るといふことであって、現行の2級免許状はこれを臨時免許として扱うことにしたいという考え方である。

## (2) 第二部「大学院と教員養成」

この問題について、岩下委員より配付資料「大学院と教員養成（「骨子と質問項目の摘要）」を基に、次のような説明があった。

### 1) 大学院と教員養成について

大学院（専攻科，研修生制度も含む）の学生で教員志望者の現状は，就職，免許状取得，免許状更新，それから現職にあって研修生となっている者，というようにいろいろであるが，こ

れらの者は総て教員養成に関わっている者である。このような実情からも大学院が教員養成とは無関係なものではなくて，教師教育の全体のシステムの一環として位置付けられるのではなからうかということである。そこで，もう少し教員養成の側から積極的に考える必要があると思われる。

### 2) 教育系大学・学部の大学院について

#### ① 設置の現況は次のようである。

大学院を現在有するものが……4校

大学院が予定されているものが……6校

現在概算要求済みであるものが……10校

教授会で審議中のものが……4校

教授会の委員会で審議中のものが……19校

まだ，検討されていないものが……6校

#### ② 設置の趣旨・目的

これは総括的には次のような趣旨・目的といふことが言えるであろう。

大学院の設置の趣旨・目的は教育の実践と関わりある分野の実践的・総合的・学際的研究教育をする。そうして，それを通じて将来あるいは現に教育に従事する者を教育することにより教員の質を高め義務教育レベルの教育を発展させる。

以上のようにまとめることができるのではなからうか。

#### ③ 大学院設置・拡充の推進のために

これについて，学内的には設置目的に合意が得られていない，具体的検討の機運が盛り上っていない，それから大学の他の将来像と抵触する部分等があってこれらの設置・拡充が推進されない，などということがあつた。また，行政的には二つのことが提案される。その一つは大学・学部の整備をしなければならないということである。これには先ず課程学

科目制が教育研究体制を弱めているということがあるので、これを解消する制度的な努力が必要である。他の一つは、大学設置審査のあり方の問題である。これは、教育系大学院設置の場合に「特別な申合せ」などがあり、その設置を規制しているという事実がある。そこでこれを除去しなければならないのではなかろうかと考える。

以上のようなことから、教育系大学・学部 of 大学院については、「自由な発想を認める」という方向性を基本的に捉えるべきであるという考え方でなければならないと思う。

ついで、小林委員より次のような補足説明があった。

大学院の教員養成について、基本的な姿勢としては、一般大学・学部において教職課程を考える程度には、大学院においても教員養成のことを考える時機に来ているのではないかとということである。例えば、大学院の修士課程を卒業しておれば高校の1級免許が取得できるというような問題にしても、これでよいものかどうか、現実の問題として考えるべき問題であろう。

それから専攻科についてであるが、これは教員養成というかたちで活かす方向に考えてはどうかと思っている。研修生制度については、現職の教員が相当にこの制度を利用していることであるから、これについては制度的にも行政的にも十分な配慮がなされるべきであろう。

次に、教育系大学・学部の大学院についてであるが、これは大学院を積極的に設置する方向で考えていきたいと思っている。

概ね以上のような説明があったのち、次のよ

うな意見の交換があった。

- 高等学校の免許状を取得する場合については、大学を卒業して大学院に入学した場合、教育実習のほか教職課程の教科の方も加えて履修するということになるのであろうか。
- 教科の方は修士の課程のなかで行われることになるから、専攻を変えないとすれば教育実習だけを行えば正規の免許を取得することができる。しかし、提案としてはそれだけでは不十分ではないかということや大学院レベルの教職関係の指導法などについて行ってはどうかということは考えている。
- 大学卒業後1年間ということであれば、修士課程というよりは専攻科ということになることであろうが、現在の専攻科でその目的に沿えるものであろうか。
- 現在の専攻科では、かなりこれを充実しなければ対応できないのではないかと懸念はある。
- 高等学校の免許状に関わる今回の提案について二つの問題点があると思う。その一つは大学4年を卒業した者で中学教師になる者は正規の免許状を取得することができるが、高校教師になる者は臨時免許で教育実習を免除するという考え方の問題、それから他の一つは大学院に入学することはプロパーの単位を更に修めるのが目的であるように思うが、それだけではなくその上教職関係の単位まで要求するのは問題ではなかろうか。
- 高校の現状からみて、それぞれの教科を大学・学部において修めるというだけでなく、それを高校教育のなかに活かすための研究が必要と思われる。そこで、これを「教職」ということには問題があると思うが、「教職」と

は言わずにそのような教育の理論なり、実際なりを大学院において課すということを新たに考えるということではどうであろうか。

- 高校の教師志望の者は、大学の学部にいる間は、その学部の教科をしっかり身につけ、そして大学院や専攻科に進んでそこではじめて教育学や教育実習、教科教育法を修めて正規の免許状を取得するということが基本の考え方である。このような考え方に立てば現在問題になっている学部プロパーの学科の時間と、教育実習が重なるというようなぎくしゃくした問題は解消するのではなかろうか。
- そのような考え方には賛成できるのであるが、高校教師の場合、大学4年を卒業して臨時免許で教職に就けるといふところに問題があるように思う。少なくとも教職に就く以上は教育実習はやってほしいし、狭い意味での教職的なものはどうしても修めておいてもらいたいと思う。

- 現行では中学1級免と高校2級免は事実上同じである。そして中学1級免を正規の免許にし、高校2級免を臨時免許とする場合、中学1級免には教育実習を課しているが、高校の臨時免許の場合は教育実習を免除するということになる、現行のものからすれば中学と高校の関係は変ることになる。そこでこの変り方には矛盾が起こるのではないかと考えられる。

以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられ、本日の議事を終了した。

この問題については、初めにも申したとおり、これからまだ小委員会において討議を行い、本日の意見を踏まえううえで、7月中旬頃に原案をまとめ、それを各大学に送付し意見を聴取したいと考えているので、その際また十分なご意見を承りたい。

---

## 特別会計制度協議会

日時 昭和55年5月16日(金) 10:00~12:00

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 (文部省側)

井内、佐野、篠沢、三角、植木各委員

遠藤、滝沢、斎藤、岡林各専門委員

野村教育施設部長、阿部審議官、大崎審議官

(国大協側)

向坊、香月、沢田、今村、畑各委員

吉田、平間、石塚各専門委員

向坊議長主宰のもとに開会。

初めに議長から次のとおり挨拶が述べられた。

本日は、文部省から「昭和56年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針」について説明を伺い、これについてご審議をお願いしたい。

ついで、井内事務次官から次のように挨拶が

あった。

国立学校特別会計予算関係については従来この特別会計制度協議会でご意見をいただきながらすすめているが、本日は昭和56年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針についてご協議願ひ、これを各大学が概算要求編成をする際の取扱い方針として各大学の事務局長に提示した

いと考えている。

来年度の予算編成に当たり、本日財務当局よりその試算が示され、同日から歳出全体の見直し作業（サマーレビュー）が始められることになる。その詳細はこれから示されることになるが、その基本的考え方は国債発行額を今年度当初予算に比べ2兆円減額する一方、義務的経費増（国債費、地方交付金等）を税の増収分でカバーするというので、一般歳出の伸び率をほぼゼロに抑えようとするものである。このような厳しい方針に基づき早速サマーレビューが始められることになるが、行政管理庁長官からは国家公務員の定員の是正に関する発言があり、組織のスクラップ・アンド・ビルドが要請されることになろうと思われる。

このような厳しい状況のもとで、国立大学においては学年進行に対する措置や附属病院（高知医科・佐賀医科・大分医科の各大学）の開設をはじめとする諸事業をすすめていかなければならないわけで、来年度特別会計予算編成は今年度以上に厳しいことが予想される。しかし文部省としては、国際交流の重要性がますます叫ばれている今日、大学が果たす役割を十分認識し後期計画に基づく高等教育の整備・拡充という重要な課題に対し全力を傾けて取り組んでいかなければならないと考えている。

以上のような状況を踏まえてよろしくご協議願いたい。

#### 【協 議】

#### ◎ 昭和56年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案について

初めに文部省側より、来年度の概算要求の方

針については55年度と内容上特に大きな変更はない、との前置きがあったのち、配付資料について「一般の方針」以下11項目についてそれぞれ要点の説明があった。

ついで、これに関し主として次の事項について質疑応答ならびに意見の交換が行われた。

- 学術の振興に関して取り上げられている研究事項の内容と分野について
- 学術の振興と大学院（博士課程）との関係について
- 明年度開設の附属病院関係の予定増員について
- 研究所に関して述べられている「独創的、先駆的研究」の内容について
- 発展途上国の学生が帰国後も学位取得ができる途を開くことについて
- 発展途上国との研究交流推進のための拠点大学の推進について
- 外務省関係者の国際交流事業団体との連絡協力について
- 共同利用研究のあり方について
- 客員教授の問題について
- 国立大学教職員の待遇改善について

なお、今村第6常置委員長より、これに関連する問題として次のような質疑があり、これについて意見の交換があった。

- 教官研究旅費の充実について
- 在外研究員の期間延長の際の帰国旅費の問題について
- 非常勤講師の手当と旅費のアンバランスについて
- 各省庁職員の非常勤講師任用の問題について
- 非常勤職員の給与改善について

以上のほか放送大学学園法案のその後の進展

状況、夜間短大卒のための夜間学士課程設置の問題、体育施設増設充実の問題等について話し合いがあった。

なお、最後に文部省側より「国立歴史民族博物館（国立大学共同利用機関）」の設立について説明があり、本日の協議を終了した。

---

## 創立30周年記念行事準備委員会

日時 昭和55年6月14日(土) 12:00~13:00  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 香月委員長  
市岡、平間、小島、丁子、石塚各委員

---

香月委員長主宰のもとに開会。

### 【議 事】

#### 1. 記念行事の実施計画について

##### (1) 記念誌について

初めに市岡小委員長から次のように述べられた。

本日配付した記念誌の原稿は、これまで4回の小委員会（市岡、丁子、石塚の3委員）において検討を重ね整理したものである。小委員会では、丁子委員作成の原案の読み合せをして、字句修正や内容入れ替え等を行い、当初の原稿枚数149枚を90枚程度に圧縮した。これをもって小委員会の完成原稿として提出するので、これについてご協議を願いたい。

ついで石塚委員から次のように補足説明があった。

この原稿の作案にあたられた丁子委員には、その間にも数回にわたって当協会に来訪され、この原稿の綿密な洗い直しの作業を行われた。小委員会での検討状況はただいまの市岡小委員長の説明のとおりであるが、できればこの原案をもって完結としたいのでよろしく願いたい。

つづいてこの原稿をもとに検討に入り、若干

の修正が加えられたのち、委員長から次のように述べられた。

当委員会はこの原稿をもって「国立大学協会30年史」の完成原稿として承認し、今後の作業は小委員会ならびに事務局に一任することにした。しかしなお、各委員はこれを持ち帰り、念のためもう一度読み直しをしてみて、修正する点を見出した場合は、6月末日までに事務局に連絡することにした。

なお、未受領の原稿については事務局からもう一度督促してもらいたい。

##### (2) 記念式典について

###### 1) 名票について

式典当日の出席者には上衣の胸ポケットに名票（その素材は画用紙程度の用紙）を差し入れることにする。そして、その名票は次のように区分けすることにする。

現役の学長・事務局長の分は大学名と氏名を記入した白色紙

来賓の分は氏名のみを記入した青色紙

###### 2) 来賓について

当日の来賓は歴代の会長、副会長、委員長および現役の文部省関係職員、そのほか本計画公表以降に退職した国立大学学長および事務局長、ならびに公私立大学の団体（協会）の各会長とし、これらについて一応の招待者名簿を作

成し、次回に具体的に検討することになった。

### 3) 記念講演について

一応内諾を得ている和達学士院院長に改めて委員長より依頼することとした。

### 4) 記念式典の際の音楽演奏について

このことについては、予算の余裕、会場の状況などを考慮に入れて、記念式典にふさわしい催しがあるかどうかを考えておき、次回に更に協議することになった。

## 2. 予算について

石塚委員より、これまでのところはほぼ歳入予算の枠内で、すべての計画が順調に進んでいる。ただ式典当日に音楽演奏かなにかを催すとすれば、それに要する経費は不足するので、その分は経常費の方から流用せざるをえない旨の

報告があり、これを了承した。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に委員長から次のようにまとめの提言があつて閉会した。

- (1) 本日をもって記念誌の最終的なまとめを終わった。しかし、各委員はもう一度この原稿を読み直して、修正点があれば今月末までに事務局に連絡すること。
- (2) 記念誌、記念品に要する予算については概ね見当がついた。
- (3) 式典当日の行事については、未定の線もあるので招待者の範囲等を含めて、もう一度検討する。招待者のリストは次回までに事務局で用意することにする。次回は9月に開催する。

# 第66回総会国立大学協会事業報告

第65回総会より今総会前まで

## I 諸 会 合 (71回)

### 1. 第65回総会

54. 11. 14 (水) 第1日  
11. 15 (木) 第2日

### 2. 事務連絡会議

54. 11. 15 (木) 幹事会  
11. 16 (金) 第32回事務連絡会議

### 3. 理 事 会

55. 3. 6 (木)  
5. 21 (水)

### 4. 常置委員会 (30回)

#### (1) 第1常置委員会

(主要審議事項) 51年7月以来、「大学院の整備拡充」(特に新設大学の博士課程設置の問題)について検討を進めてきたが、現在主として連合大学院の問題について最終的な詰めを行っている。

また、過般(54. 6. 18)大学設置審議会の高等教育計画専門委員会が「高等教育の計画的整備について」(中間報告)を取りまとめた際、これに対する見解を同専門委員会主査あて提出したが(54. 9. 26)、その後12月14日にこれの最終報告が同審議会の大学設置計画分科会より公表されたので、その内容をさらに検討し、文部省に対し重ねて意見具申をするべくその案の作成を行った。

さらに、今般の高等学校学習指導要領の改訂(57年度より実施、履修コースの多様化を図るもの)に伴い、大学の入学者選抜方法の見直しが必要となったが、この改訂は単に入学試験のあり方に関わるのみでなく、大学における教育——特に教養課程の教育のあり方とも関わりを生じてくるので、第2常置委員会での入試関係の検討と併行して、大学側の教育制度に関する問題について検討することとなった。

その他「学部改組に伴う事務組織の問題」(改組による新設の複数学部の事務を、一つの事務部で処理している方式についての問題点)、「外国人の国公立大学教員任用の問題」等についても検討中である。

54. 12. 5 (水) 専門委員会  
55. 1. 22 (火) 常置委員会  
5. 9 (金) 小委員会  
6. 16 (月) 常置委員会

#### (2) 第2常置委員会

(主要審議事項) 55年度の「国公立大学共通第1次学力試験」が終了した段階で、その結果



を基に問題点の検討を行い、来年度の実施方針について協議した。

また、高等学校の学習指導要領の改訂（57年度より実施、60年度より新教育課程履修者が大学に入学する）に伴い、これに対応する共通1次試験のあり方の検討が緊急な課題となったので、この問題を専門に検討する委員会（入試教科目改訂専門委員会）を本委員会の下部組織として設置し、大学入試センター内に設置された「試験教科目等調査研究委員会」と提携して、昨年12月末よりこれの検討を開始した。

その他共通入試に関する当面の課題として、「共通1次試験の受験場所の地域割りの問題」、「私立医科大学の共通1次試験参加の問題」等についても検討を続けている。

なお、「国立大学入学者選抜研究連絡協議会（仮称）」（各国立大学の入学者選抜に関する研究委員会を会員として組織し、国立大学における入学者選抜に関する研究の交流及び協力を行い、入学者選抜方法の改善に寄与することを目的とする団体）の設立準備委員会より、この設立に関し了承を求めてきたので、これについて協議し、この設立に賛意を表した。

- 54. 12. 3（月） 常置委員会
- 12. 24（月） 小委員会
- 12. 24（月） 入試教科目改訂専門委員会
- 55. 2. 26（火） 入試教科目改訂専門委員会
- 4. 25（金） 入試教科目改訂専門委員会
- 5. 7（水） 小委員会
- 5. 7（水） 常置委員会

### (3) 第3常置委員会

（主要審議事項） 一昨年6月以降検討を続けてきた「課外活動施設の整備拡充の問題」について、その構想がまとまったので、これに基づき要望書を作成し、この推進を図ることとした。

また、50年暮以来、第4常置委員会と合同で審議を続けてきた学寮問題については、52年11月に中間的にまとめた「今後の学寮のあり方(参考資料)」をもって一応終止符をうつこととした。しかしその後、昨年行われた会計検査院の会計実地検査において、学寮の運営経費の負担区分についてこれが適正に行われていない事例が多い旨の指摘があり、関係大学に対しこれの改善措置を速やかに進めるよう強い要請が行われたので、この状況に対処するため、経費負担区分の問題を含め学寮のあり方について再検討を行うことになり、今回その成案がまとめられた。

なお、大学卒業予定者のための就職事務開始時期に関する問題について、国公立大学・高専11団体の就職問題懇談会における論議を基に協議を行い、この懇談会の結論を了承した。

- 54. 11. 15（木） 第4常置との合同懇談会
- 55. 1. 21（月） 第4常置との合同会議
- 1. 21（月） 常置委員会
- 2. 14（木） 第4常置との合同小委員会
- 4. 8（火） 第4常置との合同小委員会
- 4. 8（火） 小委員会
- 4. 22（火） 小委員会
- 4. 22（火） 第4常置との合同会議

- 4. 22 (火) 常置委員会
- 5. 9 (金) 第4常置との合同小委員会

#### (4) 第4常置委員会

(主要審議事項) 一昨年6月以降検討を続けてきた「福利厚生施設の基準面積の拡大」の問題については、昨年6月に第3常置委員会と合同で「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」を文部省に提出したが、本年もこれを引続き提出するとともに、その具体的方策について今後さらに検討を続けることにしている。

また、学寮の問題について第3常置委員会と合同で協議し、「学寮のあり方について」の見解案の取りまとめを行った。

さらに、学生の厚生に関する諸問題の改善(共同利用研修施設の整備充実、奨学制度の拡充等)について要望を行い、引続きその推進を図ることにした。

その他「学生教育研究災害傷害保険の改善」、「通学定期の値上げ」等の問題について協議した。

- 54. 11. 15 (木) 第3常置との合同懇談会
- 55. 1. 21 (月) 第3常置との合同会議
- 2. 14 (木) 第3常置との合同小委員会
- 4. 8 (火) 第3常置との合同小委員会
- 4. 22 (火) 第3常置との合同会議
- 5. 9 (金) 第3常置との合同小委員会

#### (5) 第5常置委員会

(主要審議事項) 例年行っている外国学長の招致について文部省とも協議し、本年度はブラジルの大学学長を招待する予定で計画を進めている。

また、昨年度より開始された中国政府派遣留学生の受入れ問題について協議するほか、昭和55年度の国際交流関係予算案(教育・学術・文化の交流、外国人教師、在外研究員、内地研究員、留学生等に関するもの)について文部省より説明をきき、意見交換を行った。

その他、昨年夏以来、そのあつ旋を担当してきた「有志学長による中国視察」のことについて検討を続けている。

- 55. 1. 25 (金) 常置委員会

#### (6) 第6常置委員会

(主要審議事項) 大学財政問題については、来年度の「国立学校特別会計予算概算要求編成方針(案)」について文部省側の説明をきき、意見交換を行った。

なお、文部省の概算要求がまとまった時点で、「昭和56年度予算に関する要望書」をまとめることにしている。

また、55年度予算において教官研究旅費が対前年度比5%減となったことに関し、文部省に今後の善処方を求めるため、実態調査等を基に問題点の検討を行っている。

さらに、本年4月より実施された電気・ガス料金の大幅引上げに関し、これが大学の研究・教育に及ぼす影響の重大さに鑑み、文部省に対し光熱関係の必要経費の確保を図られるよう要望を行った(55. 4. 7)。

給与問題については、例年関係方面に提出している「国立大学教官等の待遇改善に関する要

望書」を引続き提出することとし、これの文案の作成を行った。

定員問題については、定員削減に伴う事務簡素化の問題を取り上げ、各種の資料を集めてその具体案の検討を進めることにしている。

また関連して、非常勤職員の問題についても検討を続けている。

その他、在外研究員の旅費に関する問題、科学研究費の交付時期に関する問題等についても協議した。

55. 2. 21 (木) 常置委員会

5. 15 (木) 常置委員会

## 5. 特別委員会 (17回)

### (1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 学術審議会の「今後における学術情報システムの在り方について (答申)」

(55. 1) に対する見解のまとめについて協議した。

また、大学図書館の振興を図るため、大学図書館の充実整備に緊要な事項について検討し、これを「大学図書館の昭和56年度予算に関する要望書」として取りまとめたうえ、今秋10月頃にこれを関係方面 (文部省、大蔵省) に提出することになっている。

55. 6. 2 (月) 小委員会

6. 16 (月) 小委員会

6. 16 (月) 特別委員会

### (2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 文部省の医学視学委員会が取りまとめた「大学病院における臨床研修のあり方について (中間報告)」(54. 12. 18) に関し文部省側の説明をきき、これについて協議した。

また、予て検討中の「新設医科大学の附属病院の病床数の問題」については、新設医科大学側の意見がまとまった段階でさらに協議することになっている。

なお、財団法人「医学教育振興財団」(54. 4. 1より事業開始、主として私立医科大学の参加で設立) より勧誘のあった同財団への国立大学の参加の問題についても協議した。

その他、昭和55年度医学教育関係予算案について文部省より説明をきき、意見交換を行った。

55. 3. 5 (水) 特別委員会

### (3) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 52年11月に公表した「大学における教員養成—その基準のための基礎的検討—」に続く検討課題として、①教育系大学・学部における大学院の問題、②一般大学・学部における教員養成の問題、を取り上げることとし、これに関する検討のための資料とするため—昨年12月下旬に各大学に対し「大学における教員養成に関するアンケート」を実施した(昨年2月20日締切)。

以後このアンケートの集計およびこれに基づく見解の取りまとめを小委員会を中心に10数回に亘り行い、今秋11月総会までに最終報告をまとめる予定で作業を進めている。なお、この間、補完のためのアンケートを教育系大学・学部に対して実施した(55. 2. 20依頼, 3. 25締切)。

54. 11. 30 (金) 小委員会

55. 1. 7 (月) 小委員会

- 55. 2. 2 (土) 小委員会
- 3. 31 (月) 小委員会
- 5. 1 (木) 小委員会
- 6. 9 (月) 小委員会
- 6. 16 (月) 特別委員会

#### (4) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 約3年に亘る調査研究を経て、54年6月に「教養課程組織改編に関する調査報告書」を取りまとめて公表したあと、次の課題として「教養課程および一般教育等の改善ないし見直し」について調査研究を行うこととし、そのための研究資料として昨年11月末各大学に対し、教養課程の問題に関し調査等を行った報告書等の提供方を依頼した。

爾後本年1月より、これらの資料を基に問題点の所在についての検討を進め、今秋11月総会までにこれを取りまとめた報告書を作成することになっている。

- 55. 1. 18 (金) 小委員会
- 3. 17 (月) 小委員会
- 5. 19 (月) 小委員会
- 5. 19 (月) 特別委員会

#### (5) 大学格差問題特別委員会

(主要審議事項) いわゆる新設大学の充実整備を進めるための方策について検討を続け、当面修士課程の充実の問題を取り上げてきたが、今後の検討課題についてさらに審議を行うことにしている。

- 55. 4. 19 (土) 専門委員会
- 6. 16 (月) 特別委員会

#### 6. 創立30周年記念行事準備委員会 (6回)

(主要審議事項) 本年7月13日に迎える本協会創立30周年を記念して執り行う記念行事の実施計画について、昨年4月より検討を続けてきたが、その実施計画のうち①記念誌の刊行、②記念品の作製、については概ねその準備を完了し、今後は今秋11月13日に挙行される「記念式典ならびに祝賀パーティー」の具体的計画についてその詰めを行うことにしている。

- 55. 2. 5 (火) 準備委員会
- 2. 26 (火) 記念誌編集小委員会
- 3. 11 (火) 記念誌編集小委員会
- 3. 18 (火) 記念誌編集小委員会
- 3. 25 (火) 記念誌編集小委員会
- 6. 14 (土) 準備委員会

#### 7. 特別会計制度協議会 (3回)

(主要審議事項) 「国立学校特別会計制度協議会運営方針」に基づき、文部省と国大協との間で予算問題に関する定例または臨時の協議会を毎年開催しているが、今期は昨年12月下旬以降3回に亘り会議を開催し、「昭和55年度予算」および「昭和56年度予算概算要求編成方針」

等について文部省当局と意見交換を行った。

- 54. 12. 22 (土) 協議会
- 55. 4. 7 (月) 協議会
- 5. 16 (金) 協議会

## 8. その他の諸会合 (9回)

- 54. 11. 14 (水) 有志学長の中国視察に関する懇談会
- 12. 1 (土) 大学関係7団体との会見
- 55. 2. 29 (金) 日教組との会見
- 3. 12 (水) 就職問題懇談会
- 3. 25 (火) 就職問題懇談会
- 3. 27 (木) 日教組との会見
- 4. 9 (水) 日教組との会見
- 5. 21 (水) 全国大学生協連との会見
- 5. 28 (水) 大学関係7団体との会見

## II 要望書その他の諸活動 (13件)

### ■対外的諸活動

- 54. 11. 19 去る11月総会の際に提出方が了承された「共通第1次学力試験の所要経費についての要望書」(共通第1次学力試験の実施に必要な経費は、すべて支給せられるよう努力されたいとの趣旨のもの)を第2常置委員長名をもって大学入試センター所長あて提出した。
- 54. 12. 18 政府においては、昭和55年度予算の編成にあたり、国立大学の授業料を増額改訂する意図があると伝えられたので、教育の機会均等の見地ならびに学生の経済生活の実情よりして、授業料の増額改訂については慎重な配慮をされたい旨の要望書をまとめ、会長、香月副会長および畑学費問題小委員会委員長が大蔵省禊河主計局次長に面談してこの旨を伝え、また文部省の各関係官にも同要望書を提出して善処方を要望した。
- 54. 12. 22 国立大学授業料の増額改訂に関し関係方面に上記の要望を行ったが、その後12月22日に内示された大蔵省の「昭和55年度予算第1次査定」において、授業料値上げの案(1.25倍とする案)が提示されたので、同日直ちに、これに対する遺憾の意と、政府に対し再考を求める趣旨の会長声明を公表し世論に訴えた。
- 55. 4. 7 電気・ガス料金の大幅値上げが4月1日より実施されることになったが、このことが大学の研究・教育に及ぼす影響の重大さに鑑み、急遽、文部大臣あての要望書をまとめ、これを4月7日開催の特別会計制度協議会の席上において井内事務次官以下各関係官に呈示し、特段の配慮をされたい旨要望した。

### ■各国立大学への意見等照会

- 54. 11. 22 国立大学長の中で、「有志による中国視察」を希望する声があったので、昨年7月6日付で第5常置委員長より各国立大学長あて参加希望の有無を照会したが、その結果に基づき、この計画を推進するための資料を得るため、その訪問時期、視察の日程等について参加希望学長(19名)に対しアンケートを行った。

55. 2. 20 教員養成制度特別委員会では、53年12月に国立大学に対し「大学における教員養成に関するアンケート」（一般大学・学部における教員養成について、および教育系大学・学部の大学院について、照会したもの）を実施し、以後これの取りまとめを進めてきたが、その過程において、さらに補完のアンケートを行う必要が生じたので、同委員会委員長名をもって各教育系大学・学部に対し再度アンケート（教員養成における教育系大学・学部と一般学部との関係等について照会したもの）を行った。
55. 3. 4 昭和55年度文部省予算において、教官研究旅費は対前年度比5%減と査定されたが、これは大学における研究教育に支障を来たす恐れがあるため、第6常置委員会では、文部当局に対し善処方を要望する方針の下にこの問題の検討を行うことにし、そのため同委員会所属の6大学（11学部）に対し、「昭和53年度教官研究旅費の実績」について調査を行った。
55. 3. 24 「有志学長による中国視察」の問題について、前記アンケートの結果を基にその計画について関係方面と折衝したが、その過程で種々条件の変更が生じてきたので、その旨を付して参加申込み学長に対し改めて意思確認を行う再調査を行った。
55. 5. 16 近年、学部改組によって学部が分離増設された大学においては、新設の複数学部の事務を一本化して一つの事務部で総括処理する形態がとられており、このため学部の事務運営に支障があるとの声もあるので、第1常置委員会では、この問題を取り上げて検討を行うことになり、その検討のための資料を得るため、該当大学（11大学）に対し、その実情を調査するアンケートを行った。

#### ■資料・連絡強化等

54. 12. 20 「国立大学の授業料の増額改訂」の問題について、12月18日に文部大臣ならびに大蔵大臣に要望書を提出したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
54. 12. 25 同じく国立大学授業料の増額改訂の問題について、12月22日に会長声明を公表したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
55. 4. 12 電気・ガス料金の値上げの問題について、4月7日に文部大臣あて要望書を提出したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
55. 4. 17 「昭和55年度大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務開始時期」に関する国公私立大学・高専11団体の申合せについて、会長より各国立大学長に連絡し、趣旨の徹底方について配慮を依頼した。

### III 要望書等の受理

受付日	提出団体等	要望事項	関係委員会
55. 11. 14	大阪大学長	共通第1次試験の実施方法の改善について 教職員、大学院生、学生の生活を守る7団体 統一要求	第2常置 第6常置
11. 19	大学関係7団体		
11. 22	全国大学附属農場協議会	第5次定員削減について	第6常置
12. 7	産業教育振興中央会	推せん入学制の採用・拡大について	第2常置
12. 8	中央行動実行委員会	授業料改訂について	第6常置
55. 1. 4	日本看護系大学協議会	学士号、修士号の名称について	第1常置
1. 7	在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会	在日韓国・朝鮮人の国立大学教員への採用について（質問書）	第1常置

1. 17	第30回国立大学工学部長会議総会	第5次定員削減について、燃料費及び公共料金の急騰に対する処置	第6常置
1. 21	第3回国立大学46工学系学部長会議総会	大学院博士課程の設置促進、修士課程担当助手の待遇改善	第1常置 第6常置
1. 31	富山大学長	大学教官の給与改善について	第6常置
1. 31	中央行動実行委員会	授業料改訂について	第6常置
2. 26	全国大学生協連合会	国鉄通学定期割引率について	第4常置
2. 29	日教組	兵庫教育大学に関する要請書	教員養成制度特別委
3. 27	日教組	定員外職員の待遇改善について	第6常置
4. 9	日教組	共通入試の改善について	第2常置
5. 14	文部省職員労働組合	定員外職員についての要求	第6常置
5. 26	横浜国立大学長	昭和56年度共通第1次学力試験実施に伴う協力方要請について	第2常置
5. 28	大学関係7団体	教職員、大学院生、学生の生活を守る7団体統一要求	第1, 3, 4, 6各常置 医学教育特別委

#### IV 刊 行 物

55.2 会報第87号

55.6 会報第88号

## 諸 会 合

(昭和55年5月～6月)

- |         |             |                    |
|---------|-------------|--------------------|
| 5. 1(木) | 10:00       | 教員養成制度特別委員会小委員会    |
| 5. 7(水) | 11:00       | 第1常置委員会小委員会        |
|         | 13:00       | 第2常置委員会            |
| 5. 9(金) | 13:30       | 第1常置委員会小委員会        |
|         | 13:30       | 第3常置・第4常置委員会合同小委員会 |
| 5.15(木) | 13:30       | 第6常置委員会            |
| 5.16(金) | 10:00       | 特別会計制度協議会          |
| 5.19(月) | 10:00       | 教養課程に関する特別委員会小委員会  |
|         | 13:30       | 教養課程に関する特別委員会      |
| 5.21(水) | 10:30       | 理事会                |
|         | 14:00       | 全国大学生協連合会との会見      |
| 5.28(水) | 13:30       | 大学関係7団体との会見        |
| 6. 2(月) | 10:30       | 図書館特別委員会小委員会       |
| 6. 9(月) | 10:00       | 教員養成制度特別委員会小委員会    |
| 6.14(土) | 12:00       | 創立30周年記念行事準備委員会    |
| 6.16(月) | 12:00       | 図書館特別委員会小委員会       |
|         | 13:30       | 図書館特別委員会           |
|         | 13:30       | 第1常置委員会            |
|         | 13:30       | 教員養成制度特別委員会        |
| 6.17(火) | 16:00       | 大学格差問題特別委員会        |
|         | 10:00       | 第66回総会(第1日)        |
| 6.18(水) | 12:00       | 理事会                |
|         | 10:00       | 第1常置委員会            |
|         | 10:00       | 第2常置委員会            |
|         | 10:00       | 第3常置委員会            |
|         | 10:00       | 第4常置委員会            |
|         | 10:00       | 第5常置委員会            |
|         | 10:00       | 第6常置委員会            |
| 13:00   | 第66回総会(第2日) |                    |
| 6.19(木) | 18:00       | 幹事会                |
| 6.20(金) | 10:00       | 第33回事務連絡会議         |
| 6.26(木) | 13:30       | 入試教科目改訂専門委員会       |



## シルクロードの旅

九州大学文学部教授

岡崎 敬

シルクロードが古代、中国と地中海に沿う国々を結ぶ、砂漠・峻険をこえて絹の運ばれた道をさすことはいまでもないが、この道を一貫して通ることはまだむずかしく、何回かの旅でつないでいく外はない。

私をはじめてシルクロードに足跡を印したのは、木原均先生を隊長とする京大の探険隊に参加した時で、一九五五年のことであるから、その時からもう

二十五年たっている。その時はパキスタンよりアフガニスタンに入り、さらにイラン各地を数カ月にわたり踏査したのである。二度目はチェコスロバキアで開催された国際考古学会議の前夜、イランよりペイルート、カイロ、アテネ、ローマを歩き、かえりはソ連に入ってタシュケント、サマルカンドなどの発掘を見学した。

中国領のシルクロードは一九五七年原田淑人先生を団長とする考古学視察団で、北京より包頭経由、蘭州に入り敦煌莫高窟を訪れ、敦煌文物研究所の常書鴻先生にお目にかかった。その後、長安、洛陽などにはしばしば訪ねる機会に恵まれたが、一九五七年、はじめて新疆ウイグル自治区のウルムチ、トゥルファン、イリ地方などを訪れ、一九七九年には、再び敦煌を訪ねることができた。はじめて敦煌を訪れてから二十二年、常書鴻先生、李承仙夫人の髪も白くなっておられた。

今年は幸いにNHKの中日共同撮影隊とともに、蘭州より三たび敦煌を訪れ、陽関で桜関を撮影する中国隊を見送り、酒泉にひきかえして、北上してエチナ旗に到着した。後はらくだによる旅で、漢代居延城、西夏カラホト古城の廃墟にたつことができたのである。

戦後、軍隊より大学にかえり、京都大学人文科学研究所で週一回西域考古学の研究会に出席した。水野清一、長広敏雄先生の指導で西域を探検したスタイン、ペリオ、スヴェン・ヘディン、ルコック、グリェンヴェーデルなどの大著や漢文文書の講読に没頭したことを思い出す。現在、九州大学で日本と大陸を結ぶ考古学を専攻しているものであるが、若い日の夢は、いつしか果すことができるようになった。それにしても、戦後、腹をへらしながら、スタインなどの報告書を読んだ初心の日は、本当になつかしい憶出である。

# 要 望 書 等

## 「高等教育の計画的整備について」に対する要望書

昭和55年6月18日  
国立大学協会会長  
向 坊 隆

本協会は、かねてより大学における教育研究の発展のために緊急を要する事項について要望して来たところであり、文部省において、要望の線に沿って努力して来られたことには深く感謝するものであります。

今回、「高等教育の計画的整備」に関する大学設置審議会大学設置計画分科会の最終報告に対し、本協会第1常置委員会において別添の見解がまとめられましたので、「高等教育の計画的整備」について、以下の通り要望致します。

1. 大学・短大の新設・拡充に当っては、
  - (1) 専門分野構成の適正化につとめること。
  - (2) 大学の管理運営方式について、それぞれの大学の自主性を尊重すること。
2. 大学院の整備拡充に当っては、大学院が、大学の教育研究の発展と社会への貢献の上にもつ重要性に鑑み、
  - (1) 実質的な活動が保障されるよう、研究費の充実、施設の整備につとめること。
  - (2) 最近6年間の研究科（博士課程）の新設が主として私立大学において認められ、国立大学については殆どが医学・歯学で占められ、その他の分野ではきわめて少ない。これは国全体として望ましい大学院のあり方ではない。今後の新設に当っては各大学の創意を尊重し、その設置を促進すること。
3. 大学における研究教育の質的向上をはかるために不可欠な条件として、
  - (1) 物価上昇を勘案すれば実質的に低下しつつある大学の教育・研究の基準的経費の飛躍的増額をはかること。
  - (2) 不完全講座学科目の充足、助手その他の定員の増加をはかること。

(要望書提出先：谷垣文部大臣)

## 「高等教育の計画的整備について」に対する見解

昭和55年6月16日  
国立大学協会第1常置委員会  
委員長 小坂 淳夫

大学設置審議会大学設置計画分科会は、昨年6月18日標記の計画について高等教育計画専門委員会の中間報告（以下「中間報告」という）を発表した後、同年12月14日にその最終報告（以下「報告」という。）を提出した。当委員会は、昨年9月10日に「『高等教育の計画的整備について（中間報告）に対する見解（回答）』（以下「見解（回答）」という。）を高等教育計画専門委員会に提出し、その内容が最終報告に反映されるよう要望した。最終「報告」には「見解（回答）」において要望した事項の一部が取り上げられており、賛意を表すべき点も多く見られるが、当委

員会としては、下記のとおり問題があると思われる諸点を指摘し、それらが高等教育の整備の実施の上に反映されることを期待する。

## 記

### I 基本的な問題点について

「中間報告」は、昭和51年3月に高等教育懇談会によって発表された「高等教育の計画的整備」の基本方針を受けついだものであったが、「報告」の内容は「中間報告」のそれを踏襲したものである。したがって本「報告」に対しては、「見解（回答）」で述べた批判が基本的には妥当ではあるが、ただ、最終「報告」において「中間報告」に加筆された部分等については、新たなコメントを必要とする。

まず第1に指摘されるべきは、「報告」における基本理念の検討が必ずしも十分ではないということである。すなわち、「報告」は、18歳人口や進学志望者の動向への対応を基調とし、高等教育を主として量的な側面から計画的に整備するための方向と内容を示そうとしたものである。しかし、計画が高等教育の整備に関するものである以上、その計画は高等教育の理念の現実化という面を有すべきであって、本「報告」にはそれが不足しているといえよう。したがってたとえば、専門分野構成の不均衡の是正や人材の計画的養成の問題についても、それらを需給の観点から解決しようとする結果を産み出しているように思われる。ところが高等教育には、将来の再教育を含めた展望も必要であり、高等教育の拡充整備計画の策定に際しては、何よりもその基本理念を明らかにし、高等教育のひずみや空洞化を是正する方向で立案がなされるべきである。

第2に、「中間報告」においては、大学院および教育経費の問題については触れていなかったため、「見解（回答）」においてはその点を指摘した。これに対して、本「報告」はこれら両者を取り上げており、それは評価されるべき点であるが、それらの取り上げ方については、後述するように、問題があると思われる。

第3に、本「報告」においては、高等教育の整備のために必要な事項でありながらも触れていない問題がある。たとえば、高等教育は研究と不可分の関係にあり、研究の質の向上や研究教育の担い手たる教員の質および教の確保のための条件整備等が考慮されなければならないであろう。

### II 内容上の問題点について

「報告」の内容を以下の四つの事項にまとめて、それらにつき見解を述べる。

#### 1. 高等教育の構造の整備

「報告」は高等教育全体の構造の柔軟化・流動化の積極的促進を一つの柱として掲げる。そしてこの点に関しては、大学設置基準の弾力化その他の措置に対応して、教育課程の改善が行われ、大講座制が導入され、新構想の大学院が設置され、また技術科学大学・放送大学・昼夜開講制の試み・大学公開講座・専修学校等に進展がみられたとするとともに、後期計画策定に際しても高等教育の多様化と質的充実が必要とされ、大学・大学院・短期大学・夜間教育および通信教育・高等専門学校・専修学校のそれぞれについて高等教育の構造の柔軟化、流動化のためにとられるべき措置が掲げられている。

たしかに、高等教育の構造の柔軟化は、現代的要請であるが、この促進は、前述したように高等教育の理念を明らかにし、これを現実化する形で行われるべきである。したがって、たとえば、大学における専門分野構成の不均衡の問題などは、高等教育の構造の整備の観点からも取り上げられる必要があり、また、新構想の大学の管理運営方式なども、それぞれの大学

の自主性を生かすことが構造の柔軟化の趣旨にも合致することになると考えられる。本「報告」において問題点とされた大学間の単位互換については、国公立の大学間における経費負担の原則の基本的な相違が調整されなければ、実現は困難である。

## 2. 大学・短期大学の規模・配置等の整備

「報告」は、前期計画においては、大学・短期大学の拡充を、原則として、地域間の格差や専門分野構成の不均衡の是正と人材の計画的養成の見地から行ったとともに、後期計画策定に際しては、18歳人口の今後の推移と地域分布の変化、大学等への進学動向、高等教育の多様化と質的充実などを検討して、大学等の規模と地域配置を考え、後期計画の内容をなす国公立の大学・短期大学の整備の方向と規模、地域配置を決定したとしている。

しかし、「報告」は、18歳人口や進学志願者の動向に受動的に対応するにとどまっており、その現状認識や研究教育の理念が明確でない。また、「報告」が地方大学の整備についてそれとの調和を図るべきものとしている第三次全国総合開発計画の内容は具体的に明示されていず、また、専門分野構成の適正化についても、後期計画においてはその内容についての具体的な明示がなされていない。

## 3. 大学院の整備

大学院の問題は、このたびの「報告」においてはじめて取り上げられた。ただ、「報告」は、研究科の数ないしその学部数に対する割合、入学定員に対する入学者の割合、修了者の社会への進路状況等を現状認識の基礎において、大学院の整備を考え、その結果、「大学院（特に博士課程）の新設・拡充については慎重に対処する」（P.10）こととしている。

しかしながらここでも、まず、大学院の理念の検討の欠落が指摘され得よう。そして、「報告」では大学教育における大学院の位置づけ、社会に対するかかわりかた、研究費の充実あるいは研究施設の整備等については、全く触れられていない。しかし大学院問題は、単に大学院制度にかかわるだけではなく、高等教育全般に密接不可分に結びついており、ひいてはそれが大学そのものの格差や研究教育上のひずみを生む根本的要因の一つになっていることが認識されるべきであろう。

なお、「報告」は、研究科の数の増加を指摘しているが、そこでは国立大学と私立大学の区別がなされていないので、国立大学における研究科の量的な面での変化の内容は明確でない。また、博士課程研究科増数についても、医学や歯学がそのほとんどであることが考慮されるべきであろう。

当委員会としては、昭和51年11月5日および昭和52年2月23日に大学院問題懇談会に提出した要望書の趣旨が今後の施策に反映されるよう、要望する。

## 4. 教育経費

高等教育費の問題も、大学院の問題と同じく、このたびの「報告」においてはじめて取り上げられたものである。しかし、そこでは私学助成の問題ならびに高等教育のための家計負担と育英奨学事業の問題が扱われているにとどまっている。もちろん、この二つは重要な問題ではあるが、「報告」においては、高等教育の質的向上を図るために不可欠な研究費、不完全講座学科目、助手の定員、研究教育施設設備その他における欠陥等について、触れられていない。

また、「報告」は、高等教育費の推移について、その増加の結果その国民所得に対する比率も1.49%に達したとしているが、しかし学校教育費全体に占める高等教育費の内容も、その大部分は私立大学の拡充にあてられていて、国立大学については、物価上昇を勘案すればむしろ実質的には低下を辿っていることになろう。

今後の施策において高等教育費につき実質的考慮がなされるよう要望したい。

#### 添付資料

1. 昭和51年6月22日 「高等教育の計画的整備について」に対する見解
2. 昭和51年11月5日 大学院修士課程に関する要望書
3. 昭和52年2月23日 大学院博士課程に関する要望書
4. 昭和54年9月10日 「高等教育の計画的整備について」（中間報告）に対する見解(回答)

## 厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書

昭和55年6月17日  
国立大学協会会長  
向坊 隆

大学における厚生補導に関する施設は、学生生活の充実と向上を図る上で重要な役割を果たすものでありますが、各国立大学における厚生施設や課外活動施設の現状は、その後の学生の増加等もあって、窮屈な状況に置かれております。

ついては、これらの施設の一層の整備を図り豊かな学園生活を実現するため、現行の基準面積を適当な規模に拡大し、これの改善充実を図られるよう要望いたします。

(要望書提出先：谷垣文部大臣)

## 課外活動施設・設備の整備に関する要望書

昭和55年6月17日  
国立大学協会会長  
向坊 隆

国立大学における厚生補導に関する施設・設備については、昭和40年2月に大学学術局学生課がその内容と標準的な面積・員数等を明らかにして、各大学に学内施設整備の目標を提供しています。

大学における課外活動は、学生が自主的に相互研鑽のために、学生自らの責任において行うもので、大学が援助を行うのは、課外活動が正規の授業と表裏の関係にあって、その充実が大学教育を充実させるものであるとの観点に立つからであります。

課外活動施設・設備の充実・整備が、国の予算によって実施される教育投資である以上、その投資が効率良きものとなるように努力が払われなければならないし、その施設の利用にはおのずから制限があり、施設・整備の規模・機能面の工夫、管理・運営面の検討が必要であることは言うまでもありません。

国立大学協会は、かねてより課外活動施設の整備・充実について要望してきましたが、昭和50年以降逐次整備の運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。しかし、未だ「40年基準」に達していない大学や、プレハブ建物や老朽建物の転用で有効健全といえない施設をかかえている大学が多いのが現状であります。

つきましては、これらの施設・設備の一層の整備を図り、学園生活を豊かなものにするため、とくに次の諸点につきまして格段の配慮をされるようお願いいたします。

1. 「40年基準」でも絶対量は不足しており、とくに複数キャンパスを抱える大学にあっては、運用面でその不足が累加されていますので、基準面積の改訂・基準の弾力的な運用を図っていただきたい。
2. プレハブ建物や老朽建物の転用等の施設については、火災・盗難等の管理面上の問題がありますので、可及的速やかに改築・移築を推進していただきたい。
3. 分散キャンパスを抱える大学の場合、体育を正課として持たない部局のキャンパスにおける体育系施設の不備は無視できないものがありますので、用地の確保を含めてこうした施設の充実を推進していただきたい。
4. 文化系サークル共用施設が、ややもすると一括して論ぜられていますが、芸術系とそれ以外の文化系に分けて考えるのが実際的であると思われます。また、音声管理を必要とする施設については、大学周辺の地域社会や研究・教育施設との関連で地理的・質的な配慮も必要と思われます。かような点から単に量的な問題にとどまらず、質的内容についても十分な配慮をいただきたい。
5. 体育系施設には更衣室・シャワー室・器具庫等の付設が必要であり、文化系施設にもロッカー室のみならず器具庫としての機能をもった部屋の付設が必要ですので、こうした整備も推進していただきたい。
6. 管理・運営面の事務が支障なく行えるために、サークル共用施設等に人員配置を必要とすることがあると考えられますので十分検討していただきたい。

(要望書提出先：谷垣文部大臣)

## 国立大学共同利用研修施設設置・充実にに関する要望書

昭和55年 6月17日  
国立大学協会会長  
向 坊 隆

国立大学協会は、予てより教員と学生の共同生活を通じて、教員と学生の融合をはかるとともに、各学部間ならびに、各大学間の研究と教育の交流をはかる目的をもって共同利用研修施設の設置を要望してきましたが、昭和47年以降逐次実施の運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。

つきましては、別紙「共同利用研修施設設置計画」の趣旨をじゅうぶんに考慮され、さらにその推進方につき特段の配慮をされるようここに要望いたします。

なお、既設の施設の充実ならびに管理要員の定員化についてもご配慮くださるようお願いいたします。

### 共同利用研修施設設置計画

社会の発展に対応すべき大学の役割は、日とともに重要となりつつあり、大学もまたこの使命を果たすため、あらたな態勢をととのえるべく改革問題をとりあげて、研究ならびに教育の成果をあげようと努力している。このためには従来の講義形式のみならず教員ならびに学生が、すぐれた自然環境のなかで共同生活を通じて一体となって相互の研磨に努め、学部の自主性の上に立ちながらも学部間の壁を取り除くとともに国内外の大学間の交流をはかり、相互の融合接触を密にし、研究ならびに教育のあらたな態勢をととのえる必要があることはいうまでもない。

以上の目的を達成するため、ここに共同利用研修施設の設置を計画するものである。

なお、この施設は、以上の目的に使用するほか、その余裕を見て教職員の福利厚生施設にも利用する。

その設置要領は、つぎのとおりである。

#### 共同利用研修施設設置要領

#### 1. 事業

この施設は、つぎの目的に使用する。

- (1) 学生と教員の合宿研修
- (2) 大学が必要と認める学外の実習・演習・体育実技等
- (3) 大学が認める課外活動
- (4) 教員と学生の交歓行事
- (5) その他大学が研究・教育上必要と認める事業

#### 2. 施設・設備

- (1) おおよそ200名が同時に宿泊できる施設と設備
- (2) 建物面積は、すべてを含め少なくとも3,000m<sup>2</sup>
- (3) 敷地は、上記の目的を達成するためにじゅうぶんな用地

#### 3. 管理

- (1) 管理は、この施設を利用する大学のうち、特定の大学がこれに当たり、これに必要な管理要員を定員化する。
- (2) 管理の責任者は、管理にあたる大学の学長または学生部長とする。

#### 4. 設置場所

各地区に少なくとも2ヶ所を設置する。

(要望書提出先：谷垣文部大臣)

## 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書

昭和55年6月17日  
国立大学協会会長  
向 坊 隆

大学および大学院の学生に対する奨学制度は優秀な人材を確保して、これに高等教育の機会を保障することによって、わが国の学術文化の発展に不可欠な役割を果たしてきました。しかしながら、最近における学生の勉学および生活に要する諸経費の上昇に比べて、貸与金額の改善がなお立ち遅れを示している現状は甚だ憂慮に堪えないところであります。

本年度においても改善の一部が実現したことはわれわれのひとしく感謝するところでありますが、なお学費・下宿料・食費・図書費・交通費等の必要経費の大幅な上昇に伴い、奨学生の生活費にしめる奨学金の比率はますます低下し、アルバイトによってその不足を補わざるを得ない学生がますます増加している実情であります。このため一部には学業に支障を来し、勉学を中断せざるを得ない者さえ生じていることは甚だ遺憾であります。

よって、このような事情に鑑み、現行の奨学金制度について以下の諸点を改善・拡充されるよ

う、特段の配慮を要望いたします。

- (1) 大学および大学院の学生に対する貸与額を、最近の学生の勉学および生活に要する諸経費の上昇に対応して大幅に増額されたい。
- (2) 優秀な資質の学生を確保できるよう、奨学生採用者の増員を図られたい。

(要望書提出先：谷垣文部大臣  
林日本育英会会長)

## 学生部関係職員の待遇改善に関する要望書

昭和55年6月17日

国立大学協会会長

向坊 隆

学生部関係職員は学生の厚生補導という重責を担うとともに大学の管理運営に関して重要な役割を果たしているが、この職責に見合う処遇が十分でない実情に鑑み、次の諸点について特段の配慮をされるよう要望いたします。

- (1) 大学の規模の大小にかかわらず、すべての学生部長にその在職期間中指定職を適用されたい。
- (2) 学生部の課長の特別調整額については実情に応じ部内の均衡を考慮するとともに事務局課長との権衡を図るよう措置されたい。

(要望書提出先：谷垣文部大臣)

## 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

昭和55年6月17日

国立大学協会会長

向坊 隆

国立大学教官等の待遇改善に関し、このたび当協会第66回総会において別紙のとおり要望書が決議されましたので、ここにこれを提出いたします。

つきましては、国立大学教官等の待遇の現状とその改善の緊要性にかんがみ、右要望書の趣旨が速やかに実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

(要望書提出先：谷垣文部大臣  
藤井人事院総裁)

## 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

大学教官の待遇は、その職務の特殊性と専門性を十分に配慮して決定されなければならないことはいうまでもない。

周知のように、大学教官は、高度かつ専門的な学術研究に従事し、進歩発展しつつある研究成果を不断に摂取するのみではなく、研究水準を積極的に向上させていく職責を負っている。と同時に、この研究成果にもとづいて高度の専門教育を行う特殊かつ重要な責務を有している。

国立大学教官の待遇は年々、徐々にではあるが改善されてきたが、未だそれは十分であるとは



いいがたく、そのために、大学は有為な人材を確保できる状態にはおかれていない。

この点に十分配慮され、つぎの諸点につき特段の措置を重ねて強く要望するものである。

1. 俸給体系の是正を図りながら俸給水準の引上げを行うこと。

大学教官の俸給をその職責にふさわしい水準に引上げる必要性のあることは、いうまでもないが、同時に、俸給の上下格差を縮小する方向で、現行の俸給曲線の「中だるみ」を是正し、早期に最高俸給に到達できるよう「中ぶくらみ」の形に改める必要性も高い。近年、この点については若干改善されてきているが、引続き、この方向での改善を図られたく、これなくしては、大学は高度の専門的研究・教育者にふさわしい有能な人材、とくに若手・中堅教官を確保することも、また大学教官の研究・教育能力の水準を不断に引き上げることも困難であるといわざるをえない。

そのさい、つぎの点をとくに配慮されたい。すなわち、講師の職務は、教授または助教授に準ずると学校教育法に定められ、また実態としても講師の職務内容は、助教授のそれと大差がない。そこで現行俸給表に修正を加え、助教授のほか講師も、2等級とし、両等級の一本化を図ること。これに応じて、助手を3等級に格上げし、教育職(一)俸給表の等級数の縮減を図ること。

2. 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」(仮称)を新設すること。

周知のように、義務教育教員には、教職調整額、医療職については初任給調整手当がその職務の特殊性に基づいて支給されている。

大学教官にも研究・教育上の特殊性に基づいて実験、実習、フィールド・ワークなど多様な職務を長時間にわたって遂行するなどの過重な負担がある。

よって、このさい、こうした職務遂行に見合う特別な手当を新設し、これをすべての大学教官に適用し、支給されることをとくに配慮されたい。

3. 部局長(学生部長を含む)のすべてについて指定職の適用を図ること。

指定職の定数は、年々若干ずつではあるが増加し、部局長で指定職の適用を受けるものがふえてきた。ところが、未だ定数が必ずしも十分ではないために、すべての部局長が指定職の適用を受けているわけではない。

よって、このさい、大学の部局長については、現行の管理職手当の適用をやめ、指定職をすべての部局長にその在職期間中適用できるよう措置されたい。

なお、これを実現するためには指定職の定数の大幅増が必要であるが、この経過期間中の暫定措置として、指定職の適用を受けられない部局長については、現行の管理職手当の支給率を、均衡上、大学本部の部長なみの20パーセントに引き上げることを強く要望したい。

4. 管理職手当の適用対象を拡大すること。

近年、大学における管理運営の職責がますます重くなりつつある実情にかんがみ、評議員、全学段階の委員等の学内教育行政の激職にあるものには、その職務の内容や任用の手続きを明確化したうえで管理職手当を適用するようとくに配慮されたい。

5. 研究教育関係職員の待遇の抜本的改善を図ること。

大学における研究教育を十分に遂行するためには、大学特有の専門職である教務職員・技術職員および図書館職員等の果す役割は大きく、とりわけ、近年、研究教育または情報処理の機器が極度に高度化・専門化してきたことなどから、これらの職員の重要性がとみにましてきた。

にもかかわらず、これらの職員の待遇は十分ではなく、しかも給与に頭打ちがあることなどのために、有為な人材を確保することが著しく困難な状況にある。

こうした問題を抜本的に改善するために、当国立大学協会は「研究技術専門官」職階という別建の俸給表の新設を内容とする待遇改善案をまとめ、一昨年、関係機関へ「要望書」を提出した。

これについては、関係機関では、具体的実現の方向で準備作業に取りかかられたと聞いているが、これを早急に実施されるよう特段の配慮を強く要望したい。

6. 国立大学教官の停年制については現行制度を維持されたい。

国家公務員への停年制の法制化が問題になっているが、国立大学教官については、現に教育公務員特例法第8条第2項によって、それぞれの大学管理機関が停年年齢を定めて実施してきた。これはなんらの支障もなく、長年にわたって定着し、運用されてきたので、この現行制度は維持されたい。

なお、第91通常国会に上程された国家公務員に停年制を実施するための国家公務員法の一部を改正する法律案では、国立大学教官については現行制度が維持できるよう配慮されたことを多とするが、これを堅持されることを強く要請する。

## 瞬目反射とウインク

千葉大学医学部  
脳研神経内科助教授

渡辺 誠介

まず瞬目反射とはと堅いことから説明しよう。眼にごみが入ればまばたきが起り眼を保護するが、これは無意識に瞬間的に行なわれる反射である。1952年に Kugelberg が誘発筋電図によってこの反射の基本的な性質を明らかにした。その一つに、片眼を刺激しても両眼にまばたきが起るが時間的にみると2段階になっていることを発見したことがある。

少し詳しくいうと刺激した側の目蓋からは100分の1秒位の潜時のスパイク状の筋活動電位と100分の3

秒ほどの潜時の群化放電の2群の応答が導出されるが、反射側の目蓋からはおそい方の応答しか記録されない。反射の研究ではミリ秒の単位が大問題で、10ミリ秒と30ミリ秒ではかなり異なる回路を想定しなければならないが、この回路の研究には平岡・島村の優れた報告がある。こうして瞬目反射は脳神経・脳幹の病態を伝える重要な検査となった。

私はこの反射の亢進がみられるパーキンソン病を検査しているとき、Kugelberg の報告以来みられないとされている刺激の反対側の早い応答がときどき出現することに気がついた。これは私の検査ミスなのだろうか？ それとも反射が亢進すると出現するのだろうか？ 病的になるとするのなら正常人にも僅かにはあるのかも知れないと考えて、学生のボランティアで眼瞼の随意収縮による反射増強法を用いて調べたところ半数以上に記録できたのである。しかも興味あることに片眼のみ完全に閉じられるか否か、つまりウインクの上手下手と関係ありそうだと気がついた。片眼だけ閉じるように命じても筋電図でみると反対眼も閉じかけてしまう人が25人中19人あり、この19人中16人に反対側にも潜時の早い応答をみた。このことは眼輪筋の神経支配に個人差があることを示し、そのことと刺激に対する興奮性が関連することを示唆している。

刺激側の早い応答の活動電位に比べれば遙かに低振幅とはいえ、これだけの頻度に出現するのに欧米では何故もう少し問題にされなかったのだろうか？ 諸先輩も私と同様偉大な Kugelberg に遠慮して、気がついて自分の検査ミスと思われたのだろうか？ あるいは人種とか風習の差なのだろうか？

昨年ストックホルムの学会で、私は最後に、混血の女の子が可愛いウインクをしているのに日本の男の子がウインクのつもりでしかめ面をしているスライドを映写した。そしてもし日本人にだけ反対側の早い応答が多くみられるのなら、われわれにはウインクの習慣がなく眼輪筋を片側支配する訓練が不足しているからだろうといったら、このジョークは大いに受けて、私の“ウインク学説”は素直にアクセプトされたのであった。

# 資 料

## 学寮のあり方について

昭和55年6月17日  
第66回総会了承

一般的にみて、わが国の国立大学の学寮の現状は決して好ましいものとは言えない。多くの大学がその管理運営に困難な問題をかかえ、その打開策に苦慮しているのが偽らざる実情である。言うまでもなく、各大学の学寮は、大学（学部）の種類、規模、立地条件等により、あるいはそれぞれの学寮の歴史的経緯や慣行等によって、その性格を異にし、またその具体的運営も一様ではない。したがって、既存の学寮に関する限り、一見学寮に共通する基本的問題であっても、これについて直ちに統一的な処理を期待することはむづかしい。といっても学寮が大学の付属施設である以上、その管理責任を負う大学としては、国有財産の管理および国費の執行に関する諸法規に違背することがあってはならないし、また寮生についても、市民社会に自明の私生活費個人負担の考え方が原則的に適用されるべきことは疑問の余地はないところである。

### 1. 学寮イメージの転換の必要性

51年7月実施のアンケート調査の結果によれば、各大学はその観点こそ異なれ、ほとんどが学寮の必要性を認めていると言える。その必要性の認識は、学生数の増大によって今後一層強まるであろう。こうした学寮の必要性が高いにも拘らず、種々の理由により退寮者が多く、また入寮希望者が減少する傾向がみられた。こうした傾向は一体何を物語っているであろうか。学生の側における生活様式の変化、とりわけ住・食生活にみられる著しい変化もその一因であるが、それと関連して、戦後の学寮にまつわるイメージがマイナスに作用して、学生の意識状況の変化に即応していないことが挙げられるであろう。

戦後、各国立大学は、終戦直後の経済的困難と住宅難の中にあつて、しかも急増する学生の修学を可能ならしめるために、旧兵舎や旧校舎などを学寮に転用するなどして急場をしのいできた。こうして戦後の学寮は、学生とりわけ経済的困窮学生のための生活援護的性格を多分に帯びた施設として発足したのであるが、この発足時の事情が、その施設・設備の劣悪な条件と相俟って、戦後の学寮イメージを色濃く規定したといっても過言ではない。その後の日本経済の復興・成長と国民の生活水準の向上にも拘らず、また昭和34年頃から鉄筋寮が建築されはじめ、学寮の施設・設備も逐次改善されるようになって、学寮を生活援護的なものとみる感覚が一向に払拭されず、本来利用者が負担すべき私生活費に対して、国費援助を当然視するような風潮が形成蓄積されて今日に至っている。

この点について、昭和37年の学徒厚生審議会の「大学における学寮の管理運営の改善とその整備目標について」の答申は、現実には学生の経済生活に対する学寮の意義は重要であるとしながらも、「学寮は貧困学生の収容施設に終ってはならない」と率直に指摘しており、更に「教育的機能をより有効ならしめるためには、施設の整備や奨学制度の拡充などにより、物的環境の改善と学生の経済条件の向上に努める必要がある」との提言を行っている。18年前のこの提言は、今日でも基本的には通用するものであり、今後の学寮のあるべき姿を考えるにあたっては、先ず以て「貧困学生の収容施設」と余りにも強く結びついた従来の学寮イメージの転換をはかることが

必要である。このことは利用者たる学生については勿論、大学側にも、文部省当局にも言えることである。

## 2. 学寮の改善と充実

調査結果によれば、学寮を福利厚生施設とみる傾向が強くなっているが、この場合の福利厚生の内容は必ずしも一様ではないであろう。その中には、上述の如き終戦直後におけるような生活援護的なものではなく、むしろ、設備やサービスが行きとどき、良好な生活環境が確保されている状態をその内容とするものもあろう。一方、利用者たる学生の側には、意識状況や生活感覚に著しい変化が進んでおり、必ずしも「安価な下宿屋」としての学寮を求めるのではなく、快適な居住環境において、プライバシーが保障され、かつ修学の上においてもプラスとなる学寮を期待する者も多い。

こうした利用者たる学生の意識状況の変化や期待に応えるためにも、学寮の規模、形態および構造の面について、欧米諸国の近代的な学寮や、その運営において評価されているわが国の私立大学その他の学寮を参考にし、良好な居住環境の整備を積極的に進めることが望まれる。また、学寮の改善と充実にあたっては、画一性に流れず、大学・学部の種類や特殊性を考慮し、設備その他の面にもきめ細かな配慮が加えられるべきである。なお、今後外国人留学生の増加が予想されることを考えて、当該大学の学生が留学生と起居を共にするような学寮や、更に大学院学生や研修医等のための特別寮も考慮されて然るべきであろう。

次に、こうした学寮の利用者は、少なくとも私生活費の全額を負担するという建前が貫かれる必要がある。それと同時に、旺盛な勉学の志をもちながら経済的事情のために、この負担に堪えられない学生に対しては、現行の育英奨学を実情に応じ改善充実して、これをカバーし、等しく快適で修学に適した学寮生活が営みうるよう特別な配慮が必要である。

## 共通第1次学力試験に関する申し合わせ

共通第1次学力試験は都道府県別に基づく行政区画によって実施されているが、受験生が特定の府県に集中するなどの事態を生じ、監督教職員の配置、試験場の設置などに困難を生じている府県がある。このような不均衡を是正するため、各地域ブロック毎の国立大学間の合議によって可及的速やかにこのような事態を解消することを申し合わせる。

昭和55年6月18日

第66回国立大学協会総会

## 入試責任者の臨時交代措置に関する申し合わせ

入学主幹などの入学試験執行の広汎な責任をもつ者の子弟などが当該大学の入学試験をうける場合（第2次試験）および共通第1次学力試験をうける場合（第1次試験）は、事前に試験問題を見ることの出来る立場にあるため、当該大学では適時その任務を解除し、別に責任者を立てて代行をせしめる措置をとられたい。

昭和55年6月18日

第66回国立大学協会総会

## 大学入試センターよりの要望事項についての総会了承

総会は、次の如き入試センターよりの要望を了承した。

- (1) 各大学が入学試験の追跡調査、研究などを行うために入試センターにその資料の提供を要望する件数が増加の傾向にあるが、その場合学生個人、各大学、各地区等の固有のプライバシーに関するものは提供出来ない場合もあるのでご承知願いたい。
- (2) 提供を受けた資料は学内秘扱いとして目的とする調査・研究に限り使用し、後日、入試センターより公表して差支えない状況になった旨の通知あるまで一般公開を御遠慮願いたい。

昭和55年6月18日

第66回国立大学協会総会

## 大学及び高等専門学校卒業予定者の採用選考開始期日等の厳守に関する決議

昭和55年6月5日

中央雇用対策協議会

本協議会は、昭和52年12月21日に開催された第24回総会において、昭和53年度以降の大学及び高等専門学校卒業予定者の採用選考開始期日等について決議したところであるが、同決議の遵守を図るため次のとおり決議する。なお、昭和53年12月25日に開催された第25回総会における「大学及び高等専門学校卒業予定者の採用選考開始期日等の厳守に関する決議」は廃止する。

- 1 求人（求職）のための企業と学生との接触は、卒業前年の10月1日以降認めているが、10月1日以降10月末日までの間においては、企業側は次の事項について遵守するものとする。  
なお、10月1日前においては、いかなる事情、いかなる名目であれ企業は学生との接触を行わないことは当然である。
  - (1) 成績証明書、卒業見込証明書、推薦書、健康診断書等大学が作成する応募書類の提出は、10月15日以降求める。
  - (2) 採用の内定（内定の通知、誓約書の提出、不採用の通知等）は行わない。
  - (3) 当然のことながら、筆記試験、適性検査等の試験及び健康診断は行わない。
  - (4) 会社訪問については、必ずしも毎日窓口を開設する必要はないが、10月中はこれを締切らない。
  - (5) 他社を訪問することができないようにするため、連日の呼出しを行う等過度に学生を拘束しない。また、他社への応募を断念することを学生に求めない。
- 2 各業種別の団体は、本決議の遵守の徹底を図るため、本決議と同趣旨の申し合せを行うなど、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学生側が、企業に協定違反行為を生ずるようなことを要請する等の行為がないよう、学校側に対し協定の遵守につき学生に対する適切な指導を要請する。
- 4 労働省、日本経営者団体連盟、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会をもって構成する決議遵守委員会を設け、実情を調整するとともに、必要に応じて早期選考及び早期推薦を行った業界、企業名及び学校名を公表する等により協定の遵守を図るものとする。

## 大学設置審議会（大学設置分科会）委員について

4月30日をもって任期満了の当協会推薦の大学設置審議会（大学設置分科会）委員の  
の後任として、須田神戸大学長、幡香川大学長が5月10日付で発令された。

須田神戸大学長 幡香川大学長

（以下、本文が非常に淡く、ほとんど読み取れない状態です。内容は、委員の任命に関する詳細な経緯や協会の意向に関するものと推測されます。）

# そ の 他

## 学長等の異動

### ○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
一 橋 大 学	蓼沼 謙一	宮澤 健一
滋 賀 大 学	桑原 正信	川崎 源
官 崎 医 科 大 学	勝木司馬之助	玉井 達二

### ○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
特別会計制度協議会	蓼沼 謙一	宮澤 健一

### ○ 専門委員の委嘱

第1常置委員会	望月哲太郎 (東京大学事務局長)
第6常置委員会	
特別会計制度協議会	

### ○ 専門委員の解嘱

第1常置委員会	吉田 寿雄 (前東京大学事務局長)
第6常置委員会	
特別会計制度協議会	

## 寄贈図書

- 教育と情報 6月号, 7月号 (文部省)  
厚生補導 6月号, 7月号, 8月号 (文部省)  
産業と教育 5月号, 6月号, 7月号 (産業教育振興中央会)  
I D E 5月号, 6月号, 7月号, 8月号 (民主教育協会)  
E S P 6月号, 7月号 (経済企画庁)  
青少年問題 6月号, 7月号, 8月号 (青少年問題研究会)  
アジアの友 4・5月号 (アジア学生文化協会)  
みんぱく7月号 (民族学振興会)  
国際交流 24号 (国際交流基金)  
インターナショナル・リクルートメント・ニュース 64号~74号 (外務省)  
学士会会報 1980-III (学士会)  
昭和54年度大学図書館実態調査結果報告 (文部省)  
学校基本調査報告書 (高等教育機関) 昭和54年度 (文部省)  
会報 第41号 (大学基準協会)  
会報 第40号 (日本教育大学協会)



一般教育学会誌 創刊号 (一般教育学会)  
昭和53年度日本学術振興会年報 (日本学術振興会)  
学生生活研究 1979年度 (民主教育協会)  
ヨーロッパの医学教育 昭和54年度海外医学教育調査団報告書 (医学教育振興財団)  
学校安全 第52号 (日本学校安全会)  
小学校・中学校廃疾事故事例集及び廃疾事故防止の留意点 ( " )  
人間形成と学校安全 ( " )  
クレセント 第7号 (関西学院大学)  
東海大学紀要 第10集 (東海大学)  
紀要 第12号 (聖徳学園短期大学)  
大阪教育大学教育研究所報 No. 15 (大阪教育大学)  
昭和54年度入学者選抜方法研究委員会報告書 (愛媛大学)  
入学者選抜方法研究委員会報告書 (京都工芸繊維大学)  
社会福祉協力校三カ年の歩み 小学校編, 中学校編, 高等学校編 (全国ボランティア活動振興センター)  
昭和54年度広島大学保健管理センター年報 No. 14, No. 15 (広島大学)  
日本の大学における外国人教員 (広島大学)  
大学院研究年報 No. 9 (中央大学)  
農水産系学部30年 (国立農水産関係大学学部長協議会)

国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
  - 第2 " (学科課程・入学試験等)
  - 第3 " (補導)
  - 第4 " (学生の厚生)
  - 第5 " (大学間の協力)
  - 第6 " (大学財政)
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会
  - 教養課程に関する特別委員会
  - 大学格差問題特別委員会
  - 図書館特別委員会
  - 研究所特別委員会
  - 教職員の厚生等に関する特別委員会
  - 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)。その下に, 大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会会長ほか5学長, 文部事務次官ほか4局・課長)

## 編集後記

- \* この夏は、一昨年、昨年の猛暑と打って変って記録的な冷夏となり、異常気象に関するニュースが話題を賑わわせました。冷夏とは言え遅ればせながら残暑お見舞いを申し上げます。
- \* 本号は前総会関係の記事を掲載した関係で相当大部のものになりましたが、お目通し頂ければ幸いと存じます。
- \* 今回の「特別寄稿」には古屋山梨大学長の“師と学生の間・大学考”を、また「窓欄」には岡崎九州大学教授の“シルクロードの旅”および渡辺千葉大学助教授の“瞬目反射とウインク”の二つの短篇を掲載することができました。ご多忙のところご寄稿くださった諸先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。(R)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和55年8月29日 印刷 (非売品)  
昭和55年8月30日 発行

# 会 報 第 89 号

(第30巻第3号 通巻第89号)

編集兼  
発行者

石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 樹文唱堂